

安城消防署給排水管ほか保全更新電気工事 設計書

- 1 本設計書は、衣浦東部広域連合工事請負契約約款第 1 条に定める設計図書には該当しません。
- 2 本設計書に記載してある数量は、「参考数量」であるため、その誤記又は脱漏を理由として契約の締結を拒み、又は契約金額の増額を請求することはできません。
- 3 本設計書は、次の基準（以下「積算基準」という。）の最新版を基本にして作成しています。
 - (1) 公共建築工事積算基準 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
 - (2) 建築数量積算基準・同解説 建築工事建築数量積算研究会制定
 - (3) 建築設備数量積算基準・同解説 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
- 4 数量に関する質問の方法、期限等は、工事内容に関する質問と同様としますが、「積算基準」に基づく全工種の全項目の数量についての積算根拠資料を添付してください。
- 5 添付の図面は、原本を A 3 サイズに縮小したものです。

名 称	種別／形状寸法	単位	数量	単 価	金 額	備 考
安城消防署給排水管ほか保全更新電気工事						
共通仮設費計		式	1.0			
直接工事費		式	1.0			
純工事費						
現場管理費		式	1.0			
工事原価						
一般管理費等		式	1.0			
工事価格						
消費税相当額						
合計						

名 称	種別／形状寸法	単位	数量	単 価	金 額	備 考
直接工事費						
1. 幹線設備工事		式	1.0			
2. 電灯分岐設備工事		式	1.0			
3. コンセント分岐設備工事		式	1.0			
4. 拡声設備工事		式	1.0			
5. 自動火災報知設備工事		式	1.0			
6. 仮設工事		式	1.0			
小計						

名 称	種別／形状寸法	単位	数量	単 価	金 額	備 考
1. 幹線設備工事						
1種金属線ぴ	B型	m	1.0			
1種金属線ぴ付属品	コーナーボックス B型	個	1.0			
フルボックス	SS 200×200×100	個	1.0			
EM-IE電線	管内 2.0mm	m	16.0			
EM-CEケーブル	管内 8° -3C	m	2.0			
EM-CEケーブル	天井 8° -3C	m	15.0			
電灯分電盤改修	L-1	式	1.0			
電灯分電盤改修	L-2	式	1.0			
電灯分電盤改修	L-3	式	1.0			
電灯分電盤	L-2-厨房	面	1.0			
はつり補修		式	1.0			
既設撤去及び処分費		式	1.0			
小計						

名 称	種別／形状寸法	単位	数量	単 価	金 額	備 考
2. 電灯分岐設備工事						
合成樹脂製可とう電線管	隠ぺい PF16	m	1.0			
1種金属線ぴ	A型	m	2.0			
1種金属線ぴ	B型	m	1.0			
1種金属線ぴ	C型	m	5.0			
1種金属線ぴ付属品	1個用スイッチボックス A型	個	1.0			
1種金属線ぴ付属品	2個用スイッチボックス A型	個	1.0			
1種金属線ぴ付属品	コーナーボックス A型	個	2.0			
1種金属線ぴ付属品	コーナーボックス B型	個	1.0			
1種金属線ぴ付属品	コーナーボックス C型	個	1.0			
1種金属線ぴ付属品	ジャンクションボックス C型	個	1.0			
プルボックス	SS形 200×200×100	個	3.0			
プルボックス	SS形 WP-SUS 200×200×100	個	1.0			
金属製アウトレットボックス	カバー付 中四角浅型	個	25.0			
EM-IE電線	管内 1.6mm	m	107.0			

名 称	種別／形状寸法	単位	数量	単 価	金 額	備 考
EM-EEFケーブル	管内 1.6mm-3C	m	3.0			
EM-EEFケーブル	天井 1.6mm-3C	m	94.0			
EM-EEFケーブル	PF管内 1.6mm-3C	m	1.0			
EM-EEFケーブル	管内 2.0mm-3C	m	6.0			
EM-EEFケーブル	天井 2.0mm-3C	m	23.0			
EM-CEEケーブル	管内 1.25° -2C	m	3.0			
EM-CEEケーブル	天井 1.25° -2C	m	9.0			
照明器具	A22 LSS9-2-30	個	5.0			
照明器具	B17 LSS9-4-23	個	4.0			
照明器具	E5 LRS1-05	個	6.0			
照明器具	E8 LRS1-08	個	8.0			
照明器具	F11	個	2.0			
スイッチ（金属プレート付）	ネーム付 1P15A×1+1PPL15A×1	個	6.0			
熱線センサー付自動スイッチ	親機	個	3.0			
熱線センサー付自動スイッチ	親機 換気扇連動	個	2.0			

名 称	種別／形状寸法	単位	数量	単 価	金 額	備 考
熱線センサー付自動スイッチ	子機	個	1.0			
熱線センサー付自動スイッチ	子機 換気扇連動	個	3.0			
熱線センサー操作ユニットx2	照明・換気扇用	個	5.0			
防火区画貫通処理		式	1.0			
はつり補修		式	1.0			
(取付費)給湯器リモコン		個	2.0			
(再用品)照明器具	埋込FL20W×2	個	1.0			
(再用品)照明器具	埋込FL40W×1	個	2.0			
(再用品)照明器具	一体型LED直付40型	個	2.0			
既設撤去及び処分費		式	1.0			
小計						

名 称	種別／形状寸法	単位	数量	単 価	金 額	備 考
3. コンセント分岐設備工事						
厚鋼電線管	露出(塗装有) G16	m	1.0			
合成樹脂製可とう電線管	隠ぺい PF16	m	19.0			
合成樹脂製可とう電線管	隠ぺい PF22	m	6.0			
1種金属線ぴ	A型	m	37.0			
1種金属線ぴ	B型	m	3.0			
1種金属線ぴ付属品	1個用スイッチボックス A型	個	16.0			
1種金属線ぴ付属品	コーナーボックス A型	個	23.0			
1種金属線ぴ付属品	1個用スイッチボックス B型	個	6.0			
1種金属線ぴ付属品	コーナーボックス B型	個	2.0			
プルボックス	WP-SUS 200×200×100	個	1.0			
金属製露出スイッチボックス	1個用1方出 塗装共 G16	個	1.0			
金属製アウトレットボックス	カバー付 中四角浅型	個	25.0			
EM-IE電線	管内 1.6mm	m	1.0			
EM-IE電線	PF管内 1.6mm	m	19.0			

名 称	種別／形状寸法	単位	数量	単 価	金 額	備 考
EM-IE電線	管内 2.0mm	m	2.0			
EM-IE電線	PF管内 2.0mm	m	38.0			
EM-EEFケーブル	管内 2.0mm-3C	m	67.0			
EM-EEFケーブル	天井 2.0mm-3C	m	135.0			
EM-EEFケーブル	PF管内 2.0mm-3C	m	6.0			
コンセント(金属プレート付)	2P15A×2	個	2.0			
コンセント(金属プレート付)	2P15A×2E	個	2.0			
コンセント(金属プレート付)	2P15A×1EET	個	22.0			
コンセント(金属プレート付)	2P15A×2EET	個	2.0			
コンセント(金属プレート付)	2P15A・20A×1E(200V)	個	3.0			
防雨コンセント	2P15A×2EET	個	1.0			
防火区画処理		式	1.0			
はつり補修		式	1.0			
既設撤去及び処分費		式	1.0			
小計						

名 称	種別／形状寸法	単位	数量	単 価	金 額	備 考
5. 自動火災報知設備工事						
EM-AEケーブル	天井 1. 2mm-4C	m	1.0			
金属製アウトレットボックス	カバー付 中四角浅型	個	1.0			
(再用品)感知器	差動式スポット型 2種・露出	個	4.0			
(再用品)感知器	定温式スポット型 1種防水	個	3.0			
(再用品)感知器	光電式スポット型 3種・露出	個	1.0			
既設撤去及び処分費		式	1.0			
小計						

名 称	種別／形状寸法	単位	数量	単 価	金 額	備 考
6. 仮設工事						
EM-EEFケーブル	天井 2.0mm-3C	m	9.0			
金属製露出スイッチボックス	1個用1方出 塗装共 G16	個	1.0			
コンセント(金属プレート付)	2P15A×2EET	個	1.0			
既設撤去及び処分費		式	1.0			
小計						

特記仕様書

1 安全・訓練等の実施について

現場の安全確保のため、工事着手後、月当り半日以上の時間を割り当て、作業従事者全員に対して次の事項を実施すること。

- (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- (2) 本工事内容の周知徹底
- (3) 本工事における災害対策訓練
- (4) 本工事現場で予想される事故の対策

2 安全・訓練等の実施状況について

安全・訓練等の実施状況（参加者名簿、資料、写真等）を工事完了時に提示すること。また工事記録に記録し、工事完了時に報告すること。

3 あいくる材の率先利用について

リサイクル資材の率先利用を図るため、使用する資材は、あいくる材として認定されている資材の利用に努めること。

4 建設副産物等に関する提出物について

契約金額が 100 万円以上の時は、（一財）日本建設情報総合センターが管理運営する「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」に搭載された CREDAS 機能により、必要事項を入力し、「再生資源利用計画書（実施書）」及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」について作成及び提出すること。また、完了時は、工事登録証明書を提出すること。また、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲示すること。

5 建設業退職金共済制度の運用について

- (1) 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は、同制度に加入すること。
- (2) 同制度に加入した場合は、掛金収納書を監督員へ提出し、工事現場内に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識を掲示すること。
- (3) 受注者は、自ら雇用する同制度の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付すること。
- (4) 受注者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して、同制度の趣旨を説明し、下請業者が雇用する制度対象労働者に係る共済証紙をあわせて購入し、現物により交付すること。
- (5) 同制度に該当しない場合は、その旨を監督員に文書により通知することによって、1号から4

号の事務等を省くことができる。

(6) 共済証紙の残数が明らかであることが資料で確認できる場合に限り、その使用を認める。

6 電子納品の運用について

電子情報の作成に係る基準等は、発注者が定める「安城市電子納品運用手順書」によるものとし、記載のない事項は監督員と協議し、その指示に従わなければならない。

7 工事写真について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、監督員の承諾を得た上で、「国土交通省大臣官房官庁営繕部 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について」により行うことができる。

8 契約書の設計図の表示について

契約書に添付する設計図は、原本をA3サイズに縮小したものである。

9 工程表について

衣浦東部広域連合工事請負契約約款第3条に記載のある工程表は、提出不要とする。

但し、他工事の現場代理人を兼務させる場合（兼務工事）は、現場代理人等届の添付書類として兼務届及び工程表を添付すること。

10 下請負届について

衣浦東部広域連合工事請負契約約款第7条に記載のある下請負の届出は、原則不要とする。

但し、発注者から下請負届の提出を求められた場合は、必要事項を明記し、提出すること。

電気設備工事特記仕様書

令和4年7月1日改訂

編	項目	特記事項	備考	編	項目	特記事項	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
第1章 一般事項	第1節 総則																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
1.1.1	適用	<p>1. この特記事項以外は下記に準拠する。但し、本工事に関係しない事項は適用しない。</p> <p>1) 衣浦東部広域連合契約規則及び衣浦東部広域連合工事等施行に関する事務取扱要領</p> <p>2) 工事請負契約書</p> <p>3) 国土交通大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書（電気設備工編）（令和4年版）</p> <p>4) " 公共建築設備工事標準図（電気設備工編）（令和4年版）</p> <p>5) " 公共建築工事標準仕様書（機械設備工編）（令和4年版）</p> <p>6) " 公共建築設備工事標準図（機械設備工編）（令和4年版）</p> <p>7) " 公共建築工事標準仕様書（建築工編）（令和4年版）</p> <p>8) " 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工編）（令和4年版）</p> <p>9) " 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工編）（令和4年版）</p> <p>10) " 公共建築改修工事標準仕様書（建築工編）（令和4年版）</p> <p>11) " 建築物解体工事共通仕様書（令和4年版）</p> <p>12) 関係法令及び諸工事基準</p> <p>ただし、標準仕様書で監督職員とあるものは監督員と読み替える。</p> <p>2. 特記事項の優先順位 1. ○（又は○） 2. ※</p> <p>ただし、○（又は○）と窓のある場合は共に適用する。</p> <p>3. 本工事に使用する資材等は、上記各標準仕様書及び本工事特記仕様書（指定資材含む）によるものとする。</p> <p>4. 本工事特記仕様書は公共建築工事標準仕様書（電気設備工編）、公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工編）に対応している。改修工事に関する項目は【 】として記載している。</p> <p>* 工事の着手、施工、完成に当たり、関係官公署その他の関係組織への必要な届出手続等を遅滞なく行う。</p>	【改修1.1.1】		* 建設副産物	<p>1. 契約金額100万円以上の工事の発生材については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という。）その他関係法令の規定を遵守し適正に処理する。</p> <p>2. 建設リサイクル法第9条第1項の対象建設工事に該当する工事は、再資源化等が完了したとき、同法第18条第1項に基づく報告として、監督員に「再資源化等報告書」を提出すること。</p> <p>3. 産業廃棄物管理表（以下「マニフェスト」という。）集計表を作成し、監督員に提出する。また、マニフェスト伝票は整理して保管し必要に応じて検査員等に提示する。マニフェスト集計表は任意様式とし、交付した全てのマニフェストについて、交付番号、廃棄物の内訳（tまたは?)が記載されたものとする。</p> <p>* 「フロン類の仕様の合理化及び管理の適正化に関する法律」の改正（令和2年4月1日施行）に基づいて行うこと。</p> <p>* ※ する ・ しない</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
1.1.3	官公署その他への届出手続等																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
1.1.4	工事実績情報の登録	* 契約金額が500万円以上の工事は、（一財）日本建設情報総合センター（JACIC）の工事実績情報システム（CORINS）に、工事実績情報の登録を、その内容について監督員の確認を（JACICの様式「登録のための確認のお願い」に従って）受けた上、行う。（受注時、変更時、竣工時）また、登録後にJACICが発行する「登録内容確認書」を、監督員へ提示する。	【改修1.1.3】																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
1.1.7	別契約の関連工事																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
1		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項</th> <th colspan="5">工 事 区 分</th> <th rowspan="2">備 考</th> <th rowspan="2">項</th> <th colspan="5">工 事 区 分</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>建築</th> <th>電気</th> <th>管</th> <th>空調</th> <th>汚水処理</th> <th>建築</th> <th>電気</th> <th>管</th> <th>空調</th> <th>汚水処理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設備スリーブ箱入</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td></td> <td>水槽・その他マンホール</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上用構造体補強</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>厨房機器接続</td> <td></td> <td>※</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>" 防水処理</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>化粧棚及び鏡</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>天井・壁埋込器具切込補強</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>天井地下共</td> <td>実験台設備接続</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>設備機器基礎・防水処理</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>防水処理又は配管</td> <td>ワイランド用受台</td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>設備機器用アンカーボルト</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>機器類に伴うもの</td> <td>防煙シャッター、同用煙感知器、</td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(外部) 空気取入・換気ガラリ</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>防火戸自閉装置及び</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(内部) 空気取入・換気ガラリ</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>各間の配線</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>換気扇取付枠</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>同上壁までの電源送り</td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>建物内外配線配管ビット蓋</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>排煙口開放装置</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建物内排水溝</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>排煙口手動開放装置</td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>たて樋接続用横引管</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>消火栓組込発信機類及び取付</td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>発電機用 冷却用給水排水</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>減圧水槽以降</td> <td>不燃性ガス消火設備への電源送り</td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>" 燃料用油配管</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>燃料小出槽以降</td> <td>同上制御盤及び制御配線</td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>" 通気管</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>電動黒板・電動バリマスクへの電源送り</td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>" オイルタンク</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>受水槽・高架水槽基礎</td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>動力制御盤及び配線</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>" " 架台</td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>自動制御盤及び配線</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>天井・壁改め口</td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>自動制御盤への電源送り</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>床改め口</td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ファンコイルへの電源送り</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>汚水樹</td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td>汚水処理槽流入側槽入口汚水樹を除く</td> </tr> <tr> <td>液面電極体リレー及び配線</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>雑排水樹</td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>床排水金物</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>雨水拵</td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>流し台排水金物</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>" 設備接続</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項	工 事 区 分					備 考	項	工 事 区 分					備 考	建築	電気	管	空調	汚水処理	建築	電気	管	空調	汚水処理	設備スリーブ箱入	※	※	※	※	※		水槽・その他マンホール	※						同上用構造体補強	※						厨房機器接続		※	※				" 防水処理	※						化粧棚及び鏡							天井・壁埋込器具切込補強	※					天井地下共	実験台設備接続							設備機器基礎・防水処理	※					防水処理又は配管	ワイランド用受台		※					設備機器用アンカーボルト	※	※	※	※	※	機器類に伴うもの	防煙シャッター、同用煙感知器、		※					(外部) 空気取入・換気ガラリ	※						防火戸自閉装置及び							(内部) 空気取入・換気ガラリ	※						各間の配線							換気扇取付枠	※						同上壁までの電源送り		※					建物内外配線配管ビット蓋	※						排煙口開放装置					※		建物内排水溝	※						排煙口手動開放装置		※					たて樋接続用横引管	※						消火栓組込発信機類及び取付		※					発電機用 冷却用給水排水	※					減圧水槽以降	不燃性ガス消火設備への電源送り		※					" 燃料用油配管	※					燃料小出槽以降	同上制御盤及び制御配線			※				" 通気管	※						電動黒板・電動バリマスクへの電源送り			※				" オイルタンク	※						受水槽・高架水槽基礎		※					動力制御盤及び配線	※						" " 架台			※				自動制御盤及び配線	※						天井・壁改め口		※					自動制御盤への電源送り	※						床改め口		※					ファンコイルへの電源送り	※						汚水樹			※			汚水処理槽流入側槽入口汚水樹を除く	液面電極体リレー及び配線	※						雑排水樹			※				床排水金物	※						雨水拵		※					流し台排水金物	※													" 設備接続	※																			
項	工 事 区 分					備 考	項	工 事 区 分					備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	建築	電気	管	空調	汚水処理			建築	電気	管	空調	汚水処理																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
設備スリーブ箱入	※	※	※	※	※		水槽・その他マンホール	※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
同上用構造体補強	※						厨房機器接続		※	※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
" 防水処理	※						化粧棚及び鏡																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
天井・壁埋込器具切込補強	※					天井地下共	実験台設備接続																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
設備機器基礎・防水処理	※					防水処理又は配管	ワイランド用受台		※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
設備機器用アンカーボルト	※	※	※	※	※	機器類に伴うもの	防煙シャッター、同用煙感知器、		※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
(外部) 空気取入・換気ガラリ	※						防火戸自閉装置及び																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
(内部) 空気取入・換気ガラリ	※						各間の配線																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
換気扇取付枠	※						同上壁までの電源送り		※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
建物内外配線配管ビット蓋	※						排煙口開放装置					※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
建物内排水溝	※						排煙口手動開放装置		※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
たて樋接続用横引管	※						消火栓組込発信機類及び取付		※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
発電機用 冷却用給水排水	※					減圧水槽以降	不燃性ガス消火設備への電源送り		※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
" 燃料用油配管	※					燃料小出槽以降	同上制御盤及び制御配線			※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
" 通気管	※						電動黒板・電動バリマスクへの電源送り			※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
" オイルタンク	※						受水槽・高架水槽基礎		※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
動力制御盤及び配線	※						" " 架台			※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
自動制御盤及び配線	※						天井・壁改め口		※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
自動制御盤への電源送り	※						床改め口		※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
ファンコイルへの電源送り	※						汚水樹			※			汚水処理槽流入側槽入口汚水樹を除く																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
液面電極体リレー及び配線	※						雑排水樹			※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
床排水金物	※						雨水拵		※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
流し台排水金物	※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
" 設備接続	※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
1.1.8	疑義に対する協議等																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
第2節 工事関係図書	1.2.1 実施工程表	<p>* 設計図書について監督員と協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更を行う場合の措置は、契約書による。</p> <p>* 実施工程表の補足として提出 ○ 週間工程表 ○ 月間工程表 ・ 工種別工程表 ・ ()</p> <p>* 概成工期 ・ 有 (年 月 日) ※ 無</p>	【改修1.1.8】																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
1.2.4	工事の記録 工事写真	* 工事写真の撮影時期、内容、枚数等は下記のとおりとする。 1) 工事中 2) 完成時 監督員の指示によりカラー撮影 ※デジタルカメラの撮影素子の有効画素数は130万画素を標準とする。	【改修1.2.4】																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
第3節 工事現場管理	1.3.1 施工管理	* 主任技術者・監理技術者の設置その他の主任技術者・監理技術者に関する制度の運用については、「監理技術者制度運用マニュアル」（令和元年9月30日付け国不建第130号国土交通省土地・建設産業局建設業課長通知）によるものとする。 * ・ 適用する ○ 適用しない	【改修1.3.1】																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
1.3.2	電気保安技術者																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
1.3.3	施工条件	* 1) 施工日・施工時間 制限 ※ 有 () ・ 無 2) その他 3) 工事車両の駐車場所 場所制限 ※ 有 (駐車場所 : ※ 敷地内 ()) ・ 無 4) 資機材置場所 置場所制限 ※ 有 (置場所 : ※ 敷地内 ()) ・ 無																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
1.3.9	発生材の処理等	* アスベスト含有建材は、大気汚染防止法の改正（令和3年4月1日施行）に基づき、適切に対応すること。 * 特別管理産業廃棄物の有無 ・ 無 ・ 有 (処理方法 :) * 現場において再利用を図るもの () * 工事に伴い発生する指定副産物のうち、次のものは再資源化施設へ搬出する。 ※コンクリート塊 ※アスファルトコンクリート塊 ※建設発生木材 ・ () * 次の物品はPOBの混入が疑われるため、専門的分析機関に依頼し、その有無を確認する。 昭和47年以前の建築物：ポリサルファイド（テオコール）系コーキング 平成40年以前の製造機器：蛍光灯安定器、コンデンサ、リアクトル、コンデンサ用放電コイル、変圧器（絶縁油中の濃度0.5mg/kg以下のものは対象外） 上記以外においても、POB混入の恐れがある場合は、監督員と協議の上、確認すること。 * PCBを使用している機器材料は、適切な容器に収めた上で引渡しを要する。撤去した機器のメーカー名・型番・製造年月日を記載したリストを作成して発注者へ提出する。 * 引き渡しを要するものは、監督員の指定する場所に整理し、発生物件調書を作成し、施設管理者へ引き渡す。 * 引き渡しを要しないものはすべて場外に搬出し、下記建設副産物の項及び関係法令等に従い適正に処理する。 * 本工事で発生する産業廃棄物のうち愛知県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物については、愛知県産業廃棄物税が課税されるので適正に処理すること。	【改修1.9.1】																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
第4節	機器及び材料																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
1.4.2	機材の品質等																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
【改修1.4.3】	再使用機材																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
第5節	施工																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
1.5.3	施工の検査等																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
1.5.7	化学物質の濃度測定																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
第6節	工事検査及び技術検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
1.6.2	技術検査																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
第7節	完成時の提出図書																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
1.7.1	完成時の提出図書																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
第1	完成図																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
1.7.2	完成図																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
【改修第7節 養生】	1.7.1 養生範囲																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
1.7.2	養生方法及び清掃																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
【改修第8節 撤去】	1.8.1 一般事項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
1.8.2	撤去作業の安全対策																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
1.8.3	撤去後の補修及び復旧																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
共																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
通																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
事																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
第4節	騒音・振動対策																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
* 排出ガス対策型建設機材																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
* 貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
* 特定特殊自動車の燃料																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
* 薬液注入工法																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
* アスベスト含有仕上塗材の除去・補修、既存壁等への作業																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	

No.1a

No.1b



Memo

Project.	安城消防署給排水管ほか保全更新電気工事	Date.	2023.02	Section. No.	電気 E-/O 1
電気設備工事特記仕様書（1）					
Scale.	A1:N・S A3:N・S	1級建築士登録第247809号 道 洞 聡			

有限会社小林建築設計事務所 名古屋事務所

電気設備工事特記仕様書

令和4年7月1日改訂

編	項 目	特 記 事 項	備 考	編	項 目	特 記 事 項	備 考
第1編	第2章 共通工事 第1節 仮設工事 2.1.1 一般事項 【改修】2.2.2 足場その他	<p>*足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」について（平成21年4月24日厚生労働省労働基準局長 基発第0424002号）に規定する「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の（2）手すり据置方式又は2の（3）手すり先行専用足場方式により行う。</p> <p>*屋根面からの墜落事故防止対策として、必要に応じて、JIS A8971（屋根工用足場及び施工方法）に基づき、建方作業台、渡り廊下、墜落防護さく等の足場及び装備機材を設置する。</p> <p>*内部足場 ・ 表2.2.1 A種からD種のいずれか ・ 単管足場 ・ 枠組足場またはくさび緊結式足場 ・ （ ） *外部足場 ・ 別契約の関係受注者の設置する足場 ・ 枠組足場またはくさび緊結式足場 ・ （ ） ・ 単管本足場 ・ 仮設ゴンドラ ・ 移動式足場 ・ 高所作業車 ・ （ ）</p> <p>設置するシート等 ・ 防護シート（JIS A8952） ・ 防護ネット（JIS A8960） ・ 防音シート ・ （ ） * ・ 設ける（ m程度） ・ 既存建物内の一部 ※ 設けない ・ 構外に設置</p> <p>*標準備品 机、いす、書棚、行事予定表、ゴム長靴、雨合羽、保護帽、懐中電灯、寒暖計、安全帯、衣類ロッカー、受注者加入の電話子機、冷暖房機器、消火器、湯沸器、掃除具</p> <p>*選択備品 ・ パソコン ・ プリンター ・ FAX ・ 複写機 *受注者事務所（設ける場合） ※ 構内（従業員宿舍除く） ・ 構外 *材料置場 ※ 構内 ・ 構外 *その他仮設物 ※ 構内（従業員宿舍除く） ・ 構外 *建設現場標識 ※ 設ける ・ 設けない ・ 他工事と共同設置 *仮設間仕切り種別 ・ A種 ・ B種 ・ C種【改修 表2.2.3】 *仮設扉 設置箇所 ※ 図示による ・ （ ） 種別 ※ 合板張り木製扉程度 ・ （ ） *既存設備の使用 ・ 可能 ・ 不可（発電機等を使用） ・ （ ）</p>	【改修2.2.7】	第2編	第12節 制 御 盤 1.12.3 キャビネット 第14節 電気自動車用充電装置 1.14.1 一般事項 1.14.3 キャビネット 1.14.4 電力変換装置 1.14.8 状態警報表示項目 第15節 電熱装置 1.15.3 発熱線等 第2章 施 工 第1節 共通事項 【改修】1節 共通事項 【2.1.1】事前確認	<p>*材質 ※ 図示による ・ 鋼板 ・ ステンレス鋼板</p> <p>*装置種別 ・ 電気自動車用急速充電装置 ・ 電気自動車用普通充電装置（定格電圧： ）</p> <p>*材質 ※ 図示による ・ 鋼板 ・ ステンレス鋼板 *定格直流電圧 ・ （ ） ・ 図示による *移転用の遠方監視用接点 ・ 設ける ・ 設けない ・ 図示による</p> <p>*発熱線 ・ 第2種発熱線 ・ 第4種発熱線 ・ 図示による</p> <p>*事前確認〔表2.1.1において基本機能に追加するもの〕 配線の確認 ・ 照明器具 ・ スイッチ ・ コンセント 機器と開閉器等の対照 ・ スイッチ 照時点滅回路の確認 ・ コンセント ・ 制御盤 制御回路の確認 ・ 照明器具 ・ スイッチ ・ コンセント</p> <p>*照明改修を行う場合の対象室の改修前後の照度、回路電流値の測定箇所、回数 ※ 図示による ・ （ ） *屋外の高圧架橋ポリエチレン絶縁ケーブル相互の接続又は端末処理を行う場合の被覆の伸縮対策 ・ 図示による ・ 行う ・ 行わない</p>	【改修2.1.2】
	2.1.1 電線の接続	<p>*埋引き配管等 免震構造、制震構造等の場合の施工（ ） ・ 図示による 耐震安全性の分類〔表2.1.2〕 ・ 一般の施設 ※ 特定の施設</p> <p>*建物引込部の配管の耐震処理 ・ （ ） ・ 図示による *建物のエキスパンションジョイント部の配線 ・ 標準図第2編の措置を行う ・ （ ） ・ 図示による</p>	【改修2.1.14】				
	2.1.13 耐震施工	<p>*直線部の距離が長い箇所のエキスパンションバスダクトの設置 ・ 設ける ・ 設けない ・ 図示による</p>	【改修2.10.2】				
	2.1.13 接地線	<p>*C種接地工事又はD種接地工事の接地線の太さ〔配線用遮断器等の定格電流が100A以下の場合〕 ・ 8mm以上 ・ （ ） ・ 図示による *大地抵抗率測定用補助接地極の埋設 ・ 行う ・ 行わない ・ 図示による</p>	【改修2.15.9】				
	2.1.12 その他	<p>*溶接による接続 ・ 行う ・ 行わない ・ 図示による *構造体利用接地極 ※ 図示による ・ （ ） *大地抵抗率測定用補助接地極の埋設 ・ 行う ・ 行わない ・ 図示による</p>	【改修2.19.3】				
	2.17.3 引下げ導線 2.17.4 接地極	<p>*接地抵抗測定（構造体接地極、環状接地極、網状接地極、基礎接地極の場合） 測定時期（ ） 回数（ ） ・ 図示による *一般照度の照度測定 ※ 行う ・ 行わない ・ 図示による *総合動作試験【改修工事の場合】 ・ 行う ・ 行わない</p>	【改修2.20.2】				
	第9節 バスダクト配線 2.9.2 バスダクトの敷設 第13節 接 地 2.13.9 接 地 線	<p>*スリーブの材料及び仕様 ・ 図示による ※ 表2.9.1による（改修は表2.10.1） ・ （ ）</p>	【改修2.10.1】				
	第17節 塗装工事 2.7.1 一般事項	<p>*インサートの許容引抜荷重 ※ 表2.10.1による ・ （ ） ・ 図示による *インサート及びアンカーの許容引抜荷重 ※ 表2.12.1による ・ （ ） ・ 図示による *穿孔 埋め込み配管等の探査の範囲及び方法（ ） ・ 図示による *性能確認試験 ・ 行う ・ 行わない *施工後確認試験 ・ 行う ・ 行わない</p>	【改修2.8.1】				
	第9節 スリーブ工事 2.9.1 一般事項 第10節 インサート 2.10.1 一般事項 【2.12.1】一般事項 【2.12.3】あと施工アンカー	<p>*放射線透過検査 ・ 行う ・ 行わない *貫通箇所及び口径（ ） ・ 図示による *はつり深さ（ ） ・ 図示による *補修が必要な箇所 ※ 図示による 防水箇所の貫通処理方法（ ） ・ 図示による *意匠を考慮する場合の仕上げ方法 ※ 図示による</p>	【改修2.10.1】				
	【改修】第11節 はつり工事 【2.11.2】非破壊検査 【2.11.3】穴開け及び補修 【2.11.4】溝はつり及び補修 【2.11.5】開口部補修等	<p>*機器用基礎 ・ 新設 ・ 既設再利用 ・ 図示による *基礎の補修（ ） ・ 図示による *既設基礎の解体 周辺機器等の養生（ ） 防水層等の補修（ ） ・ 図示による *既設基礎撤去後の補修及び床面仕上げ（ ） ・ 図示による</p>	【改修2.8.1】				
【改修】第13節 基礎工事 【2.13.1】一般事項	<p>*仮電源を要する期間（ ） *受変電設備又は発電装置を電源として仮設備する場合 ・ （ ） ・ 図示による</p>	【改修2.10.1】					
第2編	材 料 施 工	<p>*電線、ケーブル 特記なき電線、ケーブルは原則として環境対策品とすること。 *配線器具 配線器具に使用するプレート類は原則として金属製とする。ただし、防水型等の場合はこの限りでない。 *照明器具取付方法 蛍光灯照明器具FL40W1灯相当（同等重量器具含む）以上は躯体にインサートを使用の上、堅固に取り付ける。 *予備配管 分電盤から立上り予備配管として、予備の配線用遮断器4個以下の場合は（22）相当を1本、5個以上の場合は（22）相当を2本以上、二重天井内まで立ち上げる。</p> <p>*位置ボックス 1. 照明器具で送り配線となるもの及び配線が末端となるものは、位置ボックスを省略してもよい。 2. 簡易間仕切りに設ける配線器具の位置ボックスは省略してもよい。なお、配線器具はそれぞれに適合した形式のものとする。 3. 原則として、外壁部分への取付は避ける。</p> <p>*中継ボックス 配管の1区間が30mを超える場合には、途中でプルボックス又はジョイントボックスを設ける。 ボックスの支持は4ヶ所とする。ただし、長辺250mm以下のボックスは2ヶ所でも良い。 埋設標は地中管路の曲折箇所、道路横断箇所及び直線部分に設ける。直線部分の場合は、30mごとに設ける。ただし、30mに満たないときは、その間に1個とする。</p> <p>*埋設標識シート 高圧配線、低圧幹線、通信用幹線の地中配管に標識シートを設ける。</p>		第3編	第1章 機 材 第4節 照明器具 1.4.2 構造一般 第6節 照明制御装置 1.6.3 統合照明制御 1.6.3.1 共通事項 1.6.3.2 照明監視制御装置 1.6.3.4 監視操作装置 1.6.3.7 照明制御器 第7節 分 電 盤 1.7.3 キャビネット 1.7.6 器 具 類	<p>*機材 ※ 6kV端末処理材はプレハブとする ・ （ ）</p> <p>*材質（屋内） ※ 鋼板製 ・ ステンレス鋼板 ・ 図示による *材質（屋外） ※ 鋼板製 ・ ステンレス鋼板 ・ 図示による *積算計器 計量法による検定付 ・ 適用する ※ 適用しない</p> <p>*スイッチギヤの形 ・ CX形 ・ CW形 ・ PW形 ・ 図示による *定格電流（ ） ・ 図示による 定格短時間耐電流（ ） ・ 図示による</p> <p>*スイッチギヤの形 ・ CX形 ・ CS形 ・ CW形 ・ FW形 ・ 図示による *定格電流（ ） ・ 図示による 定格短時間耐電流（ ） ・ 図示による</p> <p>*スイッチギヤの形 ・ CX形 ・ CW形 ・ PW形 ・ MW形 ・ 図示による</p> <p>*操作方法 ※ 図示による ・ 手動ばね ・ 電動ばね ・ 電磁 *絶縁方式 ※ 図示による ・ 油入 ・ 乾式 *絶縁方式 ※ 図示による ・ 油入 ・ モールド *高調波条件により表1.9.7の最大許容電流を超過する場合 ・ （ ） ・ 図示による *引込柱 ※ 図示による ・ 避雷器内蔵 ・ 避雷器非内蔵</p> <p>*材質 ※ 鋼板製 ・ ステンレス鋼板 ・ 図示による *低圧回路の監視性能 絶縁の経時変化の表示 ・ 行う ・ 行わない ・ 図示による</p> <p>*キュービクル式配電盤、高圧及び特別高圧スイッチギヤ等の温度上昇性能試験 ・ 行う ・ 行わない</p>	
第1章 機 材 第4節 照明器具 1.4.2 構造一般 第6節 照明制御装置 1.6.3 統合照明制御 1.6.3.1 共通事項 1.6.3.2 照明監視制御装置 1.6.3.4 監視操作装置 1.6.3.7 照明制御器 第7節 分 電 盤 1.7.3 キャビネット 1.7.6 器 具 類	<p>*電線、ケーブル 特記なき電線、ケーブルは原則として環境対策品とすること。 *配線器具 配線器具に使用するプレート類は原則として金属製とする。ただし、防水型等の場合はこの限りでない。 *照明器具取付方法 蛍光灯照明器具FL40W1灯相当（同等重量器具含む）以上は躯体にインサートを使用の上、堅固に取り付ける。 *予備配管 分電盤から立上り予備配管として、予備の配線用遮断器4個以下の場合は（22）相当を1本、5個以上の場合は（22）相当を2本以上、二重天井内まで立ち上げる。</p> <p>*位置ボックス 1. 照明器具で送り配線となるもの及び配線が末端となるものは、位置ボックスを省略してもよい。 2. 簡易間仕切りに設ける配線器具の位置ボックスは省略してもよい。なお、配線器具はそれぞれに適合した形式のものとする。 3. 原則として、外壁部分への取付は避ける。</p> <p>*中継ボックス 配管の1区間が30mを超える場合には、途中でプルボックス又はジョイントボックスを設ける。 ボックスの支持は4ヶ所とする。ただし、長辺250mm以下のボックスは2ヶ所でも良い。 埋設標は地中管路の曲折箇所、道路横断箇所及び直線部分に設ける。直線部分の場合は、30mごとに設ける。ただし、30mに満たないときは、その間に1個とする。</p> <p>*埋設標識シート 高圧配線、低圧幹線、通信用幹線の地中配管に標識シートを設ける。</p>		第3編	第2章 機 材 第2節 交流無停電電源装置（UPS） 2.2.1 一般事項 2.2.7 性 能 【改修】2節 据付け等 【2.2.4】機器の取外し、再利用 第3節 電力平準化用蓄電装置 2.3.1 一般事項 2.3.5 電力平準化用蓄電池 2.3.7 交流変換装置及び系統連系保護装置 2.3.8 計測、状態及び警報表示項目 第4節 分散電源エネルギーマネジメントシステム 2.4.2 機 能	<p>*UPS ・ 常時インバータ給電方式 ・ ラインインタラクティブ方式 ・ 常時商用給電方式 *停電補償時間（ ） ・ 図示による 温度条件 ※ 25℃ ・ （ ）</p> <p>*蓄電池の電解溶液の処理（ ）</p> <p>*電力平準機能 ・ ピークシフト機能（ ・ ① ・ ②） ・ ピークカット機能（ ・ ① ・ ②） *電力平準化用蓄電池 ※ リチウム二次電池 ・ 鉛蓄電池 ・ ニッケル水素蓄電池 *電力平準化用蓄電池の蓄電池容量、期待寿命、充放電回数、放電時間 ・ 図示による ・ （ ） *補機類 ・ （ ） ・ 図示による</p> <p>*交流出力電圧 ※ 図示による ・ （ ） *出力電気方式 ※ 図示による ・ 三相3線式 ・ 単相3線式 ・ 単相2線式 *遠方監視用接点 ・ 設けない ・ 設ける ・ 図示による</p> <p>*表2.4.2において基本機能に追加するもの ・ バックアップ機能 ・ 系統安定制御機能 ・ 逆潮流機能 *適用する見える化機能 ・ 図示による ・ 商用受電電力表示 ・ 負荷電力表示 ・ 需要予測表示 ・ 蓄電池運転計画表示 ・ 蓄電池充放電指令 ・ 蓄電池残量表示 ・ 発電電力表示 ・ 運転計画/実績グラフ表示 ・ 需要予測/実績グラフ表示 ・ 再生可能エネルギー発電予測/実績グラフ表示 ・ トレンドグラフ表示</p>		
第9節 OA 盤 1.9.3 キャビネット	<p>*端子盤部の通気口 ・ 設置する（仕様 ） ・ 設置しない ・ 図示による *端子盤部の冷却用ファン ・ 設置する（仕様 ） ・ 設置しない ・ 図示による</p>			第4編	第2章 機 材 第2節 交流無停電電源装置（UPS） 2.2.1 一般事項 2.2.7 性 能 【改修】2節 据付け等 【2.2.4】機器の取外し、再利用 第3節 電力平準化用蓄電装置 2.3.1 一般事項 2.3.5 電力平準化用蓄電池 2.3.7 交流変換装置及び系統連系保護装置 2.3.8 計測、状態及び警報表示項目 第4節 分散電源エネルギーマネジメントシステム 2.4.2 機 能	<p>*表2.4.2において基本機能に追加するもの ・ バックアップ機能 ・ 系統安定制御機能 ・ 逆潮流機能 *適用する見える化機能 ・ 図示による ・ 商用受電電力表示 ・ 負荷電力表示 ・ 需要予測表示 ・ 蓄電池運転計画表示 ・ 蓄電池充放電指令 ・ 蓄電池残量表示 ・ 発電電力表示 ・ 運転計画/実績グラフ表示 ・ 需要予測/実績グラフ表示 ・ 再生可能エネルギー発電予測/実績グラフ表示 ・ トレンドグラフ表示</p>	

No.2a

No.2b

Memo

有限会社小林建築設計事務所 名古屋事務所

Project.	安城消防署給排水管ほか保全更新電気工事	Date.	2023.02	Section. No.	電気 E-/O 2
電気設備工事特記仕様書（2）		1級建築士登録第247809号 道 洞 聡			
Scale.	A1:N・S A3:N・S				

電気設備工事特記仕様書

令和4年7月1日改訂

Main table with columns: 編, 項目, 特記事項, 備考, 編, 項目, 特記事項, 備考. It details specifications for various electrical equipment including diesel generators, gas engines, inverters, and power supplies.

No.3a

No.3b

Memo section with a grid for handwritten notes.

Project information table including Project Name (安城消防署給排水管ほか保全更新電気工事), Date (2023.02), Section No. (電気 E-/O 3), and Scale (A1:N・S A3:N・S).

電気設備工事特記仕様書

令和4年7月1日改訂

編	項 目	特 記 事 項	備 考	編	項 目	特 記 事 項	備 考	
第7節	1.6.5 電話機等	<ul style="list-style-type: none"> *IP電話機 PC接続インタフェース ・ 設ける ・ 設けない ACアダプタの個数 () PoE機能 PoE方式により電力を供給する機器 ・ () ・ 図示による 1ポート当たりの電力を供給する機能 ・ 15.4W ・ 30.0W ・ 図示による 電力供給方式 ・ エンドスパン方式 ・ ミッドスパン方式 ・ 図示による *IPコードレス電話機 基地局及び電話機の無線LAN 通信方式 ・ 1:1 (対向通信モード) ・ N:N (アドホックモード) ・ 1:N (インフラストラクチャモード) ・ 図示による 認証サーバの設置 ・ 設置する ・ 設置しない ・ 図示による その他の認証、暗号化方式 ・ () ・ 図示による 周波数帯、最大伝送速度、変調方式等 ・ () ・ 図示による 		第16節 自動火災報知装置	1.16.1 一般事項	<ul style="list-style-type: none"> * 通信用SPD ・ カテゴリC2 ・ カテゴリD1 ・ () ・ 図示による * 通信用SPDカテゴリD1の性能 ・ () ・ 図示による * 液晶ディスプレイ 画面サイズ、表示色数、形式等 ※ 図示による ・ () 		
	1.6.7 ボタン電話装置	<ul style="list-style-type: none"> *局線応答方式 ・ 図示による ・ 局線中継台方式 ・ 分散中継台方式 ・ ダイヤルイン方式 ・ ダイレクトインダイヤル方式 ・ ダイレクトインライン方式 ・ 併用 () ・ 図示による *IP電話を接続できるボタン電話装置 IP-PBX 呼制御プロトコル ・ () ・ 図示による 			6	1.16.4 副受信機・表示装置		
	7.2 マルチサイン装置	<ul style="list-style-type: none"> *操作制御部 スキャナ ・ 設ける ・ 設けない ・ 図示による *LED表示盤 外箱 ※ 鋼板製 ・ ステンレス鋼板製 ・ 図示による 表示面 画素ピッチ、画面サイズ、輝度、表示画像、全画面ドット数等の性能 ・ () ※ 図示による 			18節 非常警報装置	1.18.1 一般事項	* 緊急地震放送 ・ 行う ・ 行わない ・ 図示による	
	7.3 出退表示装置	<ul style="list-style-type: none"> *制御装置、中継増幅器の外箱 ・ 埋込みとしない ・ 埋込みとする (厚さ) ・ 図示による *出退表示盤がLED式の場合の外箱 ※ 鋼板製 ・ 合成樹脂製 ・ 図示による 			19節 ガス漏れ火災警報装置	1.19.3 副受信機	* 液晶ディスプレイ 画面サイズ、表示色数、形式等 ※ 図示による ・ ()	
	7.4 時刻表示装置				2章 施 工	【改修】第1節 共通事項		
	7.4.2 観 時 計	<ul style="list-style-type: none"> *時刻補正の方式 ・ () ・ 図示による *時刻同期装置 ※ 設けない ・ 設ける (時刻補正の方式) ・ 図示による *内照時計 点灯時間 ・ () ・ 図示による 不日照時の点灯補償日数 ・ () ・ 図示による *電波による時刻補正機能 時刻補正の方式 ・ () ・ 図示による 			【改修】第1節 共通事項	[2.1.1] 事前確認	* 端末機器等の取付け取外しの事前確認の適用 ・ 配線の確認 ・ 端末機器等と主装置等の対照	
	7.4.6 太陽電池式ボール形 屋外時計				[2.1.14] 主装置等の更新	* 主装置等に接続されている電線収容物、ケーブル保護物が撤去に支障がある場合の取扱い ※ 図示による		
	7.4.6 太陽電池式ボール形 屋外時計				[2.1.16] 自動火災報知設備等の改修	* R型受信機の設定 ※ 図示による ・ ()		
	8節 映像・音響装置				19節 テレビ共同受信設備	2.19.3 受信調査	* 受信調査を行うチャンネル ・ () ・ 図示による	[改修2.21.3]
	8.3 スピーカ	<ul style="list-style-type: none"> *集合形スピーカ 各スピーカの性能、キャビネットの材質形状等 ・ () ※ 図示による *透過スクリーン 材質及びスクリーンに光学加工を施す場合の形状等 ・ () ・ 図示による 			20節 テレビ電波障害防除設備	2.20.2 事前調査	* 事前調査を行う箇所数 ・ () ・ 図示による	
	8.5 スクリーン				22節 駐車場管制設備	2.22.2 機器の取付け	* 光電式検知器 2組の投受光器の間隔、取付け高さ ・ () ・ 図示による	[改修2.23.2]
	8.6 その他の機器	<ul style="list-style-type: none"> *ワイヤレスマイク ・ 電波式 (・ アナログ方式 ・ デジタル方式) ・ 赤外線式 ・ 図示による *記憶容量 ※ 8時間以上録音 ・ () ・ 図示による *記憶容量 ※ 8時間以上録画 ・ () ・ 図示による 			28節 施工の立会い及び試験	2.28.2 施工の試験	* 映像・音響設備を行う試験 ・ インピーダンス試験 ・ 残響時間試験 ・ 伝送周波数特性試験 ・ 音圧分布試験	
	8.6.1 マイクロホン				1章 機 材	第1節 共通事項		
	8.6.3 オーディオレコーダ				第1.1.1 一般事項	* 中央監視制御装置の信号の入力条件 (標準図第6編「中央監視制御設備工事」(中央監視1)以外) ・ ()		
	8.6.4 Blu-ray/DVD プレーヤ ・レコーダ				第2節 警 報 盤	1.2.1 一般事項	* 信号の伝送方式 ・ () ・ 図示による	
9節 拡声装置	<ul style="list-style-type: none"> *アナウンスレコーダ 外部時刻同期装置 ※ 設けない ・ 設ける (時刻補正の方式) ・ 図示による *FM用アンテナの材質 ・ () ・ 図示による 		第3節 簡易形監視制御装置	1.3.1 一般事項	<ul style="list-style-type: none"> *表1.3.11において基本機能に追加するもの ・ 積算上限監視 ・ オペレーションガイドランス ・ グループ発停操作 ・ 帳票印字 (日報及び月報) ・ 画面印字 ・ 季節切替制御 ・ 発電装置負荷制御 ・ 無効電力制御 ・ 変圧器台数制御 ・ 照明制御 ・ 台数制御 (熱源・ポンプ) ・ 間欠運転制御 ・ 外気取入制御 ・ 最適起動/停止制御 ・ インバータ制御 ・ 蓄熱槽制御 ・ 変流量送水圧力設定制御 ・ PMV管理制御 ・ 防災・防犯インテグレーション機能 ・ ユーザーオペレーション機能 ・ 施設管理機能 ・ 課金 ・ 機器台帳管理 ・ 表及び計算機能 ・ 統計処理機能 ・ 通信処理機能 ・ 長期データ収集機能 ・ 保守スケジュール管理機能 ・ エネルギー解析機能 ・ () ・ 図示による 			
9.4 その他の機器			1.3.2 監視操作装置	* 機器構成 ・ () ・ 図示による				
10節 誘導支援装置	<ul style="list-style-type: none"> *検出部 検出方式 ・ () ・ 図示による *親機 撮像範囲を調節する機能 ・ 有 ・ 無 ・ 図示による *子機 撮像範囲を調節する機能 ・ 有 ・ 無 ・ 図示による *親機 撮像範囲を調節する機能 ・ 有 ・ 無 ・ 図示による *通話機能 ・ 設ける ・ 設けない ・ 図示による 		1.3.4 記録装置	* 帳票用印字装置 ・ () ・ 図示による				
10.2 音声誘導装置			第4節 監視制御装置	1.4.1 一般事項	<ul style="list-style-type: none"> *表1.3.11において基本機能に追加するもの ・ 積算上限監視 ・ オペレーションガイドランス ・ グループ発停操作 ・ 季節切替制御 ・ 無効電力制御 ・ 変圧器台数制御 ・ 台数制御 (熱源・ポンプ) ・ 間欠運転制御 ・ 外気取入制御 ・ 最適起動/停止制御 ・ インバータ制御 ・ 蓄熱槽制御 ・ 変流量送水圧力設定制御 ・ PMV管理制御 ・ 防災・防犯インテグレーション機能 ・ ユーザーオペレーション機能 ・ 施設管理機能 ・ 課金 ・ 機器台帳管理 ・ 表及び計算機能 ・ 統計処理機能 ・ 通信処理機能 ・ 長期データ収集機能 ・ 保守スケジュール管理機能 ・ エネルギー解析機能 ・ () ・ 図示による 			
10.4 テレビインターホン			1.4.2 監視操作装置	* 機器構成 ・ () ・ 図示による				
10.5 外部受付用インターホン			1.4.4 記録装置	* キャビネットの外観、構造等 ※ 図示による ・ ()				
10.7 トイレ等呼出装置			第2章 施 工	* プログラムタイマ機能 ※ 月差60秒以内 ・ ()				
11節 テレビ共同受信装置	<ul style="list-style-type: none"> *通話機能 ・ 設ける ・ 設けない ・ 図示による *通信用SPD ・ カテゴリC2 ・ カテゴリD1 ・ () ・ 図示による *通信用SPDカテゴリD1の性能 ・ () ・ 図示による *UHFアンテナ ※ 全帯域用 ・ () 		第2.2.1 配 線	<ul style="list-style-type: none"> 最大使用電圧が60Vを超える回路に用いる場合 * 屋外の高圧架橋ポリエチレン絶縁ケーブル相互の接続又は端末処理を行う場合の被覆の伸縮対策 ・ 図示による ・ 行う ・ 行わない * 横引き配管等 防震構造、制震構造等の場合の施工 () ・ 図示による 耐震安全性の分類 [表2.1.2] ・ 一般の施設 ※ 特定の施設 * 建物引込部の配管の耐震処理 ・ () ・ 図示による * 建物のエキスパンションジョイント部の配線 ・ 標準図第2編の措置を行う ・ () ・ 図示による 				
11.1.1 一般事項			1.4.4 記録装置	* 帳票用印字装置の印字方式 ・ インクジェット式 ・ 写真式 (・ レーザー式 ・ LED式) ・ ()				
11.1.3 アンテナ及びアンテナマ スト			第2章 施 工					
11.1.4 アンテナマスト	<ul style="list-style-type: none"> *屋外用キャビネット ※ 図示による ・ 鋼板製 ・ ステンレス鋼板製 *UHFアンテナ ※ 全帯域用 ・ () 		第2.2.1 配 線	* 直線部の距離が長い箇所のエキスパンションバスダクトの設置 ・ 設ける ・ 設けない ・ 図示による				
11.2.4 アンテナマスト			1.4.2 監視操作装置	* C種接地工事又はD種接地工事の接地線の太さ (配線用遮断器等の定格電流が100A以下の場合)				
13節 監視カメラ装置	<ul style="list-style-type: none"> *伝送方式 ・ アナログ伝送方式 ・ ネットワーク伝送方式 ・ デジタル同軸伝送方式 ・ 併用 ・ 図示による ネットワーク伝送方式の通信プロトコル ※ TCP/IP ・ () ・ 図示による *通信用SPD ・ カテゴリC2 ・ カテゴリD1 ・ () ・ 図示による *通信用SPDカテゴリD1の性能 ・ () ・ 図示による *ファイヤウォールを設ける場合 インタフェースの種類と数量、対応可能な同時セッション数、処理能力、暗号化機能等 ・ () ※ 図示による *UTMを設ける場合 各種機能 ・ () ・ 図示による *レンズ交換形 レンズの区分、機能等 ・ () ・ 図示による *レンズ一体形 レンズの区分、機能等 ・ () ・ 図示による *カメラへの電源供給方式 ・ () ・ 図示による *カラーのモニタ 解像度 ・ () ・ 図示による *デジタル記憶媒体の容量 ・ () ・ 図示による *時刻補正の方式 ・ () ・ 図示による *デジタルレコーダの録画条件 ・ () ・ 図示による *耐候形ハウジングに取り付けられるようにするもの ・ ワイパ ・ デフロスタ ・ ヒータ ・ ファン *旋回装置付カメラ レンズの区分、機能等 ・ () ・ 図示による カメラへの電源供給方式 ・ () ・ 図示による *ネットワーク伝送方式における機器の監視操作部 画面分割数 ・ () ・ 図示による 		1.4.2 監視操作装置	* 8mm以上 ・ () ・ 図示による				
13.1 一般事項			1.4.4 記録装置	* 大地抵抗率測定用補助接地種の埋設 ・ 行う ・ 行わない ・ 図示による				
13.2 カメ ラ			第2章 施 工					
13.3 モニタ装置			第2.2.1 配 線					
13.4 録画装置			1.4.4 記録装置					
13.5 その他の機器			第2章 施 工					
14節 駐車場管制装置	<ul style="list-style-type: none"> *屋外用キャビネット ※ 図示による ・ 鋼板製 ・ ステンレス鋼板製 *カウンタ制御機能 ・ 有 ・ 無 ・ 図示による *屋外用キャビネット ※ 図示による ・ 鋼板製 ・ ステンレス鋼板製 *発行券 ・ 磁気式 ・ ICカード式 ・ () ・ 図示による *発券方式 ・ () ・ 図示による *屋外用キャビネット ※ 図示による ・ 鋼板製 ・ ステンレス鋼板製 		第2章 施 工					
14.2 管 制 盤			第1節 機 材	2.1.2 非接地電源用分電盤	* 材質 ※ 鋼板製 ・ ステンレス鋼板 ・ 図示による			
14.5 発 券 機			2.1.2.2 キャビネット	* 電流監視装置 分岐回路に流れる電流の監視 ・ 行う ・ 行わない ・ 図示による				
14.7 カードリーダー			第3章 ナースコール設備	第1節 機 材				
15節 防犯・入退室管理装置	<ul style="list-style-type: none"> *時刻補正の方式 ・ () ・ 図示による *表1.15.11において基本機能に追加するもの ・ 遠隔施錠制御 ・ スケジュール設定・制御 ・ 記録機能 ・ 照明・空調制御 ・ 防犯・防災インテグレーション機能 ・ 停電時システムバックアップ機能 ・ 図示による *認識方法 ・ () ・ 図示による *バイオメトリックス情報 指紋、静脈、音声、顔等の区分、機能等 ・ () ・ 図示による *セキュリティゲート 通過処理能力 ・ () ・ 図示による 通路幅の構造、材質等 ・ () ・ 図示による 車椅子が通行可能な機能 ・ 有 ・ 無 		第1節 機 材	3.1.2 基本形ナースコール装置	* 水気のある場所に設置する呼出しボタンの性能 ・ 防滴性能 ・ 防湿性能 ・ 図示による			
15.1 一般事項			3.1.3 携帯形ナースコール装置	* 構内PHS方式 ・ () ・ 図示による				
15.2 制御装置			3.1.3 携帯形ナースコール装置	* 小型携帯用主装置 ・ () ・ 図示による				
15.3 認 識 部			3.1.4 情報表示形ナースコール 装置	* 情報表示形親機の形式 ・ 卓上形 ・ 壁掛形 ・ 自立形 ・ 図示による				
15.4 その他の機器			3.1.5 病床ユニット	* 水気のある場所に設置する呼出しボタンの性能 ・ 防滴性能 ・ 防湿性能 ・ 図示による				
			第4節 施工の試験	3.4.1 施工の試験	* ナースコール装置等のオプション等の試験 ・ ()			
					* 携帯形ナースコール装置のオプション等の試験 ・ ()			

No.4a

No.4b

Memo

Project.	安城消防署給排水管ほか保全更新電気工事	Date.	2023.02	Section. No.	電気 E-/O 4
	電気設備工事特記仕様書 (4)				
Scale.	A1:N・S A3:N・S		1級建築士登録第247809号	道 洞 聡	

電気設備工事特記仕様書

令和4年7月1日改訂

編	項目	特記事項	備考										
	東洋ゴム化工品種及びニッタ化工品種で製造された製品・材料を用いる場合	<p>受注者は、東洋ゴム化工品種、ニッタ化工品種で製造された製品や材料（以下、ゴム製品等とする。）を用いる場合には、同社が製造するゴム製品等に対して受注者が指定した第三者（東洋ゴム化工品種、ニッタ化工品種と資本面・人面面で関係がない者）によって作成された品質を証明する書類を提出し、監督員の確認を得るものとする。</p> <p>なお、必要な品質証明書は、以下の試験及び検査において、製品に応じて必要な規格について取得するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>試験名</th> <th>計測項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常状態での試験（常態試験）</td> <td>硬さ、比重、引張強度、伸び</td> </tr> <tr> <td>熱老化試験</td> <td>熱老化前後での変化率（硬さ、比重、引張強度、伸び）</td> </tr> <tr> <td>圧縮永久ひずみ試験</td> <td>圧縮による残留ひずみ</td> </tr> <tr> <td>製品検査</td> <td>外観、寸法、性能</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、第三者による品質証明書類を提出し、監督員の確認を得た場合であっても、後に製品不良等が判明した場合に受注者の契約不適合責任が免責されるものではない。</p>	試験名	計測項目	通常状態での試験（常態試験）	硬さ、比重、引張強度、伸び	熱老化試験	熱老化前後での変化率（硬さ、比重、引張強度、伸び）	圧縮永久ひずみ試験	圧縮による残留ひずみ	製品検査	外観、寸法、性能	
試験名	計測項目												
通常状態での試験（常態試験）	硬さ、比重、引張強度、伸び												
熱老化試験	熱老化前後での変化率（硬さ、比重、引張強度、伸び）												
圧縮永久ひずみ試験	圧縮による残留ひずみ												
製品検査	外観、寸法、性能												

○本設計図、標準仕様書及び標準図に記載されたものは他は當補工事における耐震性能強化指針による

*局部震度法による建築設備機器（水槽類を除く）の設計用標準水平震度（KS）

設置場所	耐震安全性の分類			
	※ 特定の施設		一般の施設	
	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階、屋上及び塔屋	2.0 (2.0)	1.5 (2.0)	1.5 (2.0)	1.0 (1.5)
中間階	1.5 (1.5)	1.0 (1.5)	1.0 (1.5)	0.6 (1.0)
1階及び地下階	1.0 (1.0)	0.6 (1.0)	0.6 (1.0)	0.4 (0.6)

(注) () 内の数値は防振支持の機器の場合に適用する。

本表は建築物の構造体が鉄筋コンクリート造、鉄骨造のものに適用する。
上層階は、2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階。
中間階は、地下1階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの。
(平屋建は1階と屋上で構成され中間階はなし)
設置場所の区分は機器を指示している床部分にしたがって適用する。

*局部震度法による水槽類の設計用標準水平震度（KS）

設置場所	耐震安全性の分類			
	※ 特定の施設		一般の施設	
	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階、屋上及び塔屋	2.0	1.5	1.5	1.0
中間階	1.5	1.0	1.0	0.6
1階及び地下階	1.5	1.0	1.0	0.6

*重要機器
受変電設備機器、自家発電設備機器、直流電源機器、通信機器、電話交換機器、給水装置、排水装置、重要な空調、熱源機器、中央監視制御機器

水槽類にはオイルタンク等を含む。
危険物関係機器、危険物用防災機器、避難用機器、防災機器
火気使用機器（除、ガス瞬間湯沸器等）
第1種圧力容器、高圧ガス機器、油槽類
105kW以上の冷凍機、冷却塔、貯湯槽
大型水槽類、特殊ガス容器等

*上記の他、上記を機能させるために必要な補機類、施設特性により重要とされるもの及び特に指定するもの。()

○特定建設資材の再資源化等
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律〔平成12年法律第104号〕以下「建設リサイクル法」という。〕に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。
なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、別表1又は2及び3の積算条件を設定しているが、工事請負契約書の「解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されたものであるため、発注者が積算上条件明示した別表の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし、現場条件の変更等、受注者の責によるものではない事項については、この限りでない。また、受注者は、特定建設資材の分解解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項に基づく報告として、監督員に「再資源化等報告書」を提出すること。
「再資源化等報告書」は、愛知県の建設企画課のホームページ <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html> [建築工事事務の手引・関連様式]から入手可能。
(注) 別表4については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても、設計変更の対象としない。

*別表1 建築物に係る解体工事

工程	作業内容	分別・解体等の方法
・建築設備、内装材等	・有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用
・屋根ふき材	・有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用
・外装材、上部構造部材	・有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用
・基礎、基礎ぐい	・有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用
・その他 ()	・有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用

*別表2 建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替）

工程	作業内容	分別・解体等の方法
・造成等	・有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用
・基礎、基礎ぐい	・有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用
・上部構造部分、外装	・有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用
・屋根	・有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用
・建築設備、内装等	・有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用
・その他 ()	・有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用

*別表3 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（外構・工作物等）

工程	作業内容	分別・解体等の方法
・仮設	・有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用
・土工	・有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用
・基礎	・有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用
・本体工事	・有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用
・本体付属品	・有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用
・その他 ()	・有 ・ 無	・ 手作業 ・ 手作業と機械作業の併用

*別表4 再資源化等をする施設の名称及び所在地

廃棄物の種類	施設の名称	所在地
・コンクリート		
・鉄及びコンクリートから成る建設資材		
・アスファルト、コンクリート		
・木材		

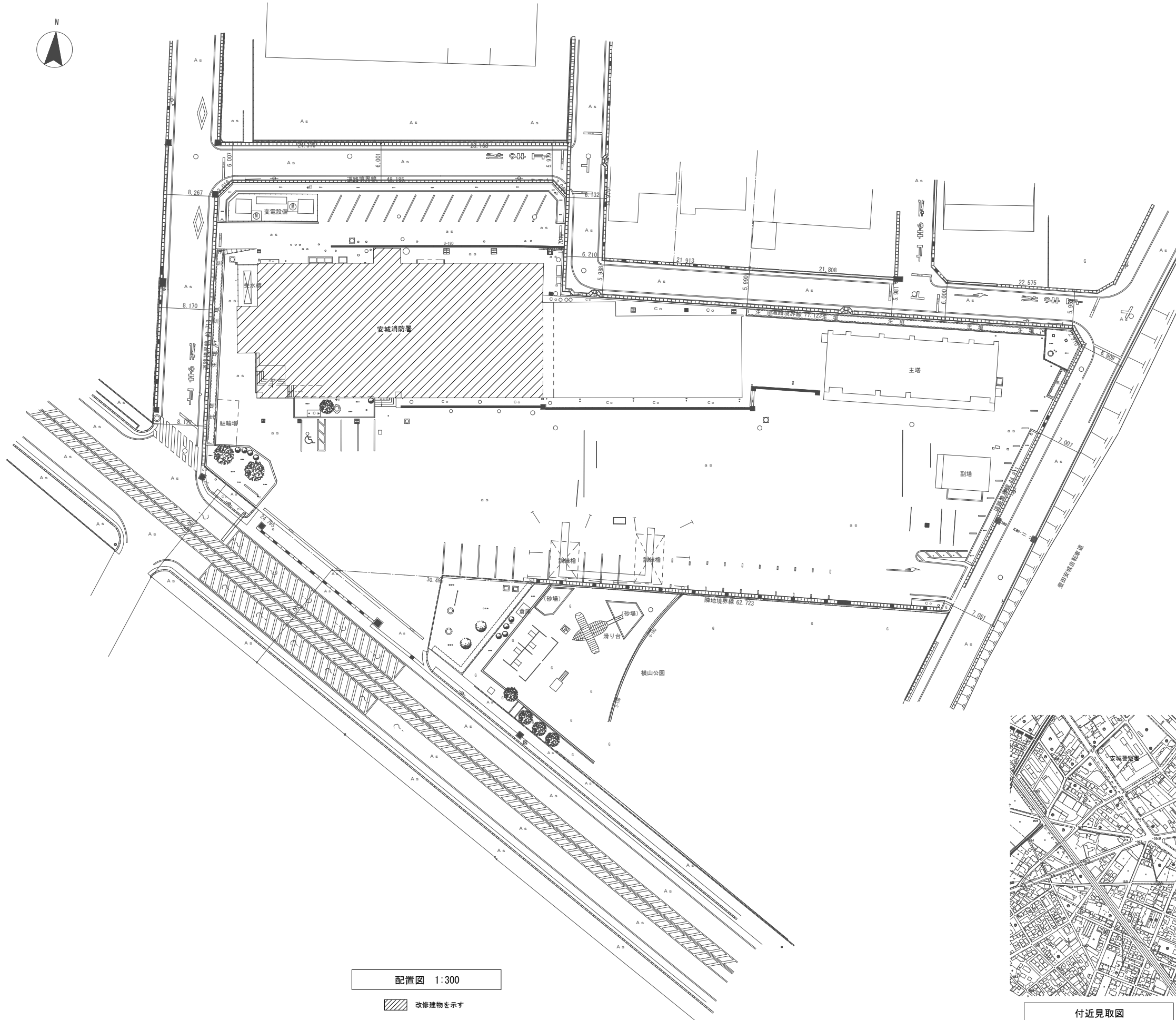
電気設備工事指定資材			
分類	指定資材	適用範囲	品質性能基準
*電線管 波付硬質合成樹脂管（FEP）及びポリエチレン被覆鋼管は、JIS規格適合品を使用すること。			
照明類	蛍光灯用の安定器 蛍光灯器具 LED照明器具（一般屋内用に限る。） LED照明器具（屋外用） 照明知脚装置 可変運転用インバータ装置 非常用照明器具	高周波点灯専用形蛍光灯電子安定器	評価名簿登録品 評価名簿登録品 評価名簿登録品（★1） ★1のLED照明器具（一般屋内用に限る。）の評価名簿登録品メーカーの製品 評価名簿登録品 評価名簿登録品 （一財）日本建築センターの防災性能評定マークが貼付されたもの （一社）日本照明工業会のJIL適合マークが張付されたもの （社）日本電気協会（誘導灯審査委員会）の認定証票が貼付されたもの （社）電線総合技術センター（JECTEC）の認定をうけたもの
電線類	耐火・耐熱電線		
盤類	分電盤（実験盤含む） 制御盤 消防防災用制御盤 キュービクル式配電盤 高圧スイッチギヤ（CW形） 高圧スイッチギヤ（PW形）		評価名簿登録品 評価名簿登録品 （一財）日本消防設備安全センターの認定証票が貼付されたもの 評価名簿登録品 評価名簿登録品 評価名簿登録品
高圧機器	高圧交流遮断器 高圧進相コンデンサ 高圧限流ヒューズ 高圧負荷開閉器 高圧変圧器（特定機器） 高圧避雷器		評価名簿登録品 評価名簿登録品 評価名簿登録品 評価名簿登録品 評価名簿登録品 評価名簿登録品
電磁閉閉器類	電磁閉閉器、接触器		★2の遮断器類の評価名簿登録品メーカーの製品
絶縁監視装置	高圧回路の絶縁監視装置 低圧回路の絶縁監視装置		評価名簿登録品 評価名簿登録品
蓄電池	ベント形据置鉛蓄電池 制御弁式据置鉛蓄電池 据置ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池 シール形ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池		評価名簿登録品 評価名簿登録品 評価名簿登録品 評価名簿登録品
直流電源装置	消防設備用		蓄電池設備認定委員会の認定証票が貼付されたもの
交流無停電電源装置		簡易型を除く	評価名簿登録品
自家発電装置			（一社）日本内燃力発電設備協会の認定証票が貼付されたもの
太陽光発電装置	パワーコンディショナ及び系統連系保護装置		評価名簿登録品
通信設備	構内交換装置 監視カメラ装置 自動火災報知装置 自動閉鎖装置 非常警報装置 非常放送 ガス漏れ警報装置	交換機、主装置、電話機	（一財）電気通信端末機器審査協会の認定表示があるもの 評価名簿登録品 日本消防検定協会の検査合格証票が貼付されたもの （一財）日本建築センターの防災性能評価マークが貼付されたもの ベル、表示灯、起動装置 消防設備用 受信機、中継器 検知器 （一財）日本ガス機器検査協会の認証を受けたもの 高圧ガス保安協会の検査合格証票が貼付されたもの
中央監視制御装置			評価名簿登録品
サージ保護デバイス	低圧用SPD		評価名簿登録品

注) 本工事に使用する資材・機材は、上表によるほか、平成31年版国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の各標準仕様書、工事特記仕様書、図面で指定された品質、性能を有するもの及び以下のものとする。
1) (一社) 公共建築協会の「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」により評価を受けた建築材料・設備機材等（「評価名簿登録品」という）。
2) (一財) ベタリービングが認定した優良住宅部品（BL部品）。ただし、現場においてBLマーク表示が確認できるものに限る。
3) その他、各標準仕様書の仕様規定及び試験方法に適合することが証明書等で確認でき、監督員の承諾を得られたもの。
(定期的なメンテナンスが必要になる機材については、メンテナンス（アフターサービス）の体制についても監督員に承諾が得られること。)

なお、「評価名簿登録品」は、(一社) 公共建築協会の「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」の評価書の写しを提出することにより、その評価を受けたこと及びメンテナンスの体制があることについて証明することができる。

Memo

Project.	安城消防署給排水管ほか保全更新電気工事	Date.	2023.02	Section. No.	電気 E-/05
電気設備工事特記仕様書（5）		1級建築士登録第247809号 道 洞 聡			
Scale.	A1:N・S A3:N・S				



工事概要	
工事名称	安城消防署給排水管ほか保全更新電気工事
建築場所	愛知県安城市横山町浜畔上111
構造	鉄筋コンクリート造3階建
延べ面積	2,008.44㎡ 消防庁舎1棟
竣工年	昭和55年
工事内容	
建築	内装仕上改修、乾式化改修、トイレ拡張改修
電気設備	照明設備改修
機械設備	衛生設備改修、給湯設備改修、厨房機器設備改修、配管設備改修
改修部分(1階)	WC(男)、洗面室、湯沸室、廊下、車庫
改修部分(2階)	WC(男)、WC(女)、倉庫、湯沸室、厨房、浴室、脱衣室、洗面室
改修部分(3階)	WC(男)、WC(女)、湯沸室

- 注意事項**
- 工事現場監理
署内は24時間365日業務を運営しながら工事をする事となるので、職員、来客者などの安全の確保を徹底した上で工事をする事。また下記項目に対し十分留意のこと。
- 事務手続き関係
1) 工事着手前に工程計画及び安全計画、仮設計画を提出し監督員の承諾を受けること。
2) 本工事に於いて諸官庁届、騒音、振動等に関する届出、及び所轄消防署への消防安全計画書着工届・その他届出、手続きは請負人の負担で速やかに行うこと。
- 安全管理関係
3) 施工に伴う騒音、振動には充分留意し、近隣環境に配慮すること。
4) 外部に対し標識看板等で注意を促し、常に保守点検を行うこと。
5) 工事車両の出入り時については、一般通行人、来客者、職員に対し危険のないように注意すること。大型車両の出入りの際には、特に誘導員等適切な人員配置を行うこと。
6) 工事進入経路の舗装構成、マンホール、地下埋設物などを調査し、必要に応じて適切な養生を行うこと。
7) 仮囲い、養生シート張り、その他必要に応じた危険防止設備を設けること。
8) 工事場所付近の部屋や通路は必要に応じ専属の作業員にて掃除を行い、環境の確保に努めること。また、必要に応じ埃止めの目張りを実施すること。
9) 施工に伴う破損箇所は工事請負者の負担において原形復旧のこと。
10) 7㎡以上の成形板を撤去する際は、石綿含有率が0.1%以上のものとして適正な撤去・処分を行うこと。又、工事着手に先立ち、7㎡以上の含有の有無について工事着手前に調査を行った場合は、監督員に報告し、関係法令及び、公共建築改修工事特記仕様書に基づき適切に処理すること。

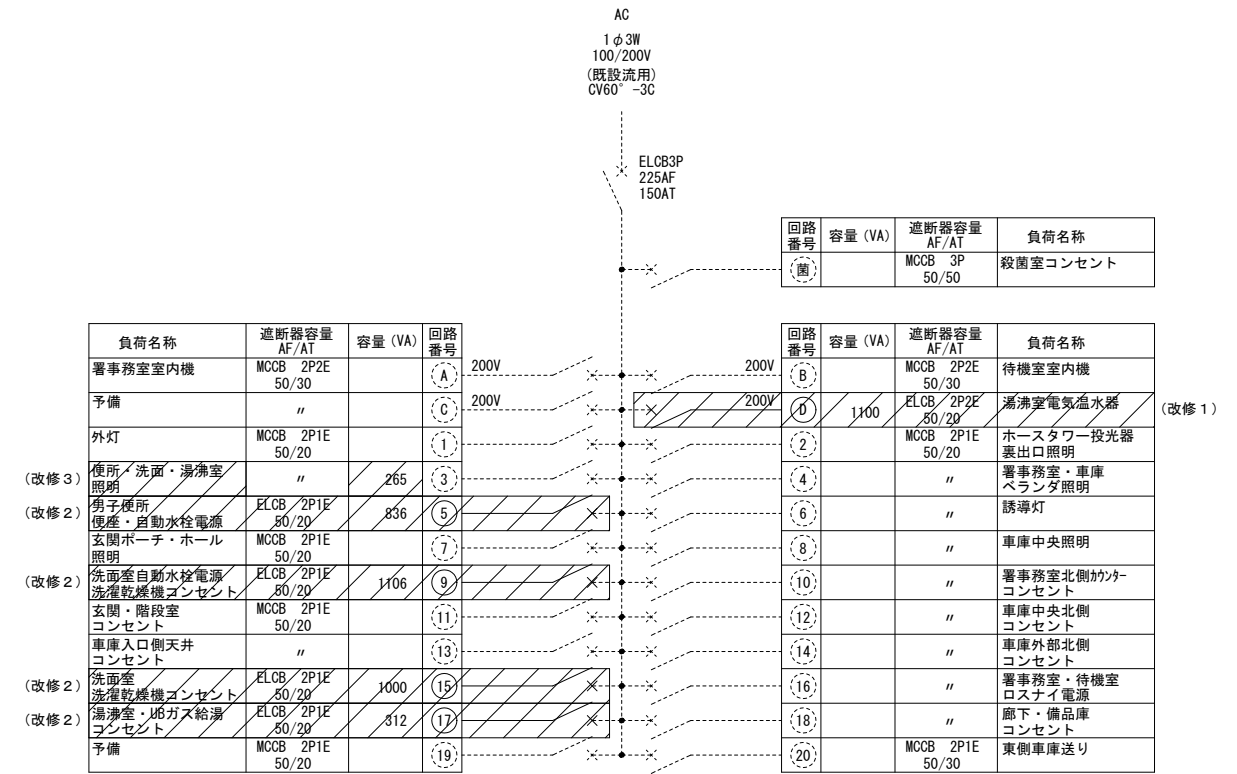
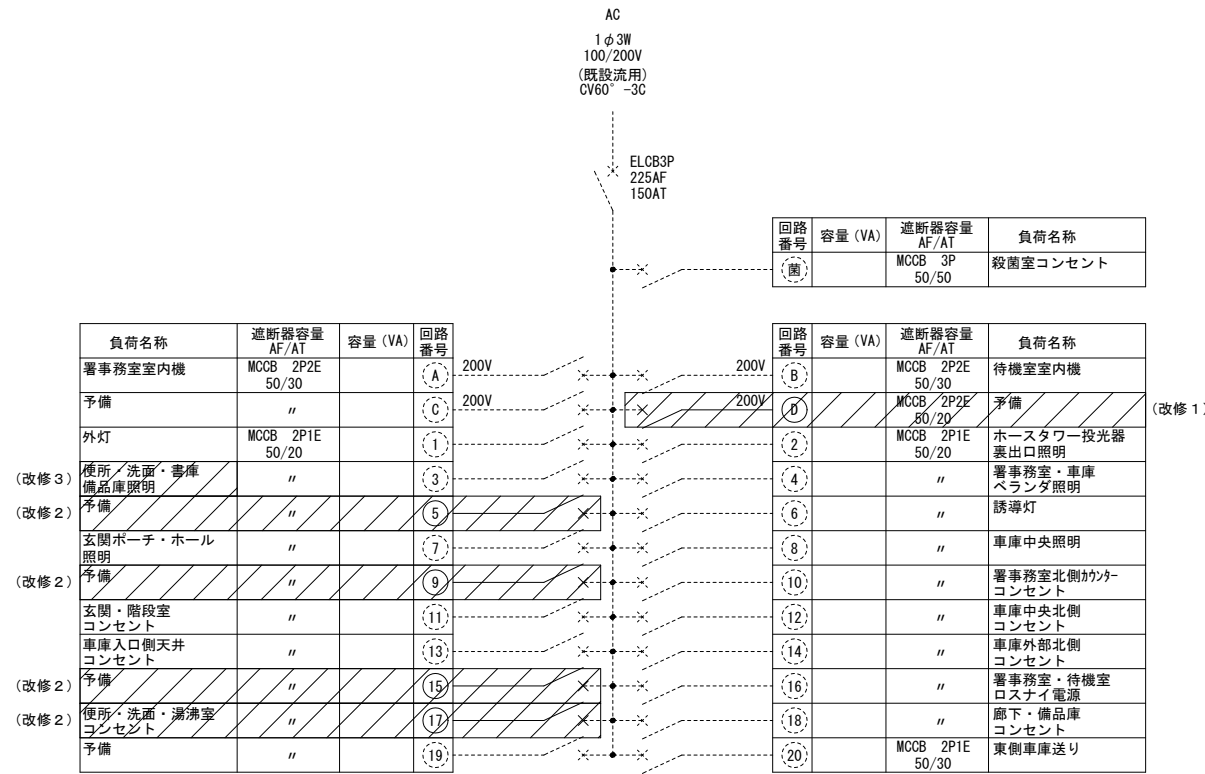


付近見取図

Memo

改修前

改修後



(改修内容)

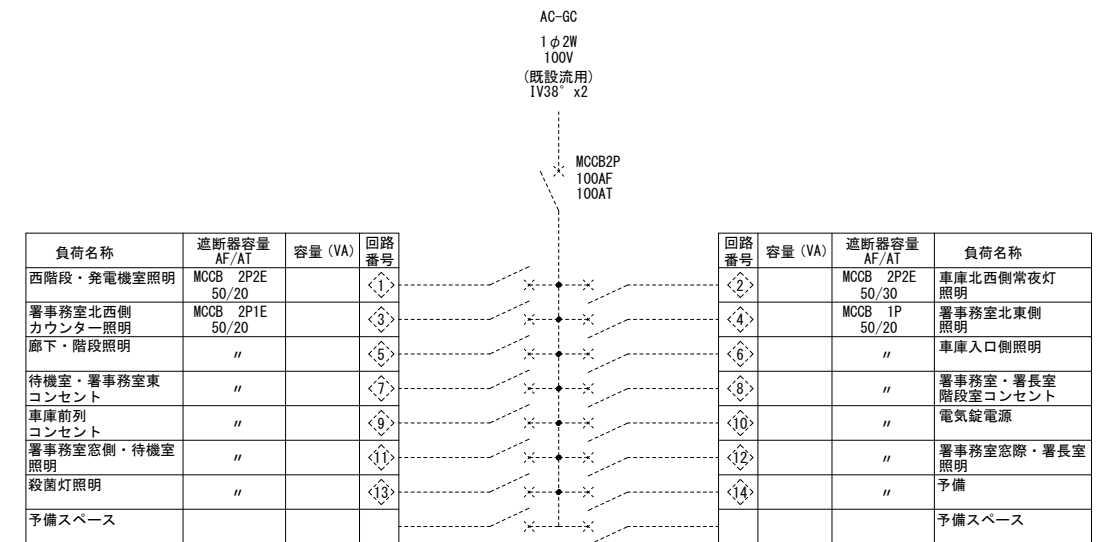
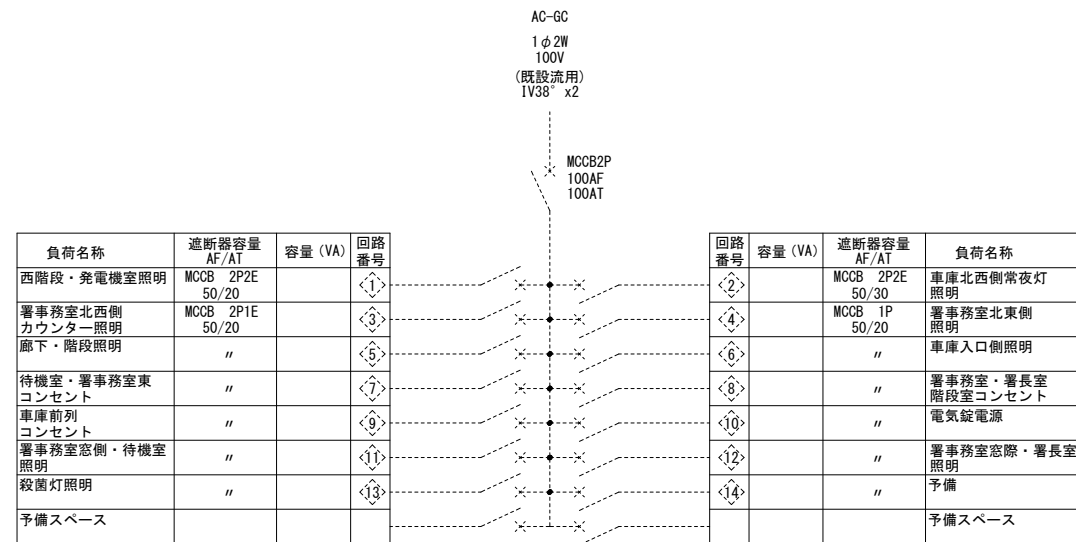
部については今回改修部を示す。
改修内容については下記参照

(改修 1) 既設MCCB2P2E50/20A(200V)を撤去し
新設ELCB2P2E50/20A(200V)を取付

(改修 2) 既設MCCB2P1E50/20Aを撤去し
新設ELCB2P1E50/20Aを取付

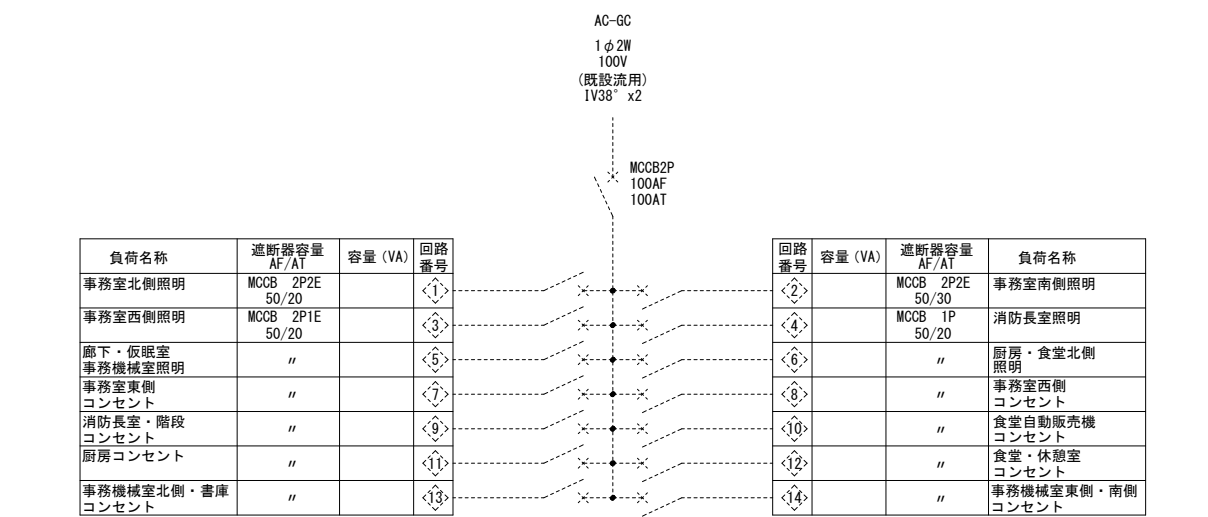
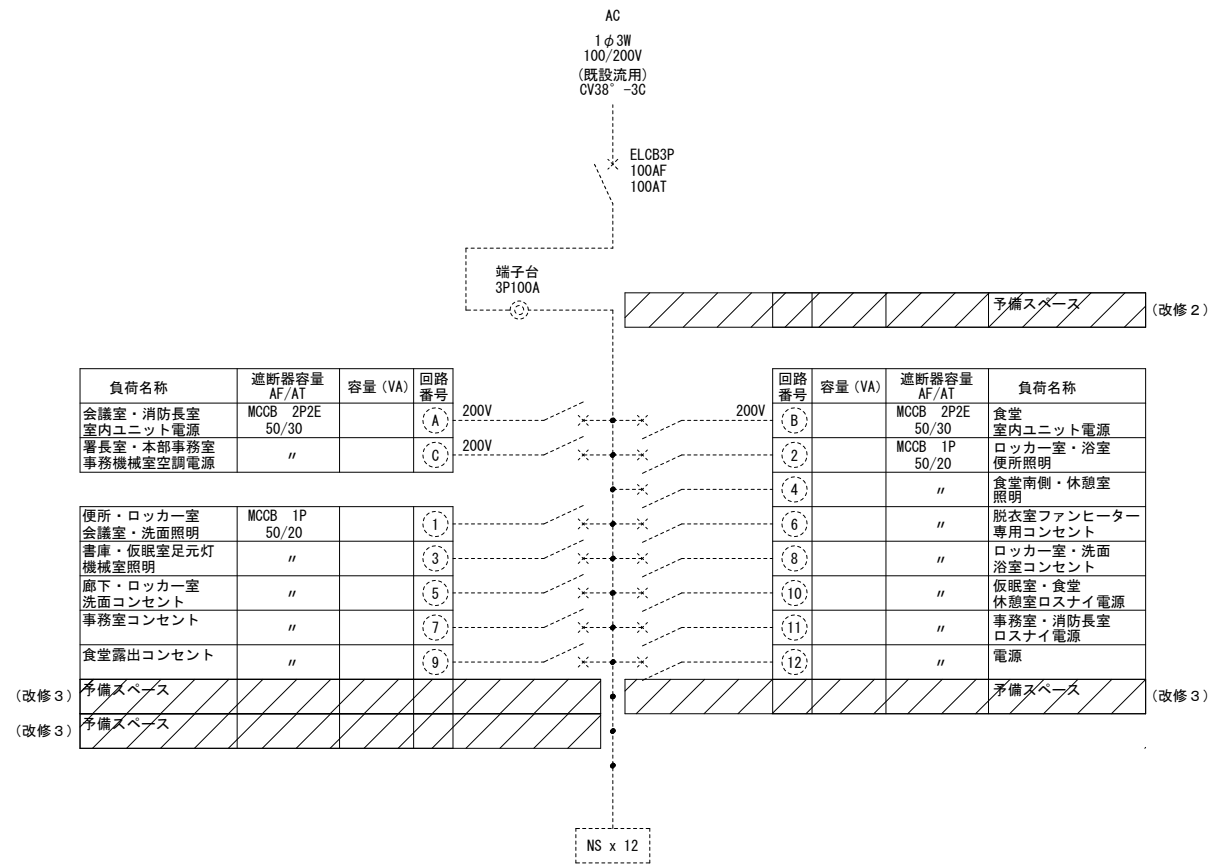
(改修 3) 負荷名称変更

(注記)
細破線部については既設流用部を示す。



Memo

改修前



改修後

(改修内容)

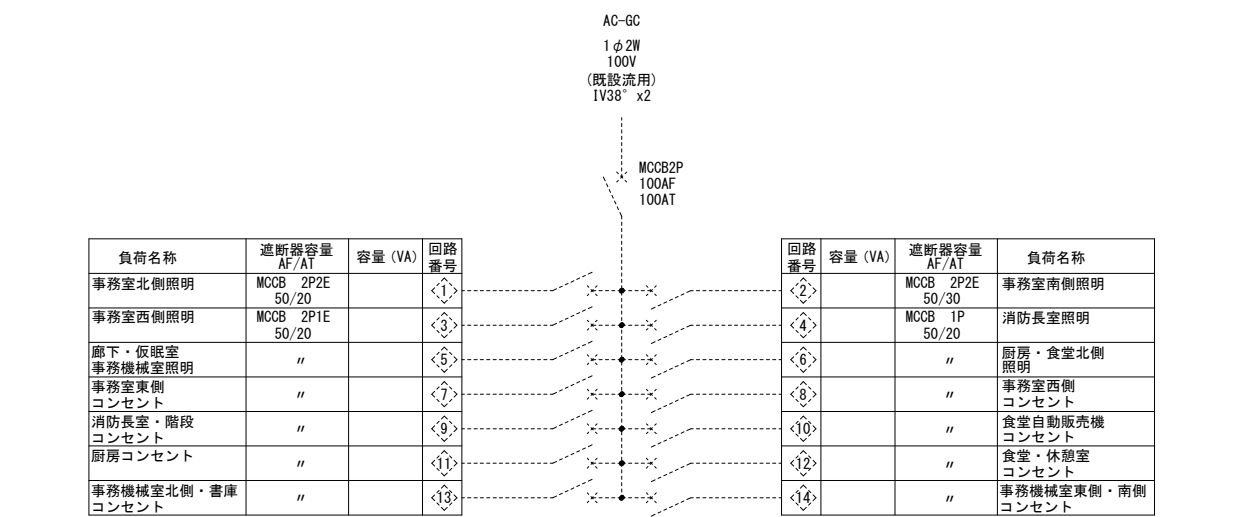
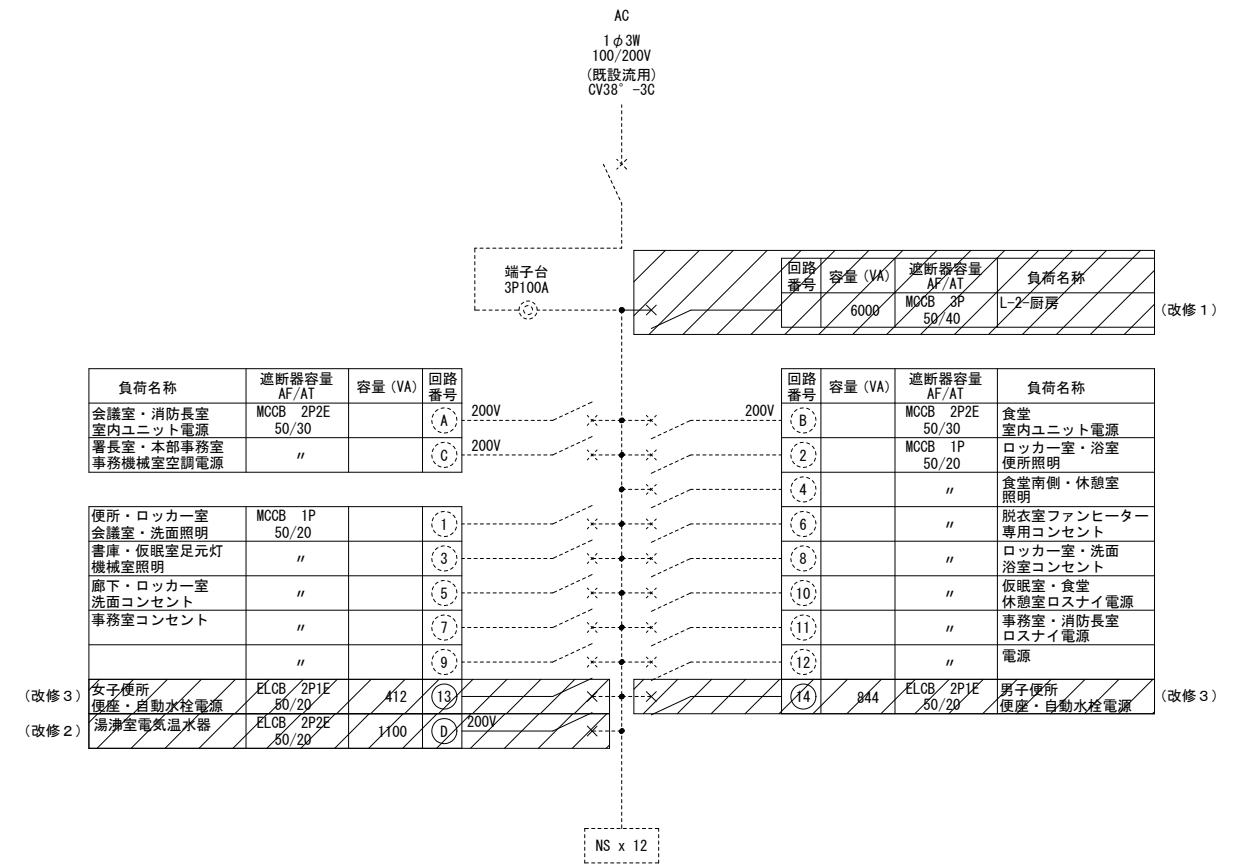
部については今回改修部を示す。
改修内容については下記参照

(改修 1) 予備スペースへ
新設MCCB3P50/40Aを取付

(改修 2) 予備スペースへ
新設ELCB2P2E50/20A(200V)を取付

(改修 3) 予備スペースへ
新設ELCB2P1E50/20Aを取付

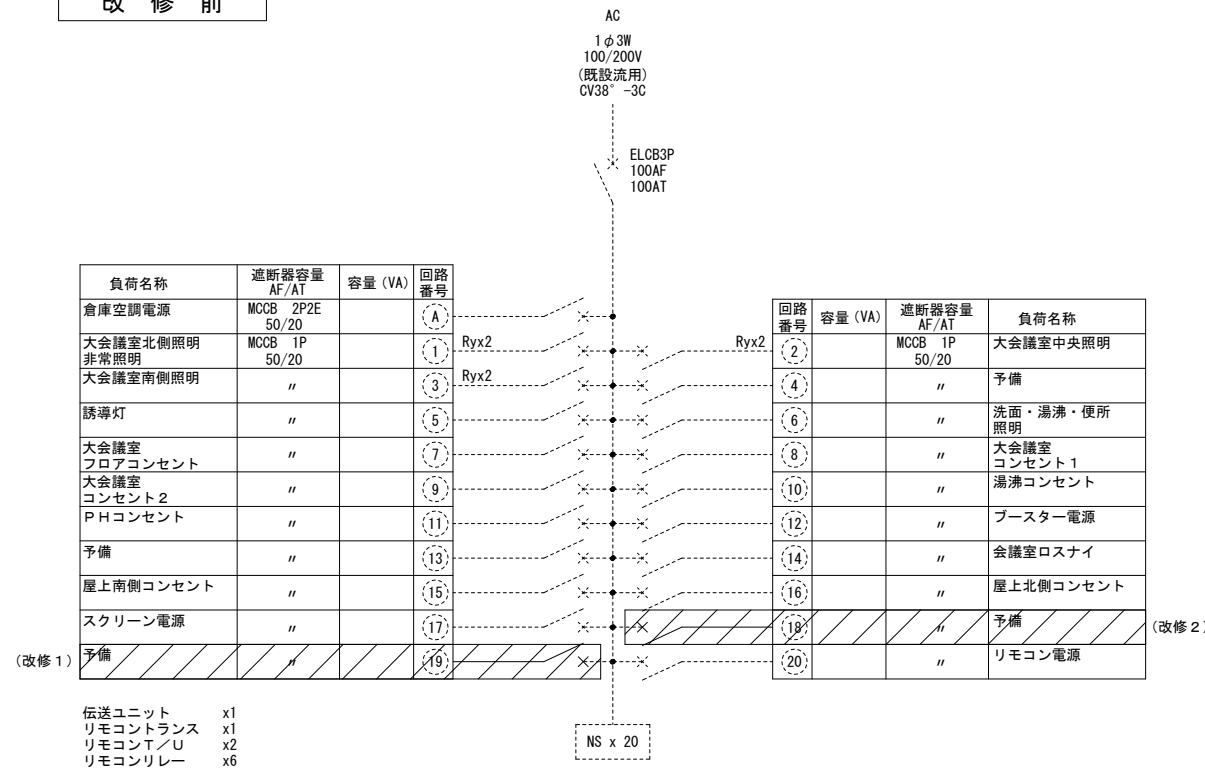
(注記)
細破線部については既設流用部を示す。
今回新設するELCBについて、保護協調を考慮して
器具を選定すること。



Memo

(改修) 電灯分電盤 L-3

改修前



改修後

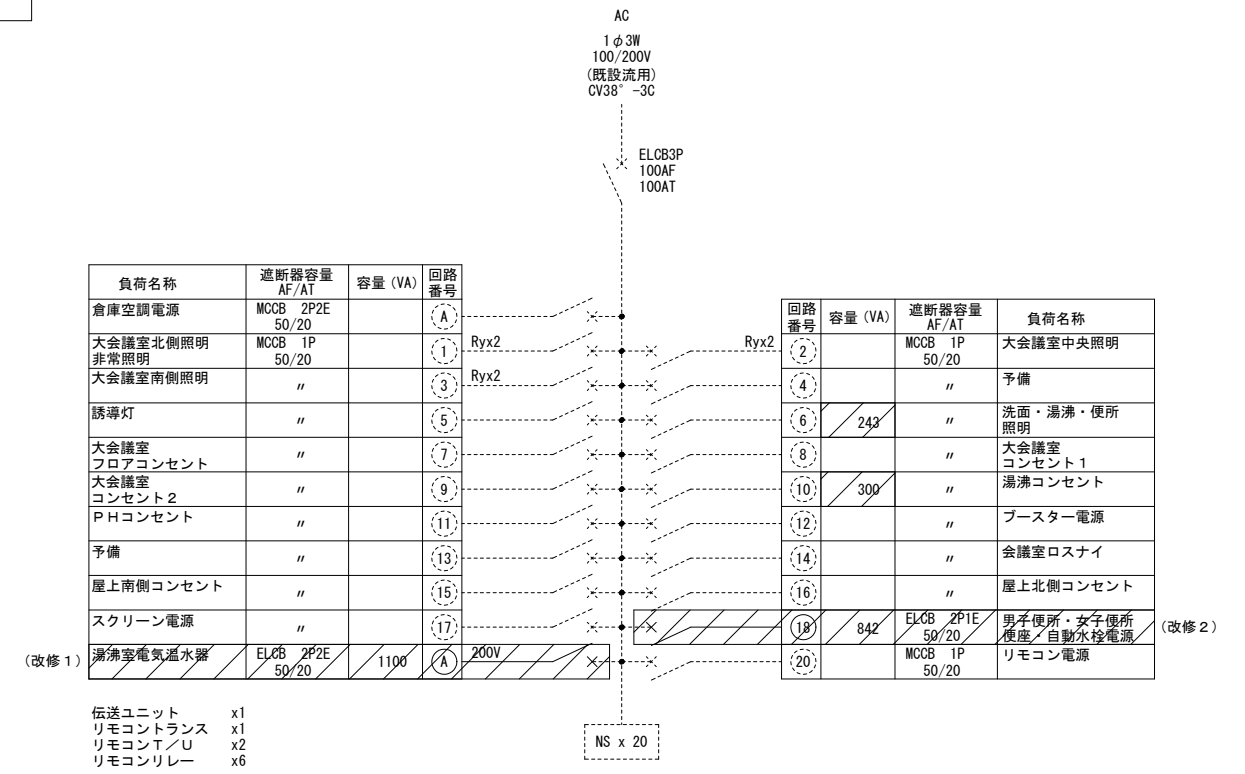
(改修内容)

部については今回改修部を示す。
改修内容については下記参照

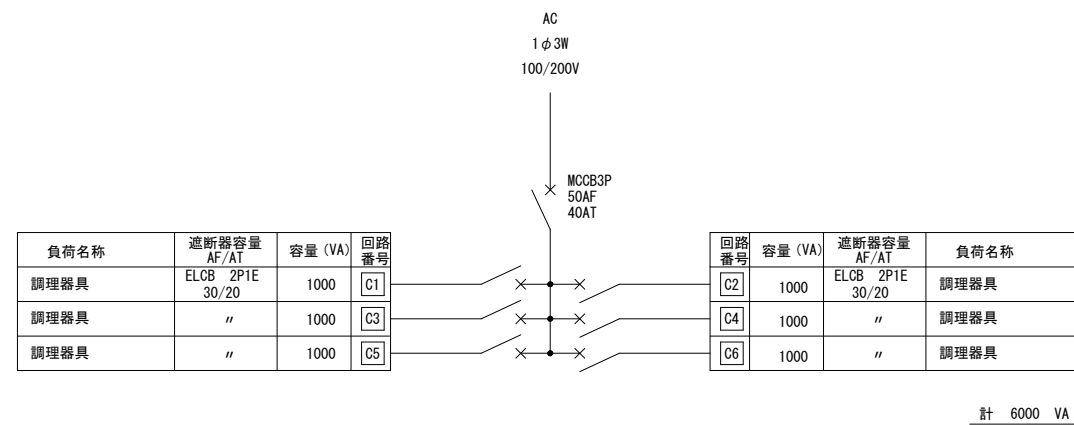
(改修1) 既設MCCB1P50/20Aを撤去し
新設ELCB2P2E50/20A(200V)を取付

(改修2) 既設MCCB1P50/20Aを撤去し
新設ELCB2P1E50/20Aを取付

(注記)
細破線部については既設流用部を示す。



(新設) 電灯分電盤 L-2-厨房 屋内壁掛型・鋼板製



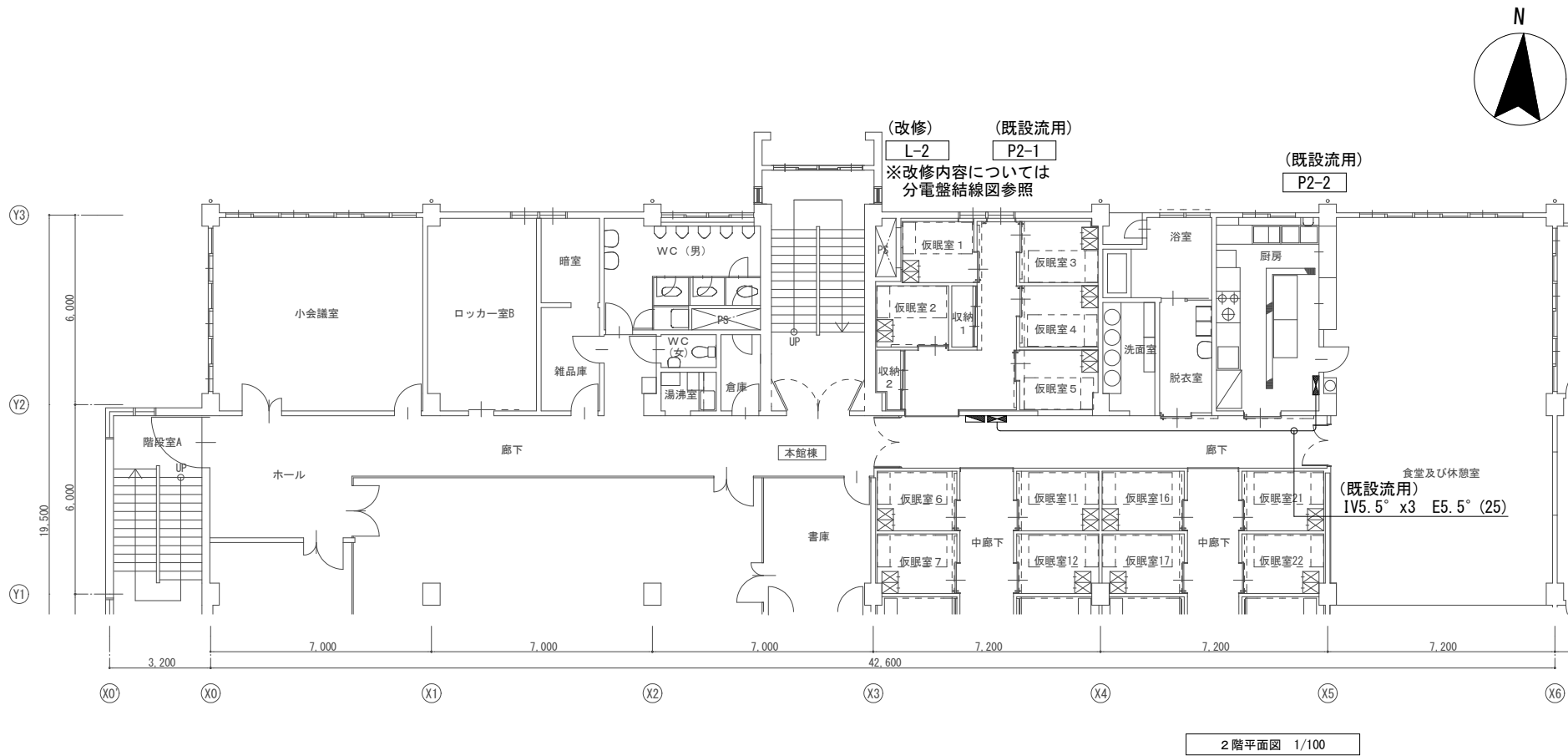
照明器具姿図

A22 一体型LED 直付型20形 W150 (3200lm) (昼白色)	B17 一体型LED 直付型40形 W150 (2500lm) (昼白色)	C33W 一体型LED 直付型40形 W150 (5200lm) (防湿防雨型) (昼白色)
公共: LSS9-2-30-LE9	公共: LSS9-4-23-LE9	公共: LSS9MP/RP-4-46-LE9
D44W 一体型LED 直付型40形 W230 (6900lm) (防湿防雨型) (昼白色)	E5 LEDダウンライト 60型 (610lm) (昼白色)	E8 LEDダウンライト 100型 (1045lm) (昼白色)
公共: LSS10MP/RP-4-64-LE9	公共: LRS1-05	公共: LRS1-08
F11W LEDシーリングライト (965lm) (電球色) (防湿防雨型)	非 LED非常灯 低天井用 (~3m) 非常灯評定番号: L A L E-007 (BT内蔵) (防湿防雨型)	
パナソニック: LGW51706WCF1 相当品	パナソニック: NNF91715C 相当品	



Memo

改修前



凡例	
記号	名称
■	電灯分電盤
⊠	動力盤
S	手元開閉器

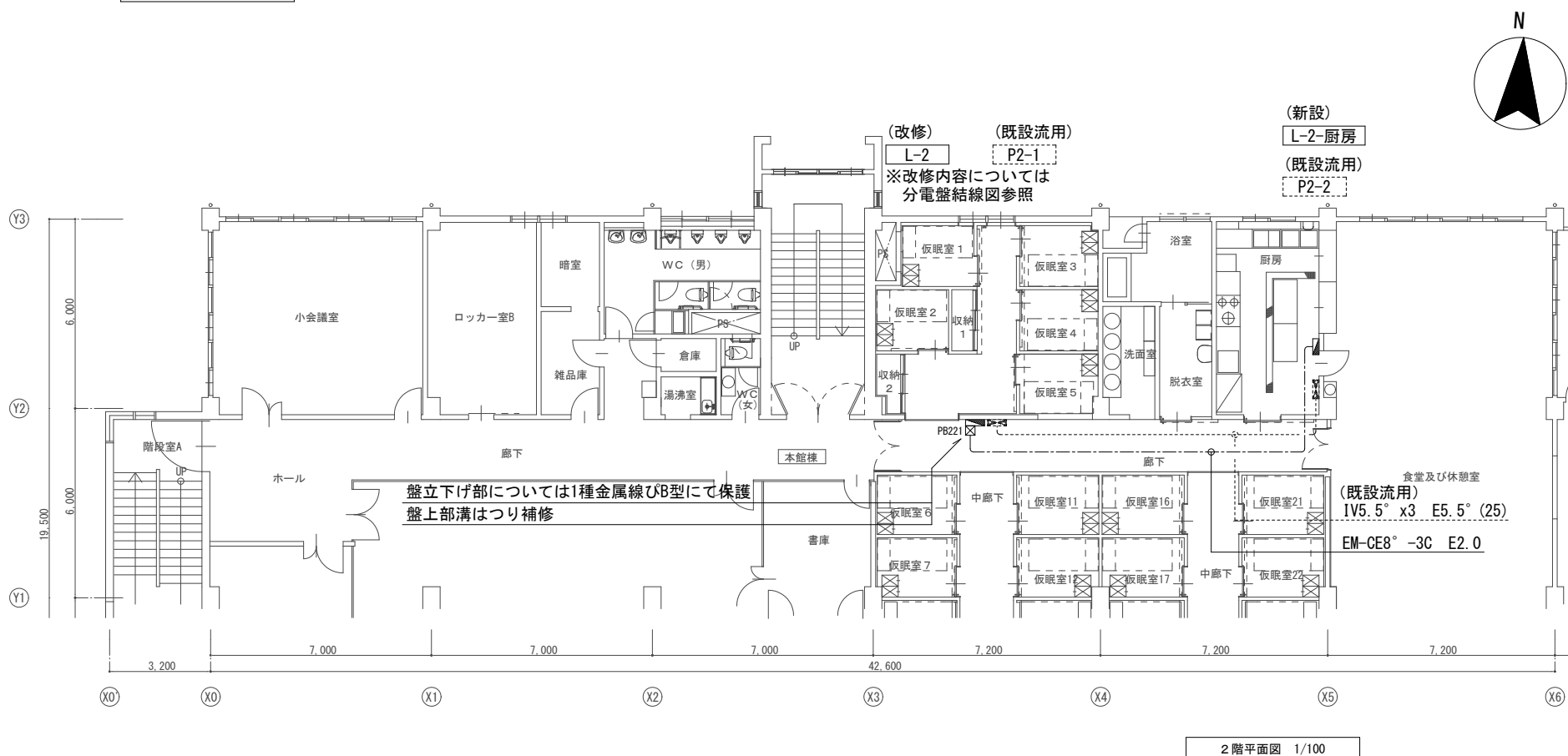
特記なき配管配線については下記とする。

—	いんべい配管
2.0(25) -x-///x-	(配線のみ撤去) IV2.0x3 E1.6 (25)

注記

- 既設を十分調査を行い、施工を行うこと。
- ×印については撤去を示す。
- 細線の機器及び配線については既設流用部を示す。

改修後



凡例	
記号	名称
■	電灯分電盤
⊠	動力盤
S	手元開閉器
⊠PBXYZ	ブルボックス (XYZについてはサイズを示す。) (WPについては防水形・SUS製とする。)

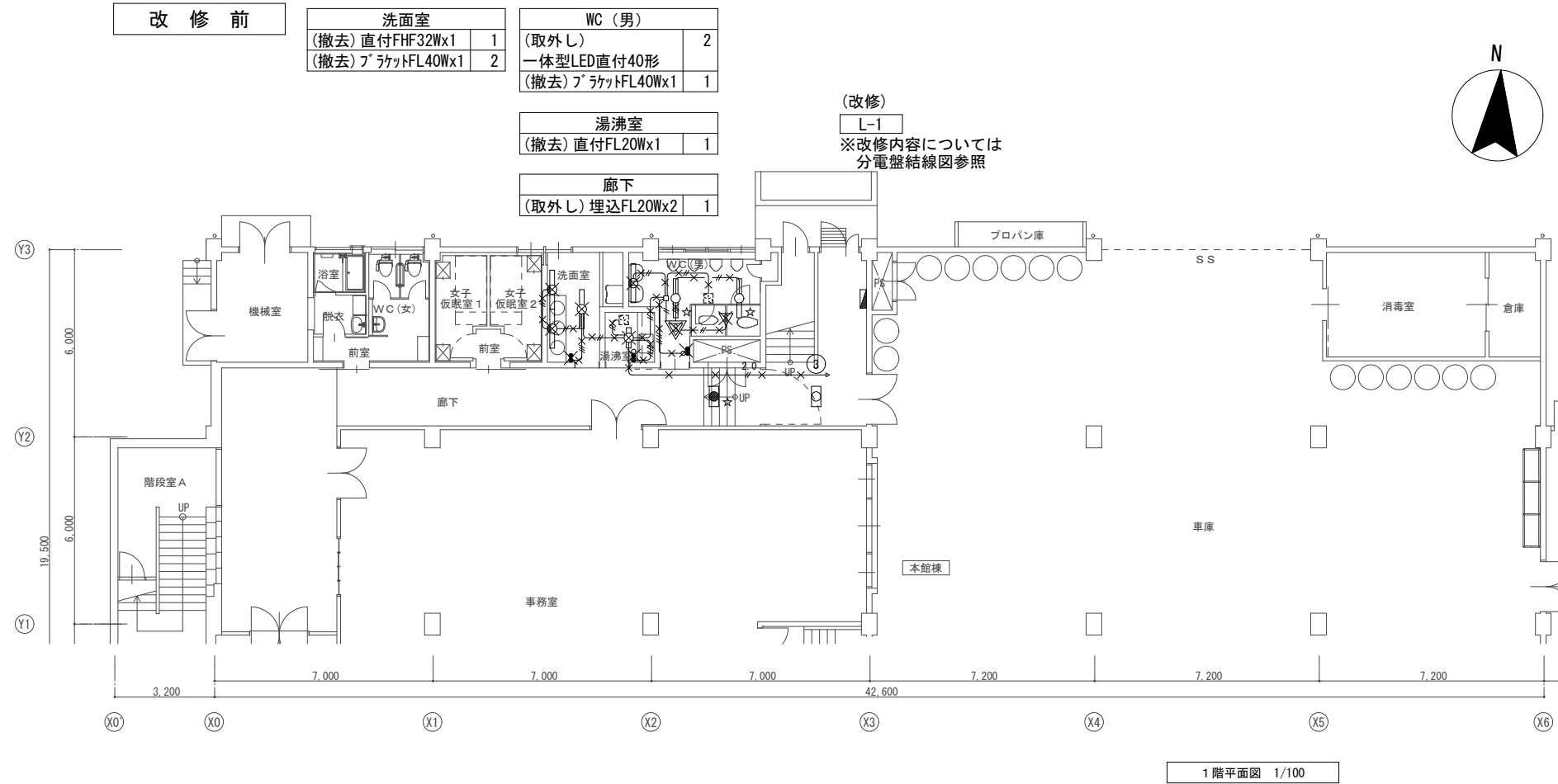
特記なき配管配線については下記とする。

—	いんべい配管
- - - - -	天井ころがし配線

注記

- 既設を十分調査を行い、施工を行うこと。
- 細破線の機器及び配線については既設流用部を示す。

Memo



凡例	記号	名称
■	電灯分電盤	
□	照明器具	
○	照明器具	
□	照明器具	
●	スイッチ 1P15A	
○	パイロットランプ	
Ⓟ	カバープレート	
Ⓜ	コンセント 2P15x1	
扇	換気扇 (別途機械設備工事)	
□	アウトレットボックス	

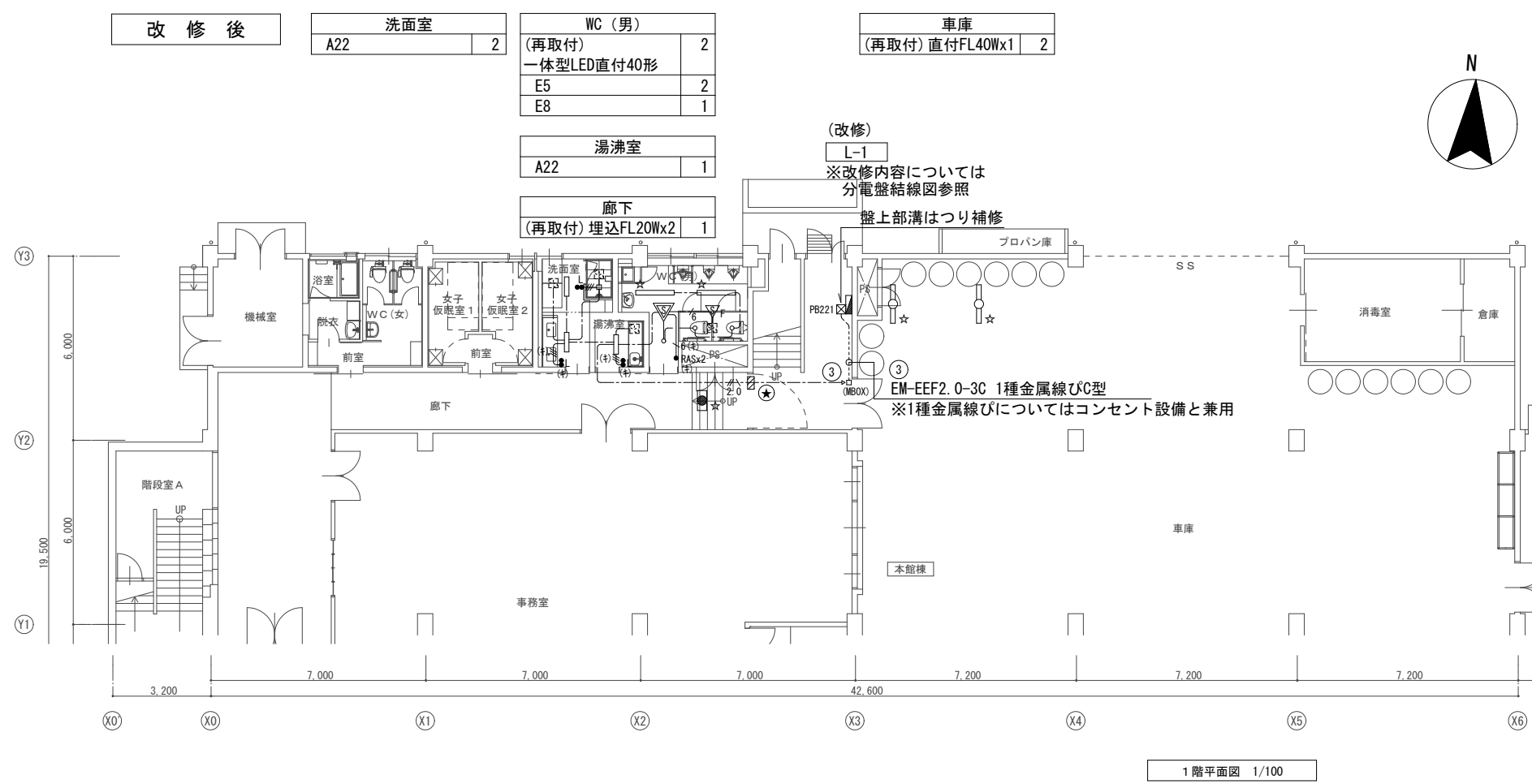
特記なき配管配線については下記とする。

—	いんべい配管
---	露出配管
----	天井ころがし配線

×//2.0×	(配線のみ撤去) IV2.0x2	(19)
×//×	(配線のみ撤去) IV1.6x2	(19)
×///×	(配線のみ撤去) IV1.6x3	(19)
×////×	(配線のみ撤去) IV1.6x4	(25)
×/////×	(配線のみ撤去) IV1.6x5	(25)
×//////×	(配線のみ撤去) IV1.6x6	(25)
×-----×	(撤去) VF1.6-2C	

注記

- ・既設を十分調査を行い、施工を行うこと。
- ・×印については撤去を示す。
- ・細線の機器及び配線については既設流用部を示す。
- ・(M)については立下げ部1種金属線びにて保護部を示す。
- ・(MBOX)については1種金属線びBOXのみ取り付け部を示す。
- ・☆印については取外し再取付の機器を示す。



凡例	記号	名称
■	電灯分電盤	
□	照明器具	
○	照明器具	
●	非常照明	
●	スイッチ 1P15A	
●L	スイッチ 1P15A	
▽	熱線センサー付自動スイッチ (親機)	
▽F	熱線センサー付自動スイッチ (親機) 換気扇連動	
▽	熱線センサー付自動スイッチ (子機)	
▽F	熱線センサー付自動スイッチ (子機) 換気扇連動	
●RASx2	熱線センサー操作ユニットx2 (照明・換気)	
扇	換気扇 (別途機械設備工事)	
□	アウトレットボックス	
Ⓜ	プルボックス (XYZについてはサイズを示す。)(WPについては防水形・SUS製とする。)	
Ⓜ	はつり補修部	

特記なき配管配線については下記とする。

—	いんべい配管
---	露出配管
----	天井ころがし配線

---//2.0---	EM-EEF2.0-3C	(1CE)
---//---	EM-EEF1.6-3C	
---//6---	EM-EEF1.6-3Cx2	
---	EM-EEF1.6-3C	(1CE)
---//6---	EM-EEF1.6-2C+3C	(1CE)
---// (☆) ---	EM-IE1.6x3	既設配管へ入線
---//6 (☆) ---	EM-IE1.6x6	既設配管へ入線

注記

- ・既設を十分調査を行い、施工を行うこと。
- ・細線の機器及び配線については既設流用部を示す。
- ・(☆)については既設配管及び既設位置ボックス流用部を示す。
- ・(M)については立下げ部1種金属線びにて保護部を示す。
- ・(MBOX)については1種金属線びBOXのみ取り付け部を示す。
- ・☆印については取外し再取付の機器を示す。

※防火区画となる貫通処理は
国土交通省大臣認定工法による防火処理を施すこと
印部 防火区画貫通部を示す

Memo

改修前

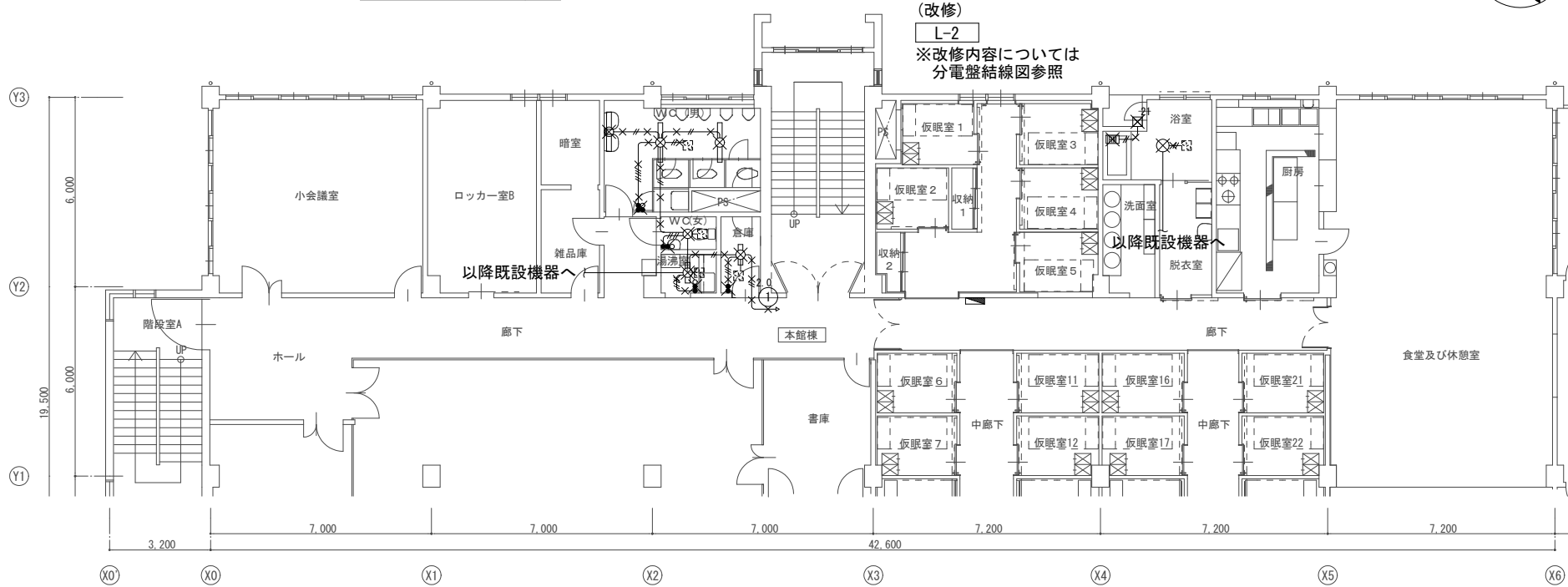
WC (男)	
(撤去) 直付FHF32Wx1	2
(撤去) プラケットFL40Wx1	1

WC (女)	
(撤去) シーリングライト	1

湯沸室	
(撤去) 直付FL20Wx1	1

倉庫	
(撤去) 直付FL20Wx1	1

浴室	
(撤去) シーリングライト	1



2階平面図 1/100

凡例

記号	名称
■	電灯分電盤
□	照明器具
○	照明器具
□	照明器具
●	スイッチ 1P15A
○	パイロットランプ
Ⓟ	カバープレート
Ⓜ	コンセント 2P15x1
Ⓜ	換気扇 (別途機械設備工事)
Ⓜ	給湯器リモコン
□	アウトレットボックス

特記なき配管配線については下記とする。

—	いんべい配管
---	露出配管
----	天井ころがし配線
—//2.0—	(配線のみ撤去) IV2.0x2 (19)
—//—	(配線のみ撤去) IV1.6x2 (19)
—//—	(配線のみ撤去) IV1.6x3 (19)
—//—	(配線のみ撤去) IV1.6x4 (25)
—//—	(配線のみ撤去) IV1.6x5 (25)
—//—	(配線のみ撤去) IV1.6x6 (25)
—//—	(撤去) VF1.6-2C

- 注記
- ・既設を十分調査を行い、施工を行うこと。
 - ・×印については撤去を示す。
 - ・細線の機器及び配線については既設流用部を示す。
 - ・(M)については立下げ部1種金属線びにて保護部を示す。
 - ・(MBOX)については1種金属線びBOXのみ取付け部を示す。
 - ・☆印については取外し再取付の機器を示す。

改修後

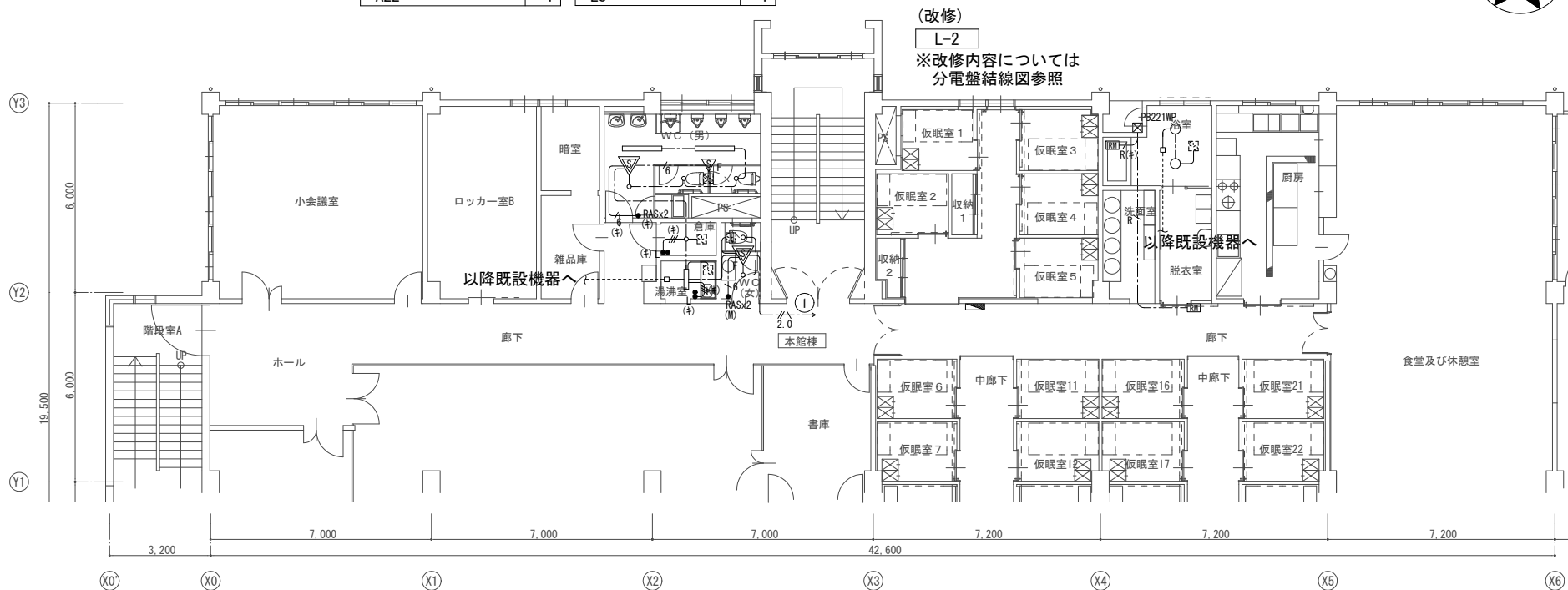
WC (男)	
B17	2
E5	2
E8	1

WC (女)	
E8	2

湯沸室	
A22	1

倉庫	
E8	1

浴室	
F11W	2



2階平面図 1/100

凡例

記号	名称
■	電灯分電盤
□	照明器具
○	照明器具
●	非常照明
●	スイッチ 1P15A
●L	スイッチ 1PPL15A
▽	熱線センサー付自動スイッチ (親機)
▽F	熱線センサー付自動スイッチ (親機) 換気扇連動
▽	熱線センサー付自動スイッチ (子機)
▽F	熱線センサー付自動スイッチ (子機) 換気扇連動
●RASx2	熱線センサー操作ユニットx2 (照明・換気)
Ⓜ	換気扇 (別途機械設備工事)
Ⓜ	給湯器リモコン (別途機械設備工事支給)
□	アウトレットボックス
ⓂPXYZ	プルボックス (XYZについてはサイズを示す。)(WPについては防水形・SUS製とする。)

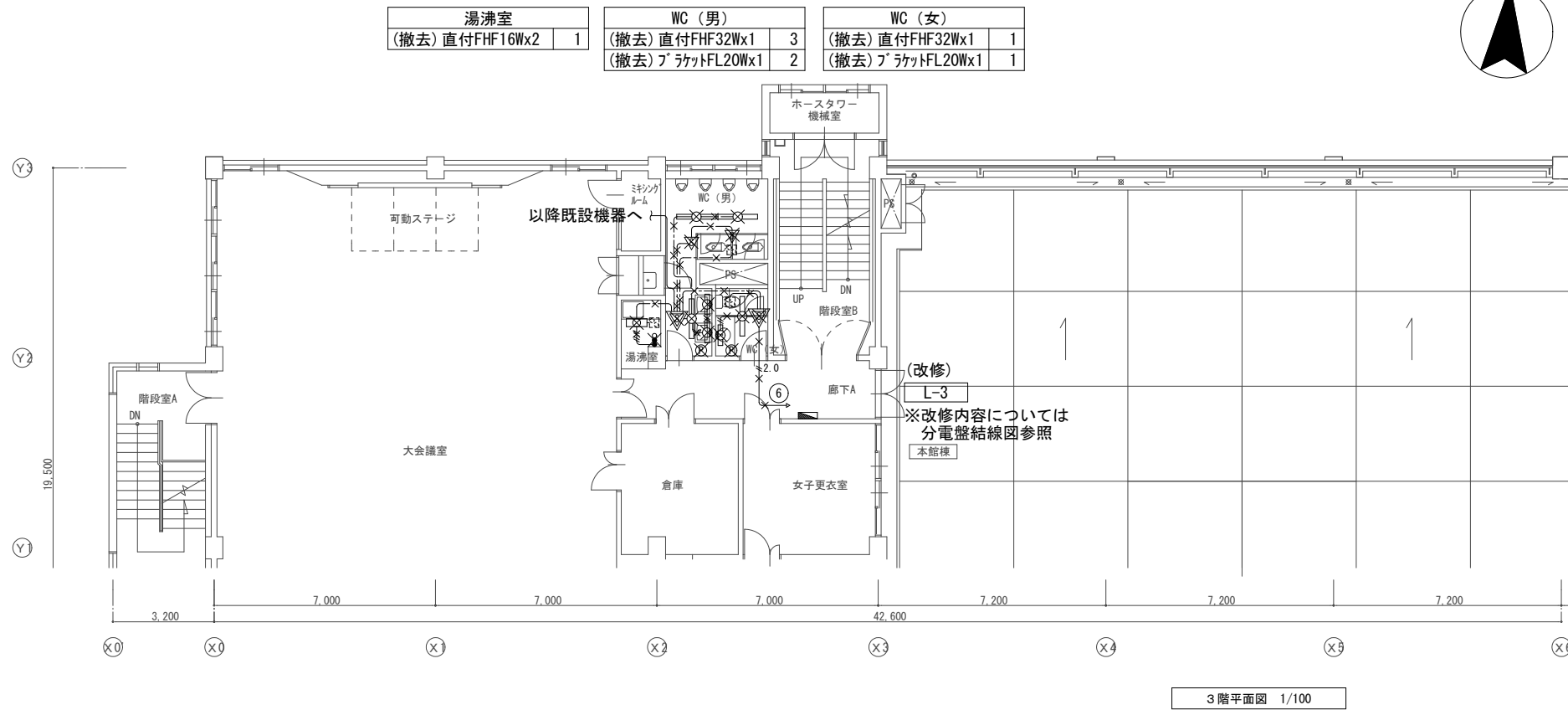
特記なき配管配線については下記とする。

—	いんべい配管
---	露出配管
----	天井ころがし配線
—//2.0—	EM-EEF2.0-3C (1CE)
—//—	EM-EEF1.6-3C
—//6—	EM-EEF1.6-3Cx2
—//—	EM-EEF1.6-3C (1CE)
—//—	EM-EEF1.6-2C+3C (1CE)
—// (キ) —	EM-IE1.6x3 既設配管へ入線
—//6 (キ) —	EM-IE1.6x6 既設配管へ入線
—//R—	EM-CEE1.25-2C
—//R (キ) —	EM-CEE1.25-2C 既設配管へ入線

- 注記
- ・既設を十分調査を行い、施工を行うこと。
 - ・細破線の機器及び配線については既設流用部を示す。
 - ・(キ)については既設配管及び既設位置ボックス流用部を示す。
 - ・(M)については立下げ部1種金属線びにて保護部を示す。
 - ・(MBOX)については1種金属線びBOXのみ取付け部を示す。
 - ・☆印については取外し再取付の機器を示す。

Memo

改修前



凡例	記号	名称
■	電灯分電盤	
□	照明器具	
○	照明器具	
□	照明器具	
●	スイッチ 1P15A	
○	パイロットランプ	
Ⓟ	カバープレート	
Ⓜ	コンセント 2P15x1	
扇	換気扇 (別途機械設備工事)	
□	アウトレットボックス	

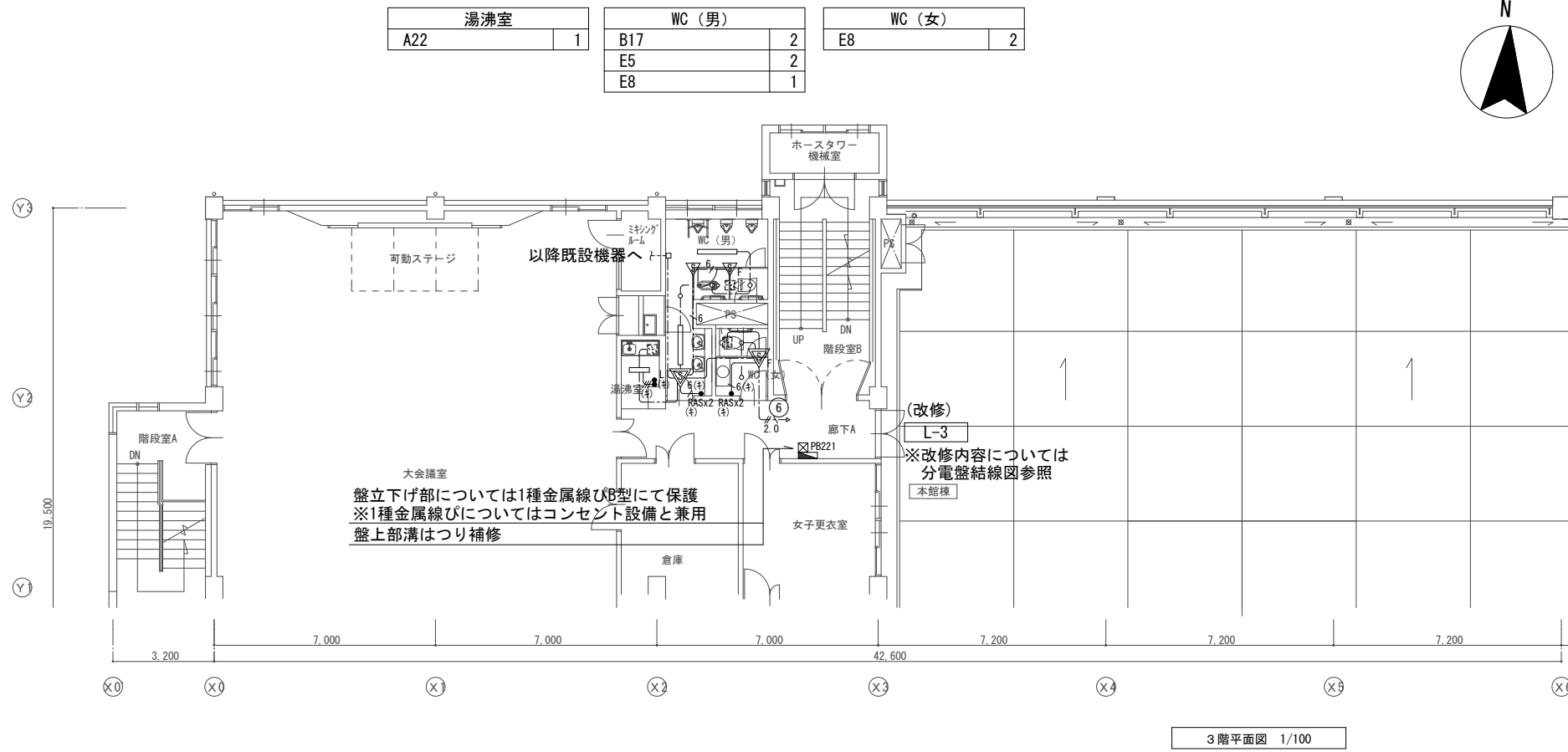
特記なき配管配線については下記とする。

—	いんべい配管
---	露出配管
----	天井こころがし配線

×//2.0×	(配線のみ撤去) IV2.0x2	(19)
×//×	(配線のみ撤去) IV1.6x2	(19)
×///×	(配線のみ撤去) IV1.6x3	(19)
×////×	(配線のみ撤去) IV1.6x4	(25)
×/////×	(配線のみ撤去) IV1.6x5	(25)
×//////×	(配線のみ撤去) IV1.6x6	(25)
×-----×	(撤去) WF1.6-2C	

- 注記
- ・既設を十分調査を行い、施工を行うこと。
 - ・×印については撤去を示す。
 - ・細線の機器及び配線については既設流用部を示す。
 - ・(M)については立下げ部1種金属線びにて保護部を示す。
 - ・(MBOX)については1種金属線びBOXのみ取付け部を示す。
 - ・☆印については取外し再取付の機器を示す。

改修後



凡例	記号	名称
■	電灯分電盤	
□	照明器具	
○	照明器具	
●	非常照明	
●	スイッチ 1P15A	
●L	スイッチ 1P15A	
▽	熱線センサー付自動スイッチ (親機)	
▽F	熱線センサー付自動スイッチ (親機) 換気扇連動	
▽	熱線センサー付自動スイッチ (子機)	
▽F	熱線センサー付自動スイッチ (子機) 換気扇連動	
●RASx2	熱線センサー操作ユニットx2 (照明・換気)	
扇	換気扇 (別途機械設備工事)	
□	アウトレットボックス	
□PXYZ	プルボックス (XYZについてはサイズを示す。) (WPについては防水形・SUS製とする。)	

特記なき配管配線については下記とする。

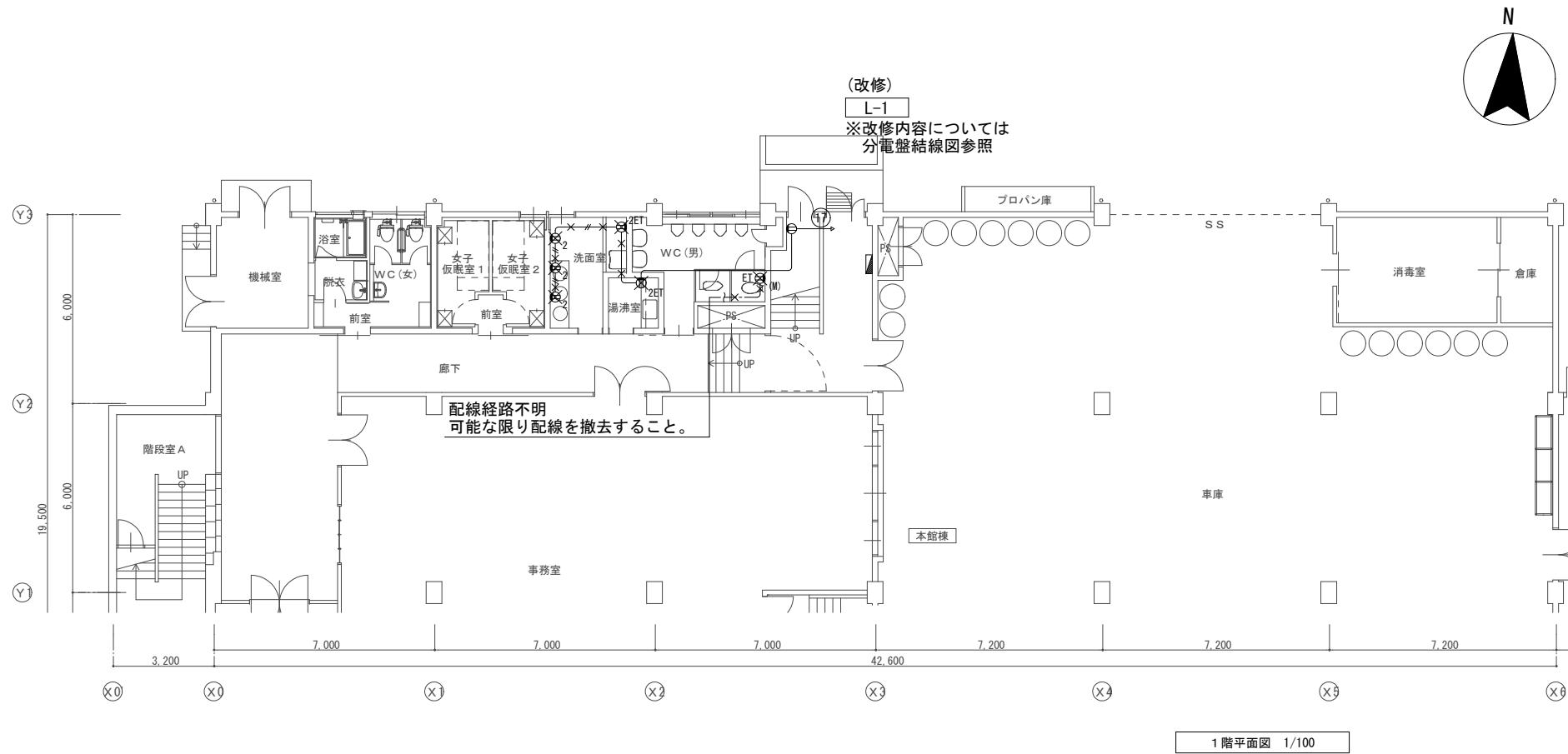
—	いんべい配管
---	露出配管
----	天井こころがし配線

---//2.0---	EM-EEF2.0-3C	(1CE)
---//---	EM-EEF1.6-3C	
---//6---	EM-EEF1.6-3Cx2	
---	EM-EEF1.6-3C	(1CE)
---//6---	EM-EEF1.6-2C+3C	(1CE)
---// (キ)	EM-IE1.6x3	既設配管へ入線
---//6 (キ)	EM-IE1.6x6	既設配管へ入線

- 注記
- ・既設を十分調査を行い、施工を行うこと。
 - ・細破線の機器及び配線については既設流用部を示す。
 - ・(キ)については既設配管及び既設位置ボックス流用部を示す。
 - ・(M)については立下げ部1種金属線びにて保護部を示す。
 - ・(MBOX)については1種金属線びBOXのみ取付け部を示す。
 - ・☆印については取外し再取付の機器を示す。

Memo

改修前



凡例	記号	名称
	■	電灯分電盤
	⊖	コンセント 2P15Ax1
	⊖ ₂	コンセント 2P15Ax2
	⊖ _{ET}	コンセント 2P15Ax1 ET付
	⊖ _{2ET}	コンセント 2P15Ax2 ET付
	⊖ _{2EET}	コンセント 2P15AEx2 ET付
	⊖ _{WP}	防雨コンセント 2P15AEx2 ET付
	□	アウトレットボックス

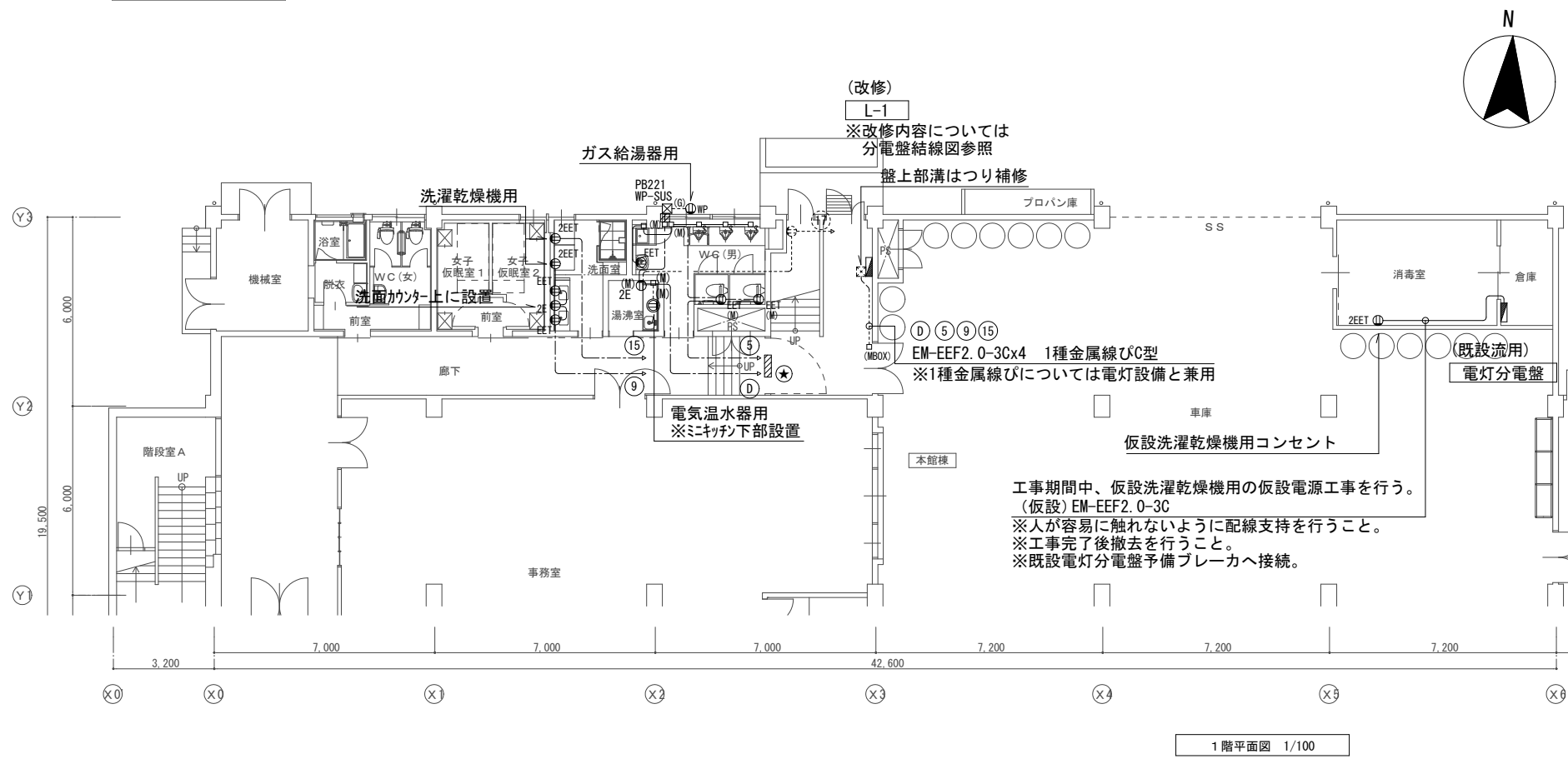
特記なき配管配線については下記とする。

———	いんべい配管
.....	露出配管
-----	天井ころがし配線
---X---X---	(配線のみ撤去) 1V2.0x2 (19)
---X---X---	(配線のみ撤去) 1V2.0x2 E1.6 (19)
---X---X---	(配線のみ撤去) 1V2.0x4 E1.6 (25)
---X---X---	(撤去) VVF2.0-2C
---X---X---	(撤去) VVF2.0-3C (1CE)

注記

- ・既設を十分調査を行い、施工を行うこと。
- ・×印については撤去を示す。
- ・細線の機器及び配線については既設流用部を示す。
- ・(M)については立下げ部1種金属線びにて保護部を示す。
- ・(MBOX)については1種金属線びBOXのみ取り付け部を示す。

改修後



凡例	記号	名称
	■	電灯分電盤
	⊖ ₂	コンセント 2P15Ax2
	⊖ _{2E}	コンセント 2P15AEx2
	⊖ _{EET}	コンセント 2P15AEx1 ET付
	⊖ _{2EET}	コンセント 2P15AEx2 ET付
	⊖	コンセント 2P15A・20AEx1 (200V)
	⊖ _{WP}	防雨コンセント 2P15AEx2 ET付
	□ _S	センサー電源
	□	アウトレットボックス
	⊠ _{PXYZ}	プルボックス (XYZについてはサイズを示す。)(WPについては防水形・SUS製とする。)
	⊠	はつり補修部

特記なき配管配線については下記とする。

———	いんべい配管
.....	露出配管
-----	天井ころがし配線
-----	EM-EEF2.0-3C (1CE)
-----	EM-IE2.0x2 E1.6 (PF16)
.....(G).....	EM-IE2.0x2 E1.6 (G16)
.....(M).....	EM-EEF2.0-3C (1CE) 1種金属線びA型
-----(*)-----	EM-IE2.0x2 E1.6 既設配管へ入線

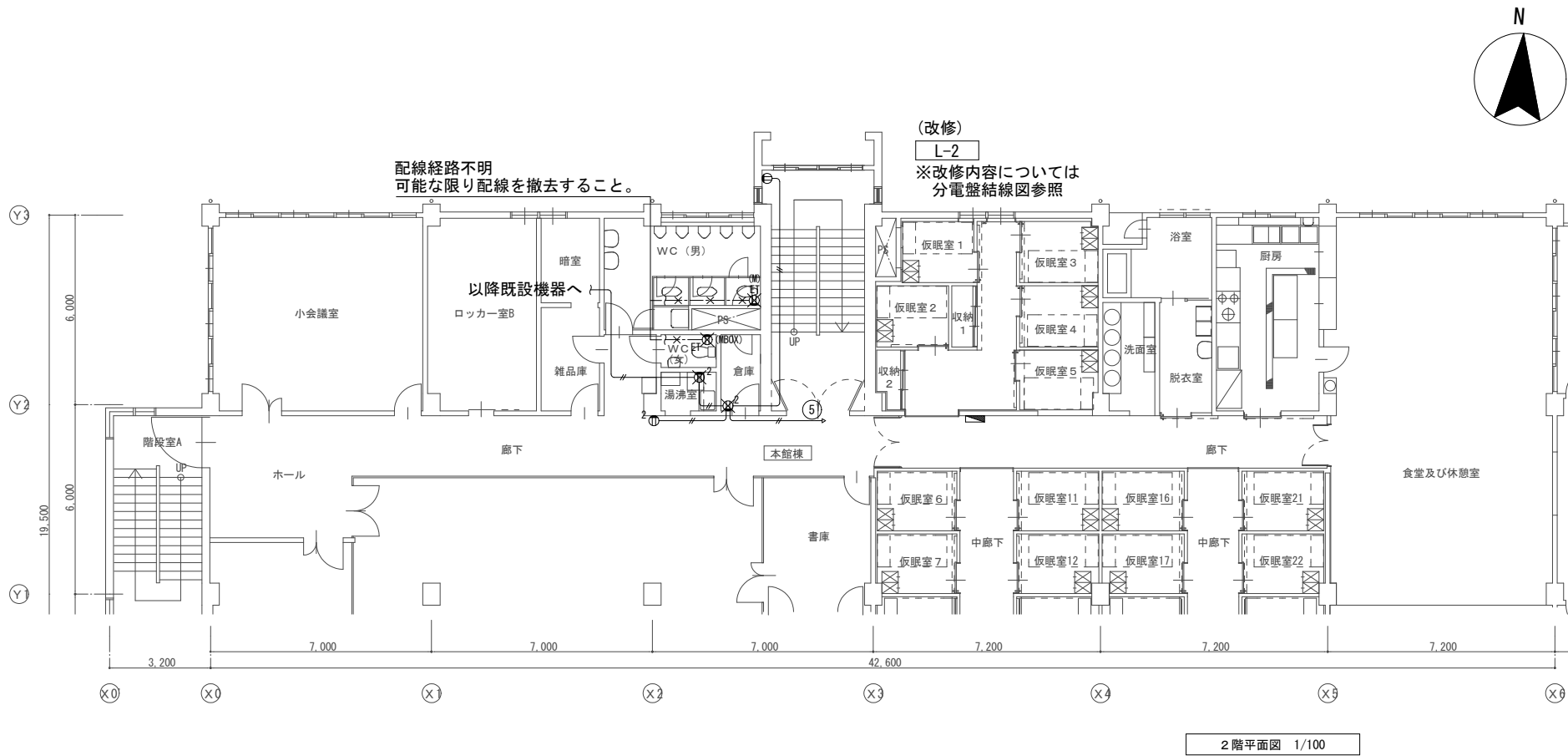
注記

- ・既設を十分調査を行い、施工を行うこと。
- ・細線の機器及び配線については既設流用部を示す。
- ・(*)については既設配管及び既設位置ボックス流用部を示す。
- ・(M)については立下げ部1種金属線びにて保護部を示す。
- ・(MBOX)については1種金属線びBOXのみ取り付け部を示す。

※防火区画となる貫通処理は
国土交通省大臣認定工法による防火処理を施すこと
★印部 防火区画貫通部を示す

Memo

改修前



凡例	記号	名称
	■	電灯分電盤
	⊖	コンセント 2P15Ax1
	⊖ ₂	コンセント 2P15Ax2
	⊖ _{ET}	コンセント 2P15Ax1 ET付
	⊖ _{2ET}	コンセント 2P15Ax2 ET付
	⊖ _{2EET}	コンセント 2P15AEx2 ET付
	⊖ _{WP}	防雨コンセント 2P15AEx2 ET付
	□	アウトレットボックス

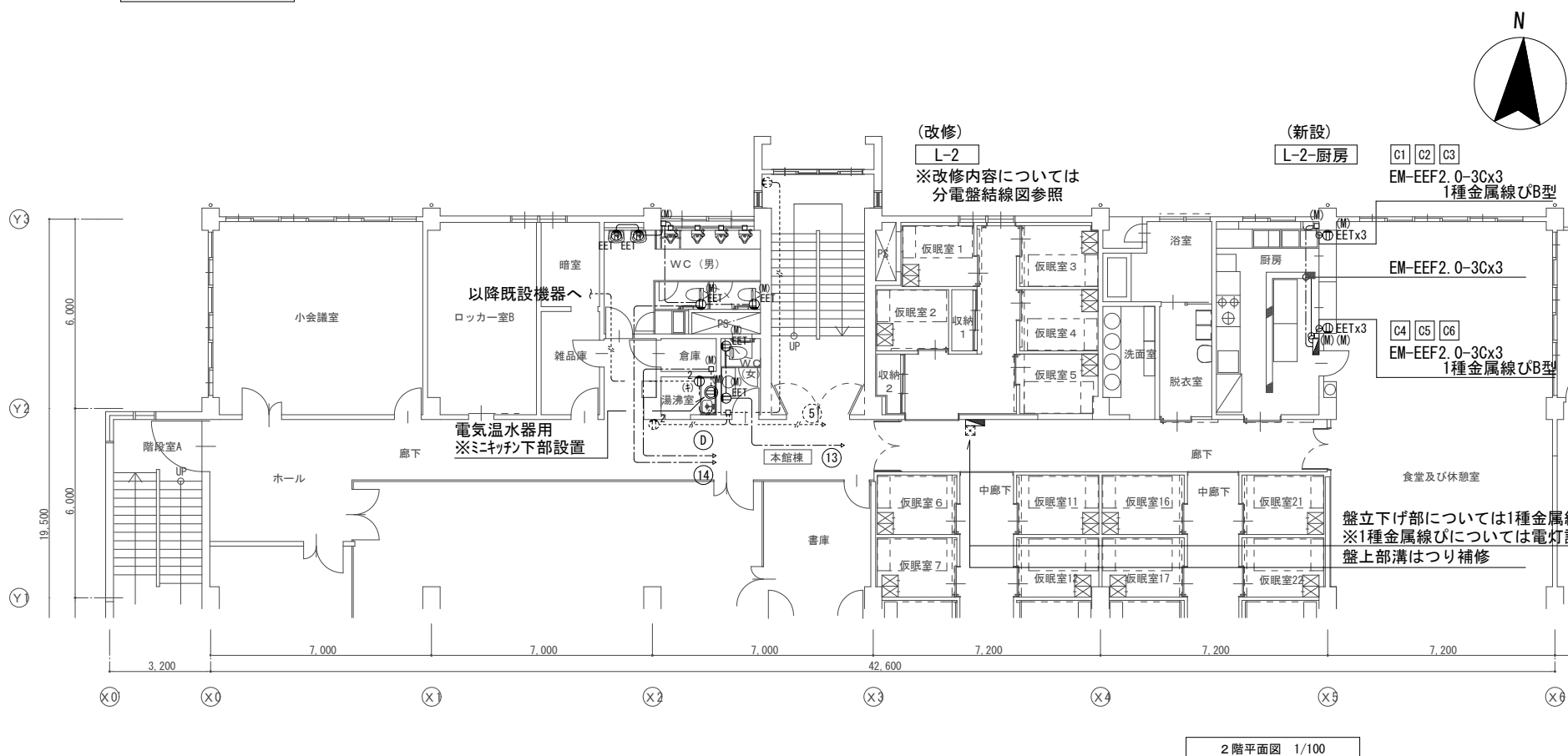
特記なき配管配線については下記とする。

———	いんべい配管
.....	露出配管
-----	天井ころがし配線
×//×	(配線のみ撤去) IV2.0x2 (19)
×——×	(配線のみ撤去) IV2.0x2 E1.6 (19)
×///×	(配線のみ撤去) IV2.0x4 E1.6 (25)
×-/-×	(撤去) VVF2.0-2C
×- - -×	(撤去) VVF2.0-3C (1CE)

注記

- ・既設を十分調査を行い、施工を行うこと。
- ・×印については撤去を示す。
- ・細線の機器及び配線については既設流用部を示す。
- ・(M)については立下げ部1種金属線びにて保護部を示す。
- ・(MBOX)については1種金属線びBOXのみ取り付け部を示す。

改修後



凡例	記号	名称
	■	電灯分電盤
	⊖ ₂	コンセント 2P15Ax2
	⊖ _{2E}	コンセント 2P15AEx2
	⊖ _{EET}	コンセント 2P15AEx1 ET付
	⊖ _{2EET}	コンセント 2P15AEx2 ET付
	⊖	コンセント 2P15A・20AEx1 (200V)
	⊖ _{WP}	防雨コンセント 2P15AEx2 ET付
	□ _S	センサー電源
	□	アウトレットボックス
	⊠ _{PXYZ}	プルボックス (XYZについてはサイズを示す。) (WPについては防水形・SUS製とする。)
	⊠	はつり補修部

特記なき配管配線については下記とする。

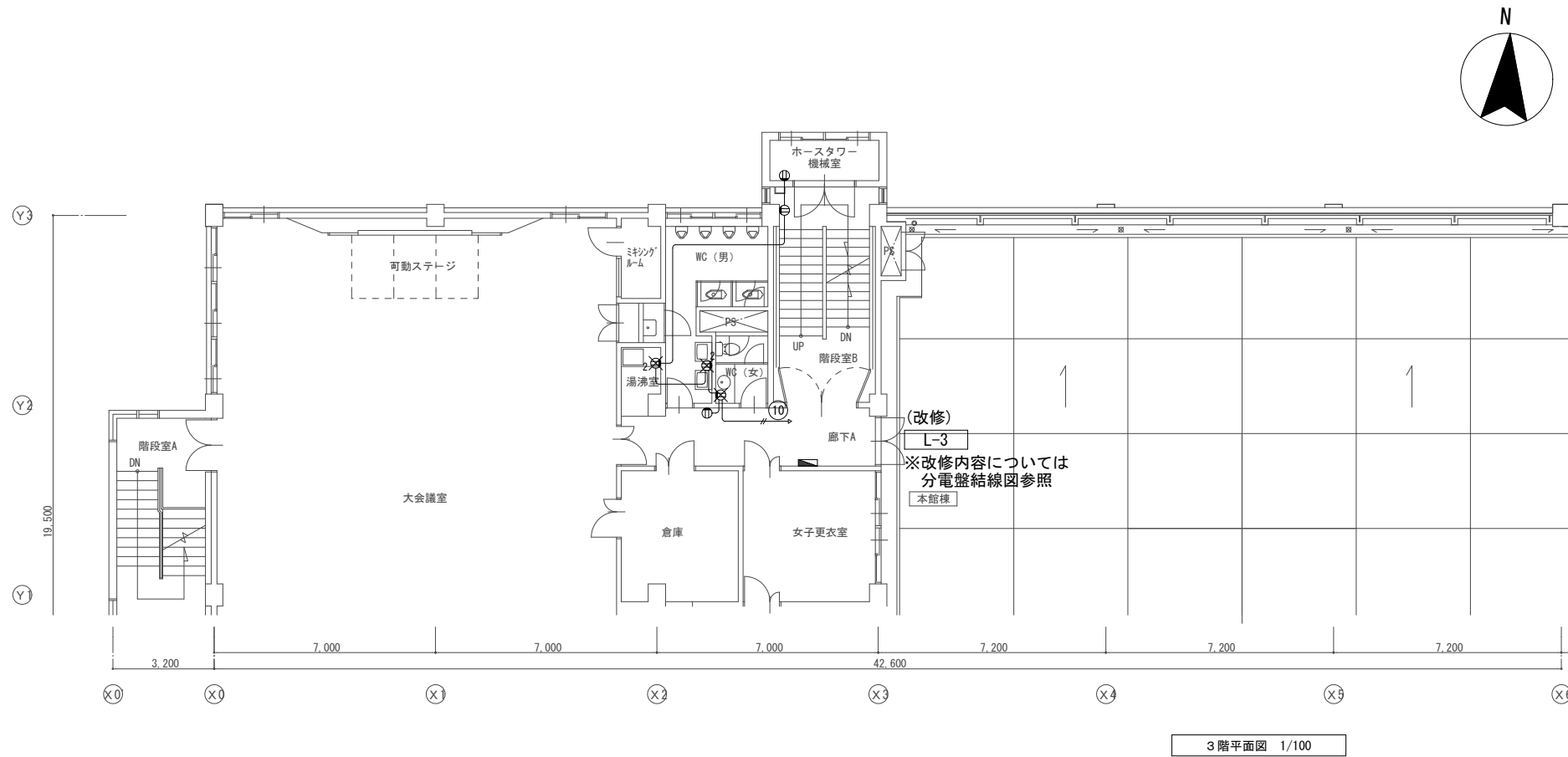
———	いんべい配管
.....	露出配管
-----	天井ころがし配線
-----	EM-EEF2.0-3C (1CE)
———	EM-IE2.0x2 E1.6 (PF16)
.....(G)	EM-IE2.0x2 E1.6 (G16)
.....(M)	EM-EEF2.0-3C (1CE) 1種金属線びA型
.....(*)	EM-IE2.0x2 E1.6 既設配管へ入線

注記

- ・既設を十分調査を行い、施工を行うこと。
- ・細線の機器及び配線については既設流用部を示す。
- ・(*)については既設配管及び既設位置ボックス流用部を示す。
- ・(M)については立下げ部1種金属線びにて保護部を示す。
- ・(MBOX)については1種金属線びBOXのみ取り付け部を示す。

Memo

改修前



3階平面図 1/100

凡例	記号	名称
	■	電灯分電盤
	⊖	コンセント 2P15Ax1
	⊖ ₂	コンセント 2P15Ax2
	⊖ _{ET}	コンセント 2P15Ax1 ET付
	⊖ _{2ET}	コンセント 2P15Ax2 ET付
	⊖ _{2EET}	コンセント 2P15Ax2 ET付
	⊖ _{WP}	防雨コンセント 2P15Ax2 ET付
	□	アウトレットボックス

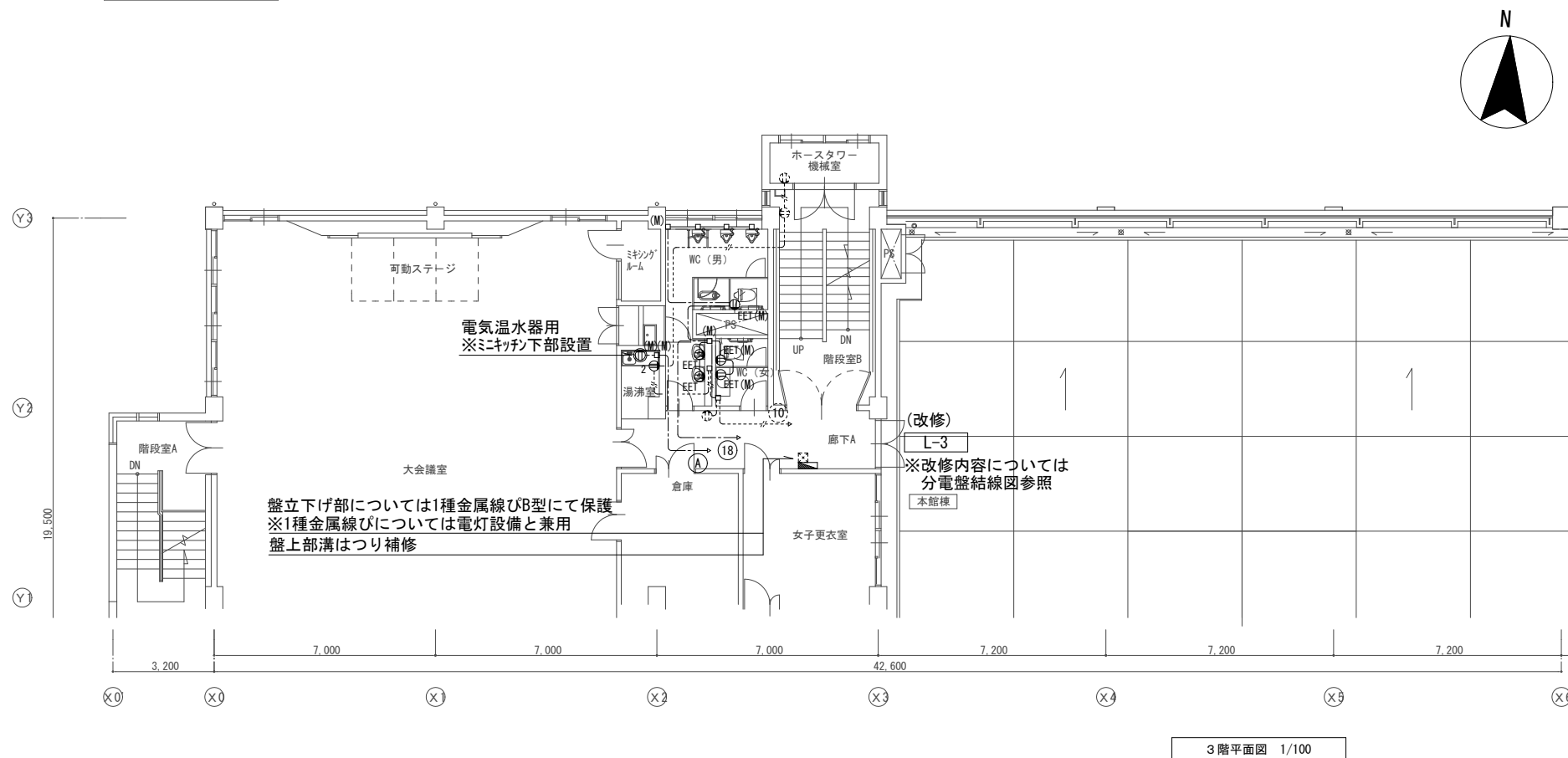
特記なき配管配線については下記とする。

———	いんべい配管
.....	露出配管
-----	天井ころがし配線
×//×	(配線のみ撤去) 1V2.0x2 (19)
×——×	(配線のみ撤去) 1V2.0x2 E1.6 (19)
×///×	(配線のみ撤去) 1V2.0x4 E1.6 (25)
×-/-×	(撤去) VVF2.0-2C
×- - -×	(撤去) VVF2.0-3C (1CE)

注記

- ・既設を十分調査を行い、施工を行うこと。
- ・×印については撤去を示す。
- ・細線の機器及び配線については既設流用部を示す。
- ・(M)については立下げ部1種金属線びにて保護部を示す。
- ・(MBOX)については1種金属線びBOXのみ取付け部を示す。

改修後



3階平面図 1/100

凡例	記号	名称
	■	電灯分電盤
	⊖ ₂	コンセント 2P15Ax2
	⊖ _{2E}	コンセント 2P15Ax2
	⊖ _{EET}	コンセント 2P15Ax1 ET付
	⊖ _{2EET}	コンセント 2P15Ax2 ET付
	⊖	コンセント 2P15A・20Ax1 (200V)
	⊖ _{WP}	防雨コンセント 2P15Ax2 ET付
	□ _S	センサー電源
	□	アウトレットボックス
	⊠ _{PXYZ}	プルボックス (XYZについてはサイズを示す。) (WPについては防水形・SUS製とする。)
	⊠	はつり補修部

特記なき配管配線については下記とする。

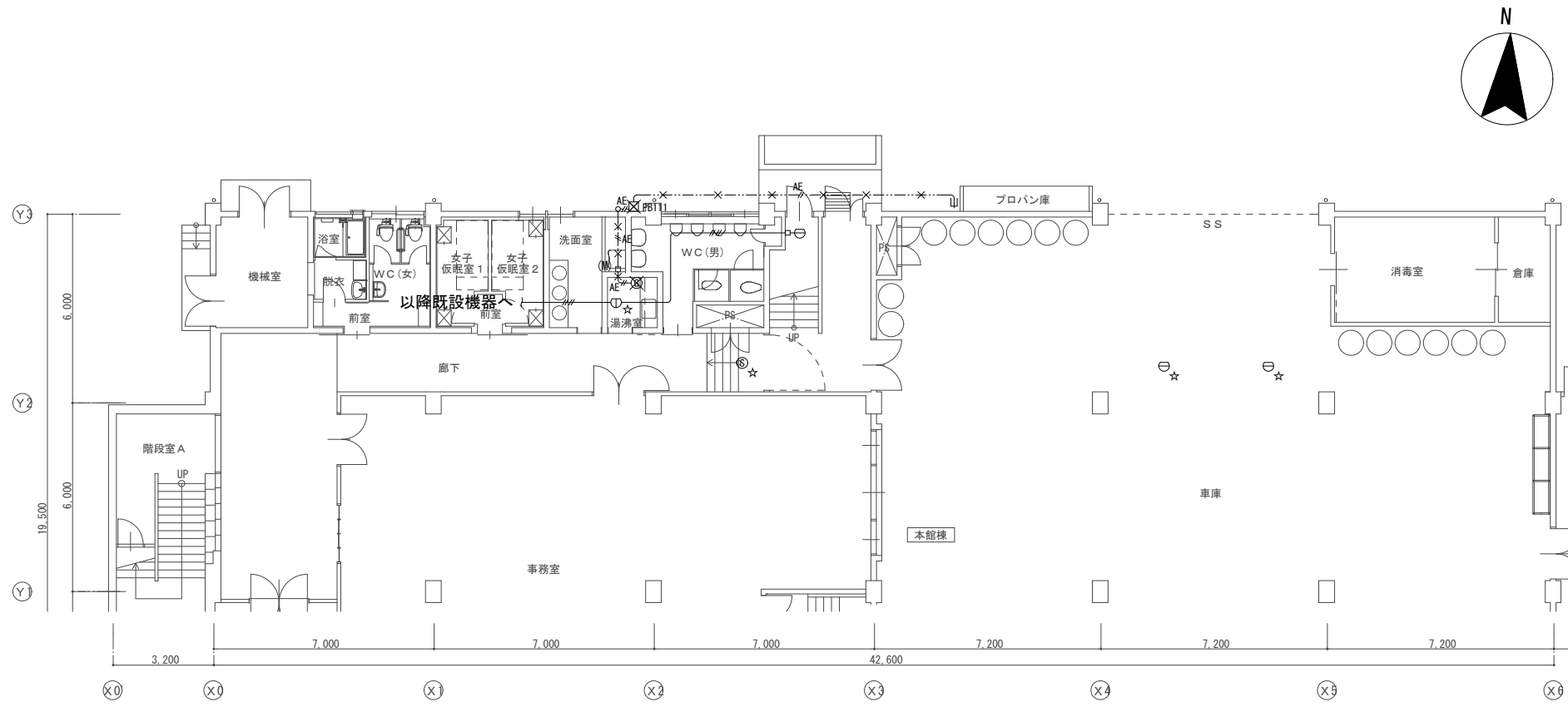
———	いんべい配管
.....	露出配管
-----	天井ころがし配線
-----	EM-EEF2.0-3C (1CE)
———	EM-1E2.0x2 E1.6 (PF16)
.....(G)	EM-1E2.0x2 E1.6 (G16)
.....(M)	EM-EEF2.0-3C (1CE) 1種金属線びA型
———(*)	EM-1E2.0x2 E1.6 既設配管へ入線

注記

- ・既設を十分調査を行い、施工を行うこと。
- ・細破線の機器及び配線については既設流用部を示す。
- ・(*)については既設配管及び既設位置ボックス流用部を示す。
- ・(M)については立下げ部1種金属線びにて保護部を示す。
- ・(MBOX)については1種金属線びBOXのみ取付け部を示す。

Memo

改修前



1階平面図 1/100

凡例	記号	名称
	⊙	天井埋込スピーカ
	⊕	壁掛型スピーカ
	⊖	差動式スポット型感知器 2種 露出
	⓪	定温式スポット型感知器 1種 防水 露出
	Ⓢ	光電式スポット型感知器 3種 露出
	ⓐ	ガス漏れ警報器
	○	露出ボックス
	⊠PBXYZ	ブルボックス (XYZについてはサイズを示す。) (WPについては防水形・SUS製とする。)

特記なき配管配線については下記とする。

———	いんべい配管
.....	露出配管
-----	天井こがし配線
-----	地中配管

—X/—X—	(配線のみ撤去) IV1.2x4	(19)
—X/AE—	(撤去) AE1.2-2C	こがし
—X/AE—	(撤去) AE1.2-2C	(E19)
—X/AE—	(配線のみ撤去) AE1.2-2C	(PF16)

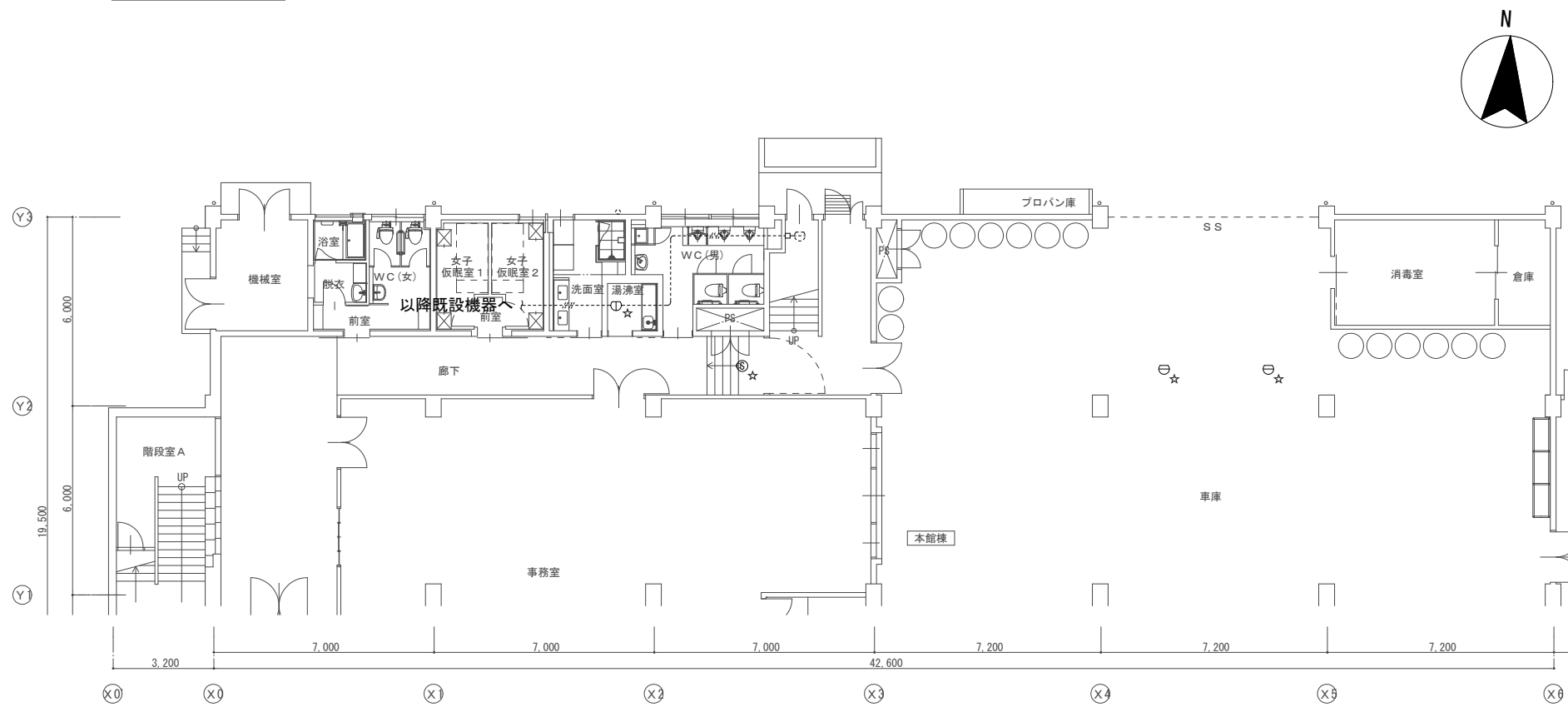
注記

- ・既設を十分調査を行い、施工を行うこと。
- ・×印については撤去を示す。
- ・細線の機器及び配線については既設流用部を示す。
- ・(M)については立下げ部1種金属線ひにて保護部を示す。
- ・☆印については取外し再取付の機器を示す。
- ・△印については移設の機器を示す。

ガス漏れ警報器について

- ・撤去したガス漏れ警報器については消防署へ返却すること。

改修後



1階平面図 1/100

凡例	記号	名称
	⊙	天井埋込スピーカ ATT付
	⊖	差動式スポット型感知器 2種 露出
	⓪	定温式スポット型感知器 1種 防水 露出
	Ⓢ	光電式スポット型感知器 3種 露出
	○	露出ボックス

特記なき配管配線については下記とする。

———	いんべい配管
-----	天井こがし配線

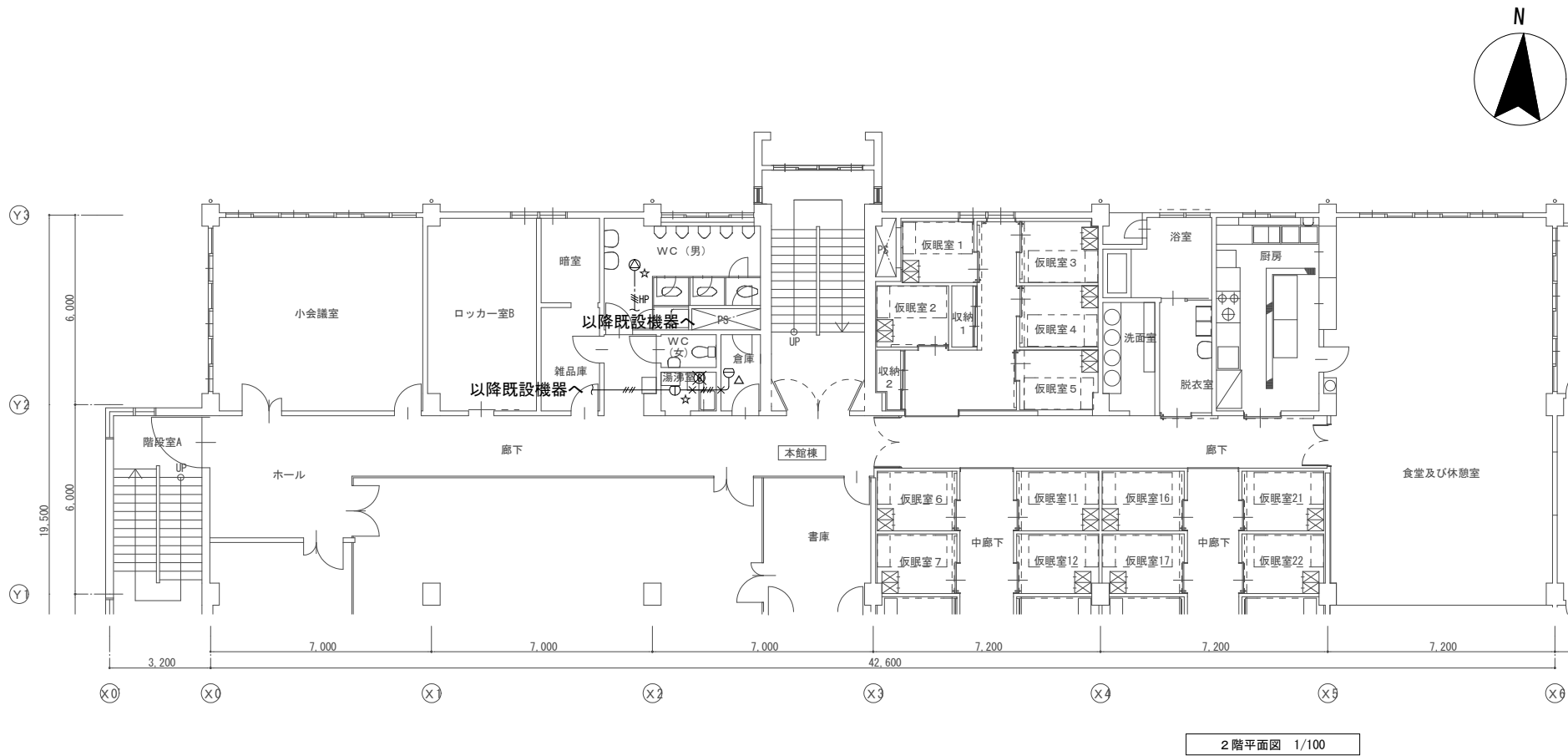
—X/AE—	EM-AE1.2-4C	天井内
--------	-------------	-----

注記

- ・既設を十分調査を行い、施工を行うこと。
- ・細破線の機器及び配線については既設流用部を示す。
- ・☆印については取外し再取付の機器を示す。
- ・△印については移設の機器を示す。

Memo

改修前



凡例	
記号	名称
⊙	天井埋込スピーカ
⊕	壁掛型スピーカ
⊖	差動式スポット型感知器 2種 露出
⓪	定温式スポット型感知器 1種 防水 露出
Ⓢ	光電式スポット型感知器 3種 露出
ⓐ	ガス漏れ警報器
○	露出ボックス
⊠PBXYZ	ブルボックス (XYZについてはサイズを示す。) (WPについては防水形・SUS製とする。)

特記なき配管配線については下記とする。

—	いんべい配管
---	露出配管
----	天井こがし配線
-----	地中配管

×//×	(配線のみ撤去) IV1.2x4	(19)
×//AE	(撤去) AE1.2-2C	こがし
×//AE	(撤去) AE1.2-2C	(E19)
×//AE	(配線のみ撤去) AE1.2-2C	(PF16)

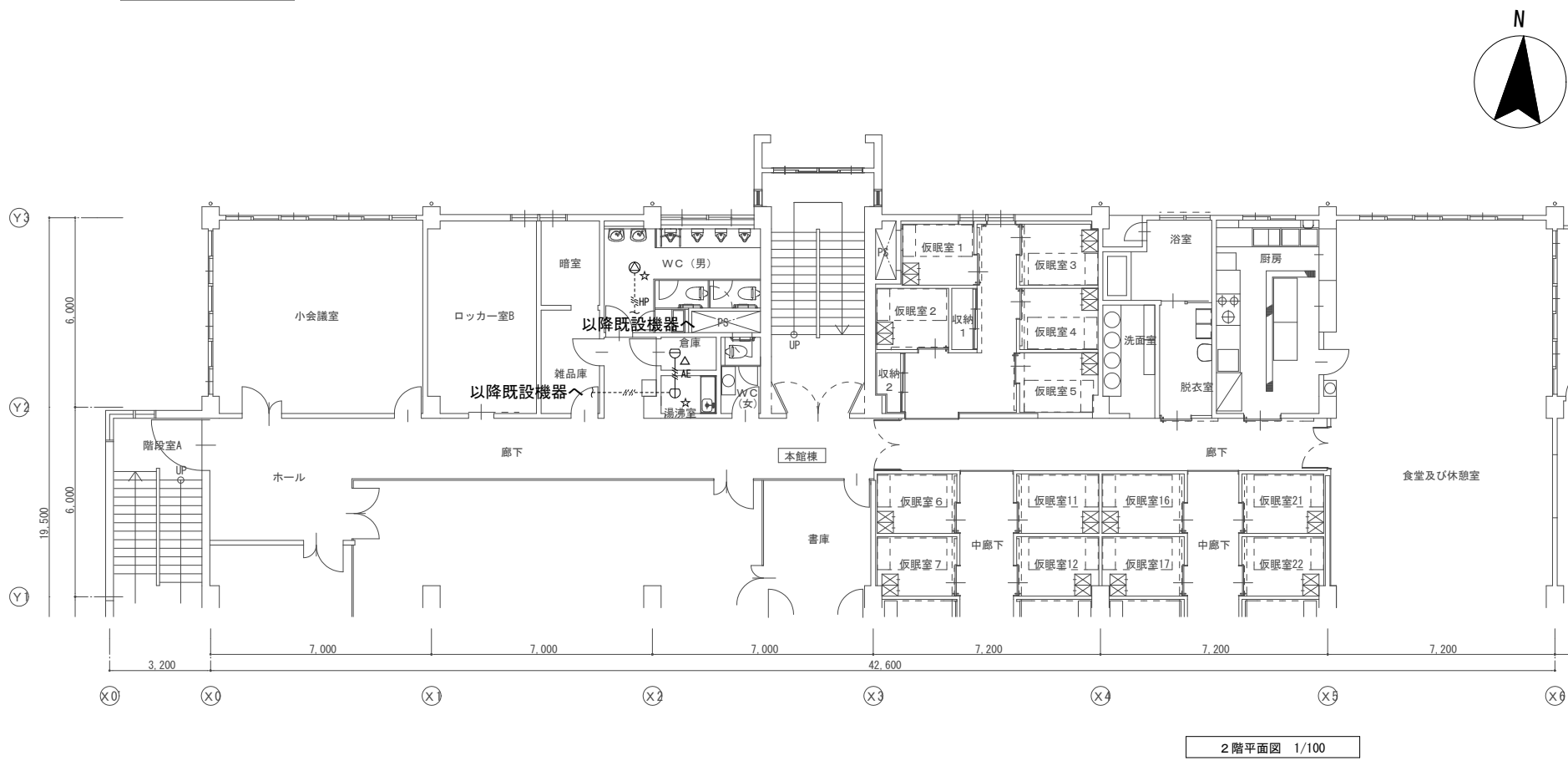
注記

- ・既設を十分調査を行い、施工を行うこと。
- ・×印については撤去を示す。
- ・細線の機器及び配線については既設流用部を示す。
- ・(M)については立下げ部1種金属線ひにて保護部を示す。
- ・☆印については取外し再取付の機器を示す。
- ・△印については移設の機器を示す。

ガス漏れ警報器について

- ・撤去したガス漏れ警報器については消防署へ返却すること。

改修後



凡例	
記号	名称
⊙	天井埋込スピーカ ATT付
⊖	差動式スポット型感知器 2種 露出
⓪	定温式スポット型感知器 1種 防水 露出
Ⓢ	光電式スポット型感知器 3種 露出
○	露出ボックス
ⓐ	ガス漏れ警報器 LPガス用 AC100V

特記なき配管配線については下記とする。

—	いんべい配管
---	天井こがし配線

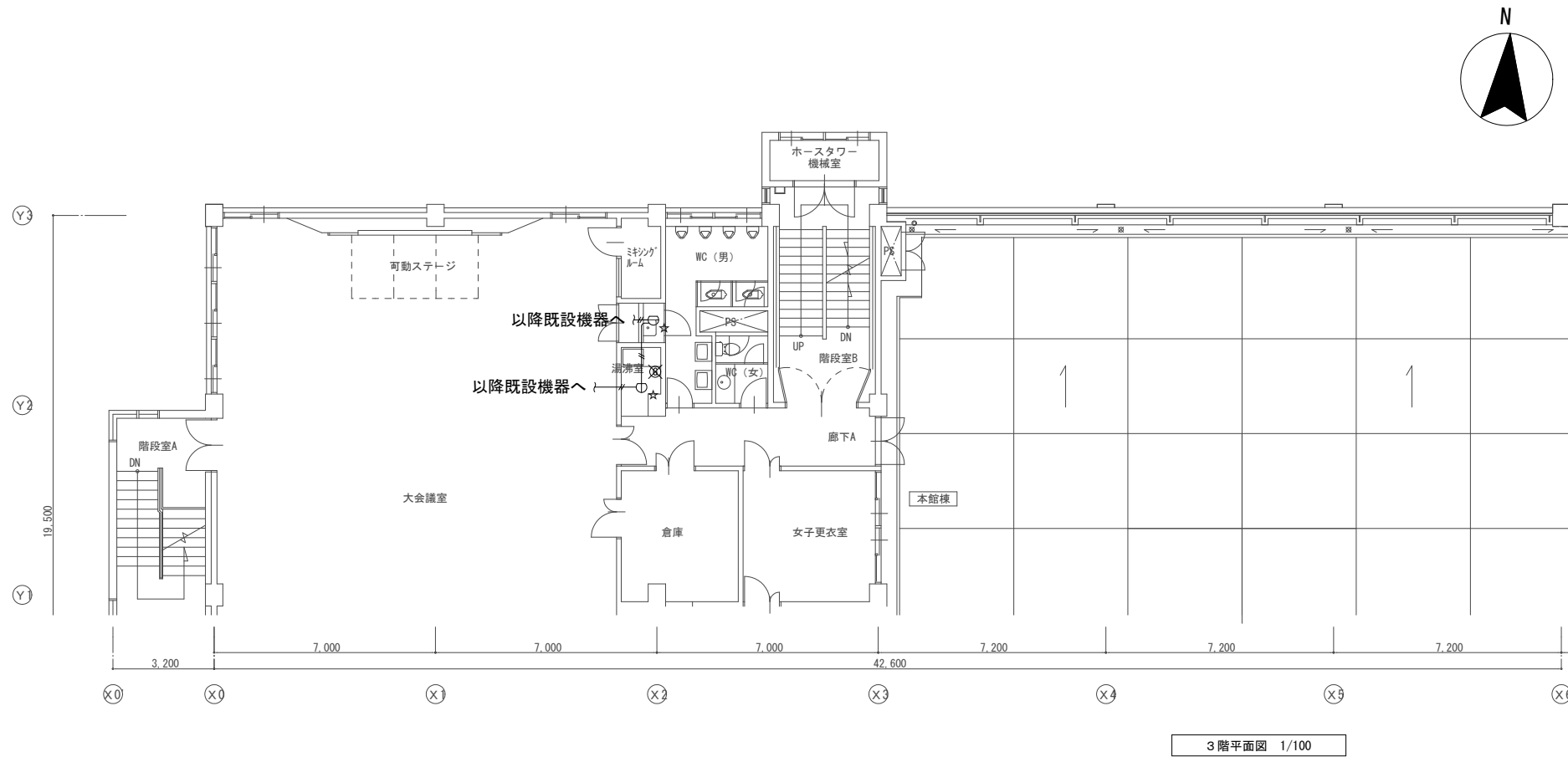
---//AE---	EM-AE1.2-4C	天井内
------------	-------------	-----

注記

- ・既設を十分調査を行い、施工を行うこと。
- ・細破線の機器及び配線については既設流用部を示す。
- ・☆印については取外し再取付の機器を示す。
- ・△印については移設の機器を示す。

Memo

改修前



凡例	記号	名称
	⊙	天井埋込スピーカ
	⊕	壁掛型スピーカ
	⊖	差動式スポット型感知器 2種 露出
	⓪	定温式スポット型感知器 1種 防水 露出
	Ⓢ	光電式スポット型感知器 3種 露出
	ⓐ	ガス漏れ警報器
	○	露出ボックス
	⊠PBXYZ	プルボックス (XYZについてはサイズを示す。) (WPについては防水形・SUS製とする。)

特記なき配管配線については下記とする。

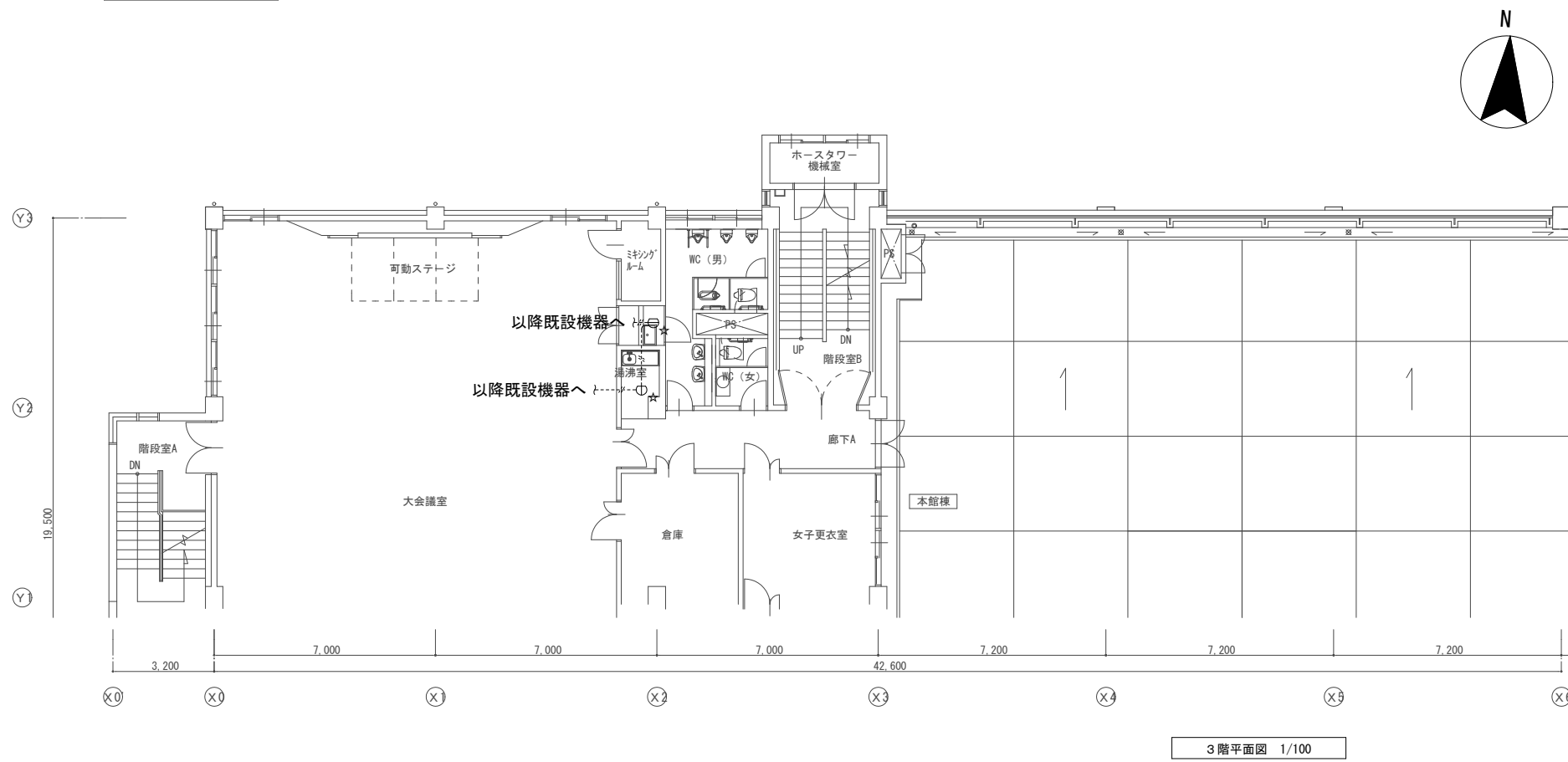
———	いんべい配管
.....	露出配管
-----	天井こがし配線
-----	地中配管

—X/—X—	(配線のみ撤去) IV1.2x4	(19)
—X/AE—	(撤去) AE1.2-2C	こがし
—X/AE—	(撤去) AE1.2-2C	(E19)
—X/AE—	(配線のみ撤去) AE1.2-2C	(PF16)

- 注記
- ・既設を十分調査を行い、施工を行うこと。
 - ・×印については撤去を示す。
 - ・細線の機器及び配線については既設流用部を示す。
 - ・(M)については立下げ部1種金属線ひにて保護部を示す。
 - ・☆印については取外し再取付の機器を示す。
 - ・△印については移設の機器を示す。

- ガス漏れ警報器について
- ・撤去したガス漏れ警報器については消防署へ返却すること。

改修後



凡例	記号	名称
	⊙	天井埋込スピーカ ATT付
	⊖	差動式スポット型感知器 2種 露出
	⓪	定温式スポット型感知器 1種 防水 露出
	Ⓢ	光電式スポット型感知器 3種 露出
	○	露出ボックス

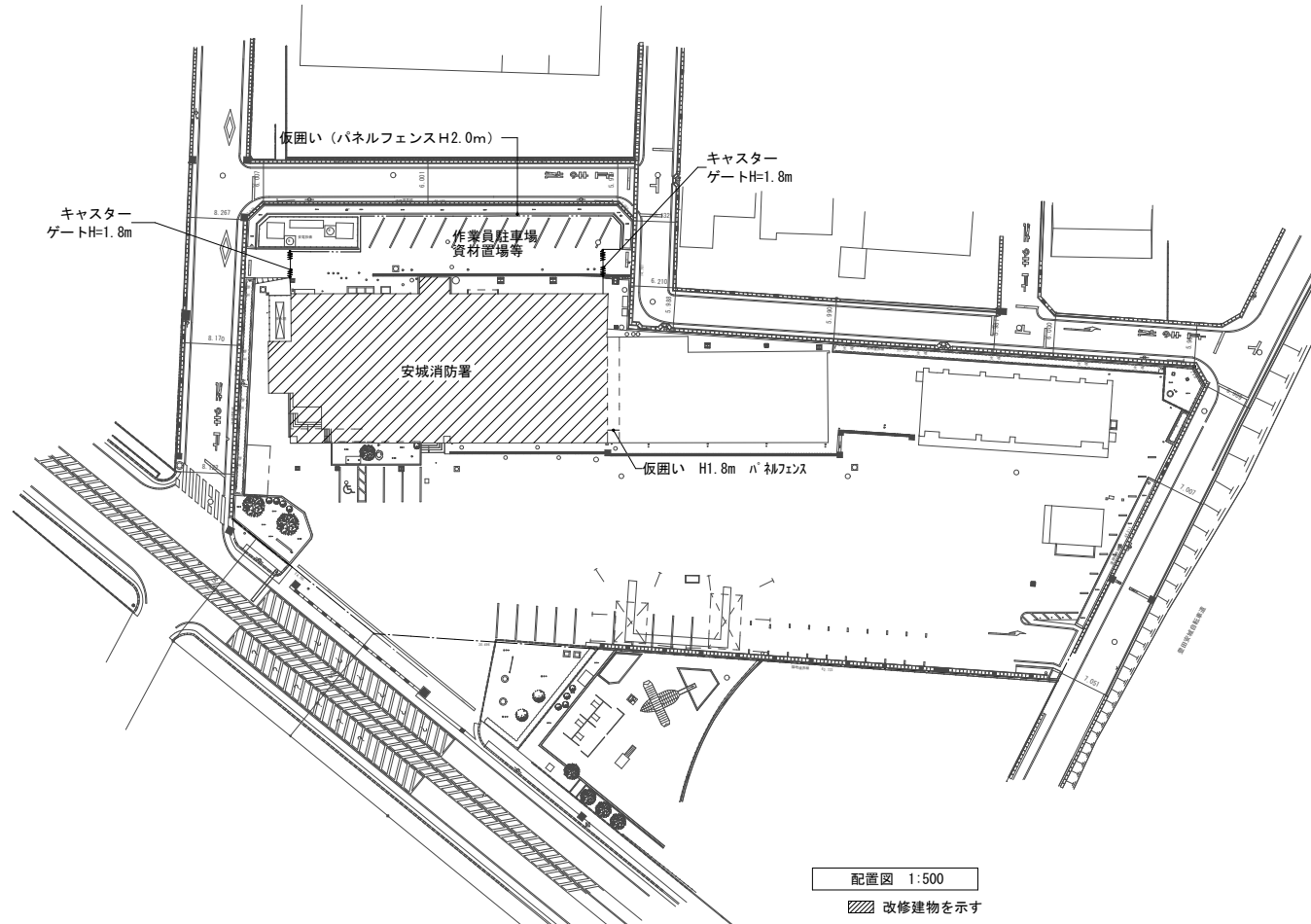
特記なき配管配線については下記とする。

———	いんべい配管
-----	天井こがし配線

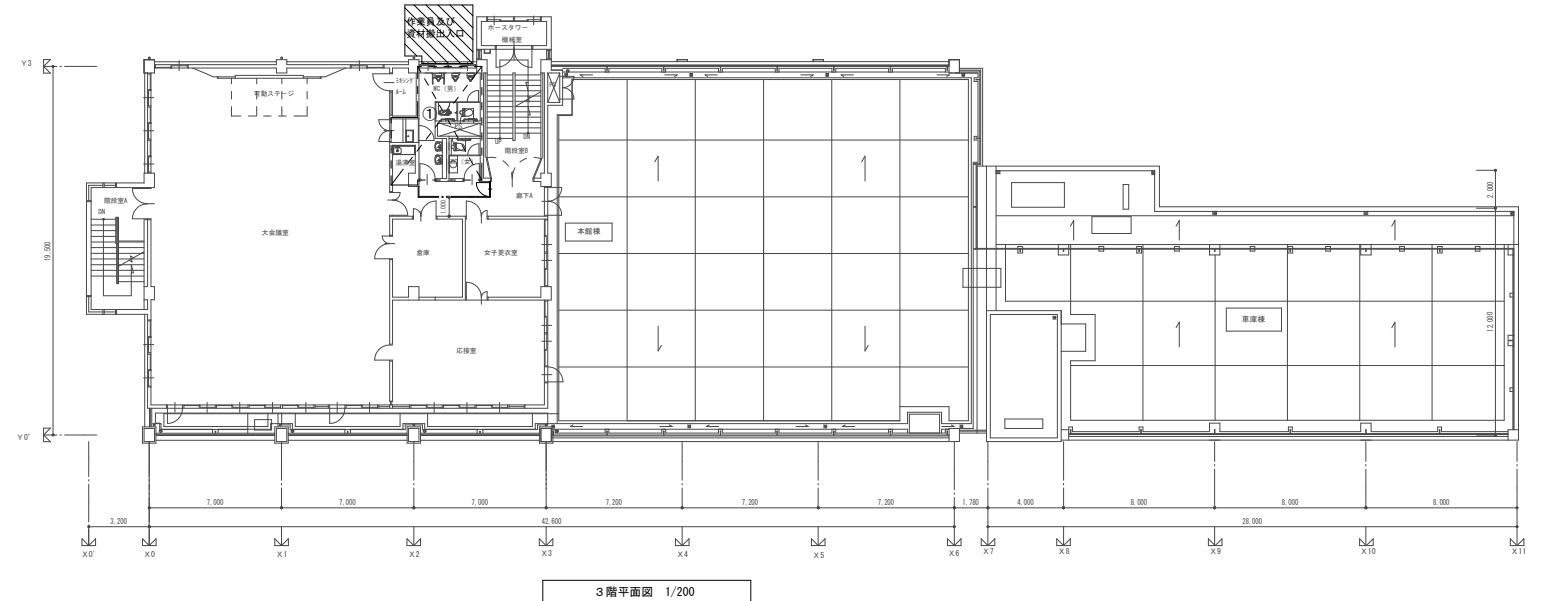
—X/AE—	EM-AE1.2-4C	天井内
--------	-------------	-----

- 注記
- ・既設を十分調査を行い、施工を行うこと。
 - ・細破線の機器及び配線については既設流用部を示す。
 - ・☆印については取外し再取付の機器を示す。
 - ・△印については移設の機器を示す。

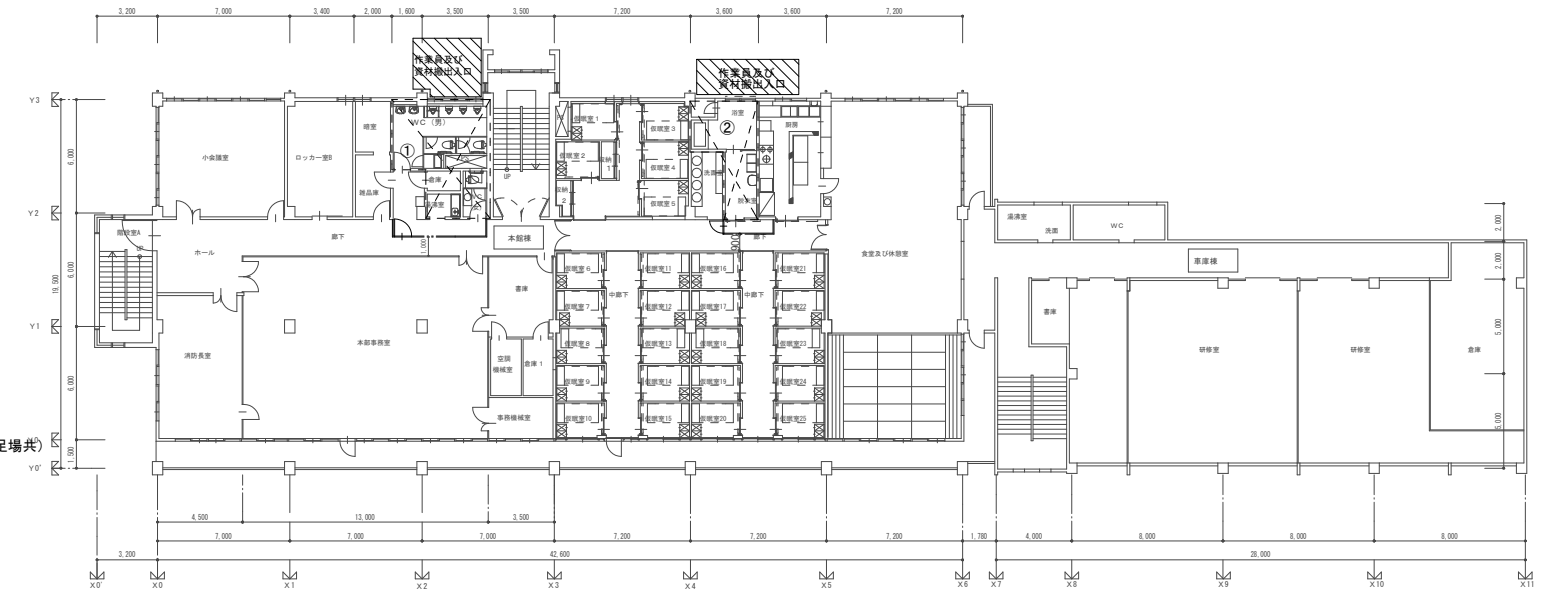
Memo



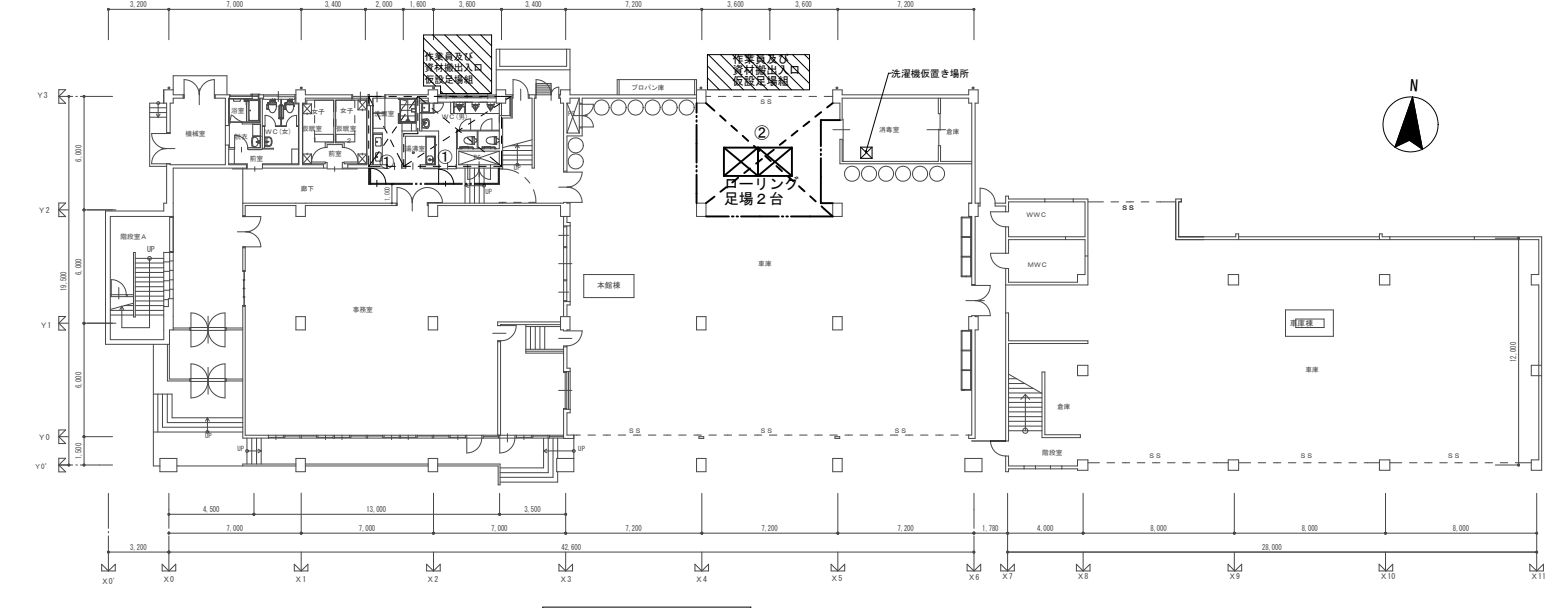
配置図 1:500
改修建物を示す



3階平面図 1/200



2階平面図 1/200



1階平面図 1/200

- 注意事項**
- 工事現場監理**
 署内は24時間365日業務を運営しながら工事をすることとなるので、職員、来客者などの安全の確保を徹底した上で工事をすること。また下記項目に対し十分留意のこと。
- 事務手続き関係**
- 1) 工事着手前に工程計画及び安全計画、仮設計画を提出し監督員の承諾を受けること。
 - 2) 本工事に於いて諸官庁届、騒音、振動等に関する届出、及び所轄消防署への消防安全計画書着工届・その他届出、手続きは請負人の負担で速やかに行うこと。
- 安全管理関係**
- 3) 施工に伴う騒音、振動には充分留意し、近隣環境に配慮すること。
 - 4) 外部に対し標識看板等で注意を促し、常に保守点検を行うこと。
 - 5) 工事車輛の出入り時については、一般通行人、来客者、職員に対し危険のないように注意すること。大型車輛の出入りの際には、特に誘導員等適切な人員配置を行うこと。
 - 6) 工事進入経路の舗装構成、マンホール、地下埋設物などを調査し、必要に応じて適切な養生を行うこと。
 - 7) 仮囲い、養生シート張り、その他必要に応じた危険防止設備を設けること。
 - 8) 工事場所付近の部屋や通路は必要に応じ専属の作業員にて掃除を行い、環境の確保に努めること。また、必要に応じ埃止めの目張りを実施すること。
 - 9) 施工に伴う破損箇所は工事請負者の負担において原形復旧のこと。
 - 10) 7Aベスト成形板を撤去する際は、石綿含有率が0.1%以上のものとして適正な撤去・処分を行うこと。又、工事着手に先立ち、7Aベスト含有の有無について工事着手前に調査を行った場合は、監督員に報告し、関係法令及び、公共建築改修工事特記仕様書に基づき適切に処理すること。
- 1. 施工条件**
- 以下の通り工区分けを行い、各工区ごとに工事を行うこと。なお、各部の使用開始前には指定する検査を受検すること。
 - ①工区 1階 洗面所、外部廻り、1～3階男女トイレ、湯沸室、PS、前面廊下、外部廻り
 - ②工区 1階 車庫、脱衣室・浴室、外部廻り
- 各階改修時について、各工区は仮設間仕切により区画すること。
 - 仮設間仕切は軽量鉄骨(LGS65)壁下地、石膏ボードt9.5+フィルムシートt0.15+目張りテープ、扉鍵付(アルミ既製品)とする。
 - 消毒室の洗濯機置き場には、仮設電源及び仮設給水が使用できるように施工する。
- 2. 仮設工事**
- 作業員及び資材搬出入口用の仮設足場ステージを各階に設置する。
 - 足場については「手すり先行等に関するガイドライン」(厚生労働省平成21年4月)により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立、解体又は変更の作業は「手すり先行工法による足場の組立等に関する基準」の2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。
 - 足場外周は防音養生シート(防災型)設置すること。
 - 仮囲いはパネルフェンスH1800とすること。
 - 廊下や階段など、改修対象範囲外を通り搬出入する場合は、養生及び清掃を行うこと。
- 3. その他**
- 工事中の利用者への安全対策は十分に注意すること。
 - 工事中の臭い、材料の飛散、騒音等には特に留意して養生を行うこと。
 - 工事用地周囲の既設フェンス面に養生シートを設置すること。
 - 足場の位置は参考図とし、監督員と協議すること。
 - 図中の作業員駐車場内は駐車可能とするが、その他で駐車場が必要な場合は、受注者の責において確保すること。
 - 工事用車両及び作業員車両の駐車は作業員駐車場内とし、スペースが不足する場合は送迎・乗り合わせ等対応を計画すること。
 - 借地や貸駐車場の利用について、事務及び必要経費は受注者の責任・負担とする。
 - ホースタワーは施設利用者が常時利用できる状況にしておくこと。

- [凡例]**
- 工区対象室及び記号は工区を示す
 - 作業員及び資材搬出入口: 仮設足場組 (昇降足場共)
 - 仮囲い (パネルフェンスH2.0m)
 - 仮設間仕切り
 - 仮設棚: 仮設足場利用 棚板2段 (コンパネ)



Memo

